

資料編

〔目 次〕

[防災関係組織等]	1
○防災関係機関連絡先一覧	1
○甲斐市建設安全協議会会員名簿	4
○甲斐市管工事協同組合会員名簿	6
[災害・危険箇所関係]	7
○過去の主な災害	7
○山地災害危険地一覧	10
○土石流危険渓流一覧	12
○急傾斜地崩壊危険区域指定箇所一覧	13
○土砂災害警戒区域、特別警戒区域一覧表	14
○異常気象時における道路通行規制区間	18
○溜池の現況	18
[通信等関係]	19
○防災行政無線設置状況一覧	19
[避難施設、防災公園、医療機関関係]	25
○避難地・避難所一覧	25
○水害時指定緊急避難場所一覧	27
○事前避難対象地区一覧	27
○福祉避難所一覧	28
○防災公園一覧	29
○市内医療機関一覧	29
○災害拠点病院、災害支援病院	33
○災害ボランティアセンター予定地	34
○医療救護所予定地	34
[消防、危険物施設関係]	35
○消防力の現況	35
○消防防災施設等整備計画	36
○消防水利一覧	37
○危険物施設箇所数	37
[水防関係]	38
○重要水防区域一覧	38
○溜池、農業用取水堰水閘門一覧	40
○水防倉庫及び資機材一覧	41
○市内雨量・水位観測所	41
○水防本部の標識等	42

○水防上避難立退予定区域一覧	43
○浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内要配慮者利用施設一覧	44
○水防実施状況報告書	47
[食料、給水、備蓄物資関係]	48
○緊急炊き出し予定施設一覧	48
○応急給水用施設、資機材一覧	48
○飲料水兼用耐震性貯水槽設置箇所	49
○水道施設状況	49
○救援物資集積所一覧	52
○防災備蓄倉庫一覧	52
[廃棄物、仮設住宅関係]	53
○ごみ処理施設	53
○一般廃棄物収集運搬許可業者一覧	53
○し尿処理施設	55
○浄化槽清掃業許可業者一覧	55
○災害廃棄物仮置場及び障害物集積場所	55
○仮設住宅建設予定地	56
[輸送等関係]	57
○飛行場外離着陸場等一覧	57
○ヘリコプター主要発着場一覧	57
○公用車両一覧	58
○臨時ヘリポートの基準	62
○市内緊急輸送道路一覧（県指定）	64
○緊急通行車両の標章	65
○緊急通行車両確認証明書	65
[災害対策本部等関係]	66
○甲斐市防災会議委員名簿	66
○配備基準及び動員表	67
○自衛隊災害派遣要請依頼文書様式	73
○自衛隊災害派遣撤収依頼文書	74
○自衛隊宿泊予定施設一覧	74
[自主防災組織等関係]	75
○自主防災組織規約	75
○地区防災計画	77
[条例等関係]	85
○甲斐市防災会議条例	85
○甲斐市災害対策本部条例	87

○甲斐市地震災害警戒本部条例	88
○甲斐市議会災害対策本部設置規程	89
○甲斐市自主防災組織資機材整備事業費補助金交付要綱	90
○甲斐市自主防災組織訓練事業費補助金交付要綱	92
○甲斐市木造住宅耐震支援事業実施要綱	94
○甲斐市ブロック塀等安全確保対策支援事業費補助金交付要綱	101
[様式等関係]	103
○消防防災航空隊出場要請書	103
○県指定に基づく被害報告様式	104
○「災害報告取扱要領」に基づく被害報告様式	107
○被害程度判定基準	111
○「火災・災害等即報要領」に基づく被害報告様式	113
○放送要請様式	119
○「地震等に関連する情報」発表時の状況報告様式	120
○広報文例「東海地震に関連する情報」に伴う広報	123
○警戒宣言による避難状況等報告（事前、緊急、発災後）	126
○地震防災応急対策実施等状況票	127
[災害救助法関係様式]	128
[そ の 他]	150
○災害用伝言ダイヤルの利用方法	150
○市内指定等文化財一覧	151
○山梨県災害救助法施行細則（別表）	155
○災害時相互応援協定一覧	161

[防災関係組織等]

○防災関係機関連絡先一覧

1 県

名 称	所 在 地	電 話 番 号	山梨県防災行政無線
県防災局防災危機管理課	甲府市丸の内1丁目6-1	055-223-1432	衛星200-2511 地上*9-200-2511
中北地域県民センター	韮崎市本町4丁目2-4	0551-23-3051	衛星400-2020 地上*9-400-2009
中北保健福祉事務所 (中北保健所)	韮崎市本町4丁目2-4	0551-23-3443	
中北林務環境事務所	韮崎市本町4丁目2-4	0551-23-3087	
中北農務事務所	韮崎市本町4丁目2-4	0551-23-3077	
中北建設事務所	甲府市貢川2丁目1-8	055-224-1660	
中北教育事務所	韮崎市本町4丁目2-4	0551-23-3006	

2 指定地方行政機関

名 称	所 在 地	電 話 番 号	山梨県防災行政無線
関東財務局甲府財務事務所	甲府市丸の内1丁目1-18	055-253-2261	
関東農政局山梨県拠点	甲府市丸の内1丁目1-18	055-254-6055	
関東森林管理局山梨森林管理事務所	甲府市宮前町7-7	055-253-1336	
甲府地方気象台	甲府市飯田4丁目7-29	055-222-9101	
国土交通省甲府河川国道事務所	甲府市緑が丘1丁目10-1	055-252-5491	

3 指定公共機関

名 称	所 在 地	電 話 番 号	山梨県防災行政無線
日本郵便(株)竜王郵便局	甲斐市名取12-1	055-279-1022	
日本郵便(株)玉幡郵便局	甲斐市西八幡1833-7	055-276-5239	
日本郵便(株)竜王榎郵便局	甲斐市万才117-2	055-276-5240	
日本郵便(株)敷島島上条郵便局	甲斐市島上条1656	055-277-3893	
日本郵便(株)松島郵便局	甲斐市中下条1661	055-277-4089	
日本郵便(株)吉沢郵便局	甲斐市吉沢3821-3	055-277-4087	
日本郵便(株)双葉郵便局	甲斐市下今井186-1	0551-28-2001	
日本郵便(株)双葉竜地郵便局	甲斐市龍地2783-6	0551-28-3522	
東日本旅客鉄道(株) 竜王駅	甲斐市竜王新町	055-278-1045	衛星66-215
塩崎駅	甲斐市下今井		
東日本電信電話(株)山梨支店	甲府市朝気3丁目21-15	055-237-0554	
日本赤十字社 山梨県支部	甲府市池田1丁目6-1	055-251-6711	
日本放送協会 甲府放送局	甲府市丸の内1丁目1-20	055-255-2113	

名 称	所 在 地	電 話 番 号	山梨県防災行政無線
中日本高速道路(株)八王子支社	中巨摩郡昭和町西条2858	055-275-5121	
甲府保全・サービスセンター			
東京電力パワーグリッド(株)山梨総支社	甲府市丸の内1丁目10-7	0120-995-007 上記不通の場合 055-215-5110	
(株)NTTドコモ山梨支店	甲府市丸の内2丁目31-3	055-236-1321	

4 指定地方公共機関

名 称	所 在 地	電 話 番 号	山梨県防災行政無線
(株)山梨放送	甲府市北口2丁目6-10	055-231-3232	
(株)テレビ山梨	甲府市湯田2丁目13-1	055-232-1114	
(株)エフエム富士	甲府市川田町アリア105	055-228-6969	
山梨交通(株)	甲府市飯田3丁目2-34	055-223-0811	
(一社)山梨県トラック協会	笛吹市石和町唐柏1000-7	055-262-5561	
(一社)山梨県医師会	甲府市徳行5丁目13-5	055-226-1611	
(一社)中巨摩医師会	甲斐市富竹新田1980	055-234-5511	
(一社)北巨摩医師会	韮崎市本町2丁目14-15 (いいのクリニック内)	0551-23-1296	
(一社)山梨県エルピーガス協会	甲府市飯田1丁目4-4	055-228-4171	
東京ガス山梨(株)	甲府市北口3丁目1-12	055-253-1341	

5 警察

名 称	所 在 地	電 話 番 号	山梨県防災行政無線
甲斐警察署	甲斐市志田670	0551-20-0110	
竜王交番	甲斐市篠原2323-1	055-276-2002	
敷島交番	甲斐市島上条1771-2	055-277-2045	
登美警察官駐在所	甲斐市龍地6561-5	0551-28-2148	

6 消防署

名 称	所 在 地	電 話 番 号	山梨県防災行政無線
甲府地区広域行政事務組合消防本部	甲府市伊勢3丁目8-23	055-222-1190	
甲府地区消防本部西消防署	甲斐市竜王3314-1	055-276-3825	
甲府地区消防本部敷島出張所	甲斐市島上条350-5	055-277-8119	
峡北広域行政事務組合消防本部	韮崎市本町4丁目8-36	0551-22-3311	
韮崎消防署双葉分署	甲斐市龍地5184-1	0551-28-0119	

7 自衛隊

名 称	所 在 地	電 話 番 号	山梨県防災行政無線
陸上自衛隊第1特科隊	南都留郡忍野村忍草3093	0555-84-3135	衛星66-435

8 事務組合

名 称	所 在 地	電 話 番 号	山梨県防災行政無線
甲府地区広域行政事務組合	甲府市伊勢3丁目8-23	055-228-7641	
中巨摩地区広域事務組合	中央市一町畑1189	055-273-5665	
峡北広域行政事務組合	韮崎市本町4丁目8-36	0551-22-3311	
峡北地域広域水道企業団	北杜市須玉町若神子744-28	0551-42-4830	

9 公共の団体

名 称	所 在 地	電 話 番 号	山梨県防災行政無線
山梨みらい農業協同組合竜王支店	甲斐市篠原2635	055-276-2026	
梨北農業協同組合双葉支店	甲斐市岩森211	0551-28-6111	
甲斐市商工会	甲斐市篠原2710-1	055-276-2385	

○甲斐市建設安全協議会会員名簿

(令和6年10月現在)

No.	事業所名	代表者名	所在地	郵便番号	T E L	F A X
1	甲信建設工業株式会社	飯室 祐一	甲斐市西八幡4362	400-0117	276-2350	276-3352
2	株式会社奥野建設	奥野 敏弘	甲斐市西八幡583-1	400-0117	276-6925	276-6925
3	株式会社中込建設	中込 幹也	甲斐市富竹新田1576-2	400-0113	276-3814	276-3852
4	株式会社藤創建	伊藤 利雄	甲斐市富竹新田476-7	400-0113	279-2281	287-6110
5	株式会社樋川建築	樋川 正樹	甲斐市竜王1254	400-0118	276-2403	279-1775
6	渡辺建設興業株式会社	渡辺 慎助	甲斐市名取393	400-0112	276-2826	276-2865
7	株式会社ひかわ工務店	樋川 力	甲斐市篠原1622	400-0115	276-6252	279-2450
8	株式会社工藝舎	福島 正	甲斐市名取521-1	400-0112	240-8525	240-8526
9	有限会社山梨ハウス工業	保延 実	甲斐市篠原884-2	400-0115	276-6410	279-1503
10	有限会社今村建設	今村 一仁	甲斐市竜王2168	400-0118	276-2302	276-3880
11	株式会社新光土木	小沢 和也	甲斐市竜王2476-1	400-0118	276-4521	276-4998
12	株式会社三澤工業	三澤 真人	甲斐市竜王1636	400-0118	276-4139	276-4197
13	四谷建設株式会社	齋藤 文彦	甲斐市竜王1278-1	400-0118	276-2544	276-7909
14	龍王産業株式会社	相川 幹夫	甲斐市竜王2111	400-0118	276-2014	276-4945
15	株式会社ニシノ建設管理	西野 和仁	甲斐市竜王1488-2	400-0118	276-0112	276-0174
16	有限会社押領司建設	押領司 伸一	甲斐市玉川784-14	400-0116	276-7471	279-7254
17	株式会社中村建設	中村 国男	甲斐市万才300	400-0114	276-3559	276-5779
18	羽黒工業株式会社	小田切 昭	甲斐市竜王新町1279	400-0111	276-2346	279-2591
19	有限会社喜山工業	中根 喜行	甲斐市篠原3031-4	400-0115	276-8103	276-8130
20	有限会社盟悠開発	杉田 正和	甲斐市篠原1581-6	400-0115	276-7813	276-7239
21	千宝建設有限会社	千野 雄広	甲斐市富竹新田1336-2	400-0113	279-7460	279-7471
22	大日興業株式会社	井上 眞喜子	甲斐市中下条1352	400-0124	277-6678	277-3983
23	有限会社藤原建設	藤原 忠司	甲斐市中下条2015	400-0124	277-2276	277-8200
24	有限会社松永工務店	松永 昭人	甲斐市中下条2040-1	400-0124	277-3389	277-8148
25	松島建設株式会社	三井 和利	甲斐市中下条1744	400-0124	277-2127	277-2157
26	有限会社三井建設	三井 良広	甲斐市中下条1289	400-0124	277-2646	277-2906

No.	事業所名	代表者名	所在地	郵便番号	TEL	FAX
27	有限会社宏建	岩下 宏人	甲斐市中下条361-6	400-0124	277-4978	277-4976
28	有限会社松本匠建	松本 栄一	甲斐市中下条1494	400-0124	277-2282	277-2303
29	滝口建設株式会社	滝口 功	甲斐市島上条392	400-0123	277-2211	277-3232
30	有限会社井上工業	井上 芳一	甲斐市島上条1877-1	400-0123	267-0050	267-0040
31	株式会社高山建設	長田 英二	甲斐市大下条1023	400-0126	277-2179	277-3937
32	有限会社保坂工業	保坂 伸吾	甲斐市大下条1139	400-0126	277-2246	277-7800
33	Human Bond株式会社	小林 英二	甲斐市大下条1011-1	400-0126	244-8183	244-8313
34	有限会社高見澤建設	高見澤 照男	甲斐市牛匂2740-31	400-0121	277-4578	277-4511
35	株式会社いのまた	猪股 尚幸	甲斐市長塚270	400-0125	277-2322	277-2844
36	株式会社保坂建設	保坂 敏浩	甲斐市龍地6372	400-0104	0551 28-2459	0551 28-3603
37	株式会社住建	渡邊 勝博	甲斐市龍地2571-2	400-0104	0551 28-4490	0551 28-6036
38	山野興業株式会社	山野 政二	甲斐市龍地5001-1	400-0104	0551 28-3601	0551 28-3601
39	有限会社光本興業	光本 暁	甲斐市下今井2603-5	400-0105	0551 28-4529	0551 28-3727
40	有限会社柳本土木	小林 美代子	甲斐市宇津谷4897	400-0108	0551 28-2128 0551 22-6685	0551 28-5529
41	株式会社フジヒロ	伊藤 廣邦	甲斐市宇津谷907-7	400-0108	0551 28-3962	0551 28-5732
42	株式会社米山興業	米山 浩之	甲斐市大埜51	400-0103	0551 28-5001	0551 28-5048

○甲斐市管工事協同組合会員名簿

(令和7年1月現在)

	No.	会社名	代表者名	住所	電話番号	F A X 番号
会 員	1	有限会社小澤設備	小澤 伸	甲斐市竜王2757-5	276-4548	279-4548
	2	カネト工業株式会社	戸栗 里美	甲斐市西八幡3484	276-6351	279-4746
	3	株式会社クリーン環境 センター	伊藤 晴恵	甲斐市西八幡3483	276-2407	276-5822
	4	有限会社佐藤設備	佐藤 賢	甲斐市西八幡1522-16	279-0502	279-3635
	5	田中設備有限会社	田中 啓治	甲斐市玉川270	279-0447	279-1367
	6	有限会社トーショー	清水 剛仁	甲斐市万才155-1	276-3271	276-3561
	7	有限会社長井工業	長井 光義	甲斐市西八幡866-8	276-8575	279-2762
	8	三巨摩工営	深沢 充明	甲斐市篠原934	276-2818	276-2808
	9	有限会社吉澤設備	吉澤 茂樹	甲斐市西八幡4404	276-3118	279-2532
	10	株式会社レイコー	長田 晃	甲斐市長塚701-2	277-6863	277-3779
	11	パイピング中村	中村 修	甲斐市篠原934	276-2818	276-2818
	12	双葉設備株式会社	上野 吉輔	甲斐市志田517-1	0551-28- 4775	0551-28- 4779
	13	山野設備工業	山野 洋人	甲斐市龍地6544	0551-28- 2570	0551-28- 5141
	14	甲信日成株式会社	星 龍次	甲斐市玉川226	279-9541	279-9571
	15	長田設備工業	長田 伸二	甲斐市牛匂2263-8	277-3553	277-3553
	16	有限会社マルコー空調	山田 光	甲斐市島上条1840-10	277-3995	277-8511
	17	株式会社中嶋興業	中嶋 卓司	甲斐市篠原1583-2	288-9970	288-9971
	18	K Y K	野田 清人	甲斐市篠原2197	249-8066	249-8067
賛 助 会 員	1	西関東機材株式会社山 梨（営）	藤島 廣明	甲斐市名取49	276-3021	276-1855
	2	サンコー機材株式会社 甲府支店	向山 英雄	甲斐市名取729	276-4811	279-0771
	3	株式会社小泉中部	内津 洋一	甲府市蓬沢町945-1	237-3631	232-1584
	4	清水工機株式会社	清水 太	南アルプス市上今諏訪750	282-7211	282-7861
	5	株式会社エル機材	窪田 恵子	甲斐市龍地5540	0551-28-7272	0551-28-7300

[災害・危険箇所関係]

○過去の主な災害

〈旧竜王町〉

- 1 明治29年（1896）安楽寺裏堤欠壊、玉幡村大災害、この復旧のため、小学建築計画を延期し、村社の例祭を中止した。塩川筋では死者33人、流出家屋500戸に及んだ。
- 2 明治31年（1898）及び32年水害、29年の復旧未完了地区から本流押入り、又新せぎ上350間決壊、復旧費へ玉幡村費を1,700円支出し、堤防上置工事へ、賦役人夫2,600人出す。
- 3 昭和23年9月、25年8月の台風で、共に貢川の堤防が決壊した。
- 4 昭和34年（1959）台風7号、15号、台風は毎年日本を襲い大きな損害を被っているが、山梨県は今まで中心進路に当たったことが無く、その暴威の恐ろしさを現実に味わった経験が無いため、台風対策にはあまり関心が持たれなかった。この年の二つの台風は無防備の虚を突いて甚大な損害を与え、県民の台風に対する認識を植付けたのである。
 - （1）（7号台風）8月10日マリアナ群島に発生し、14日駿河湾より上陸し毎時60キロの速さで富士川を北上、釜無川に沿って長野県へ抜けたので、本町は中心進路に当たり、この辺を通過するときには時速75キロとスピードを増し、午前6時30分より7時30分の約1時間で通り過ぎたが、猛烈な暴風雨で瞬間最大風速43.2メートル/s、最低気圧（海面）968.5ミリバール、雨量194.4ミリ、県内では山岳地帯は500から600ミリに達し、釜無川も大增水し信玄橋に水がついたが堤防の決壊は無く、本町では水よりも風の被害が大きかった。

本町の被害は、家屋の全壊40戸、半壊等約100戸、屋根その他小被害は全戸に及び、死者1人、負傷者数人を出した。また神社仏閣等の境内の数百年を経た大木が大部分倒伏してしまった。

本町にも災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用され、被災者に対し、応急住宅の建築、物資の配給、復旧資金の貸出し等が行われた。
 - （2）（15号台風）9月26日午後7時30分頃より翌朝1時頃まで約6時間山梨県西部を通過し日本海を抜け中心からは外れたが半径400キロメートルに及ぶ大型台風であったため山梨県に大きな被害を与えた。甲府では瞬間最大風速37.2メートル/s、最低気圧（海面）980.1ミリバール、道志村では降水量347ミリを観測した。

本町では、住宅の倒壊65戸、半壊、物置等約300棟、死者2名を出し、稲は大部分倒伏して大被害を受けた。
- 5 昭和40年9月25日、台風26号、午前1時から2時頃まで、山梨県西部を北上、風速30メートル、足和田村根場部落に山崩れあり、死者180名を出す。本町で、床下浸水104戸、稲に相当の被害があった。

〈旧敷島町〉

発 生 年 月 日	災 害 種 別	被 害 等 の 概 要
明治10年11月	風 害	詳細な被害内容は不明
11年	水 害	荒川氾濫。松島地内堤防5間流出
39年7月	〃	清沢川氾濫。清川小学校付近及び亀沢中学校下流出
40年	〃	連続降雨量約300ミリ。県下被害甚大
41年12月28日	地 震	M5.8（震央山梨県中部）、震度5（甲府市の記録）
43年	水 害	連続降雨量約640ミリ。甲府市付近被害甚大
大正12年9月1日	地 震 （関東大地震）	M7.9（震央相模灘）、震度6 甲府市の記録－死者4人、負傷者9人、家屋全壊322棟・半壊427棟等
13年1月15日	地 震 （丹 沢 地 震）	M7.3（震央神奈川県）、震度6 甲府市の記録－水道管破損60箇所、電話線故障82箇所（山梨日日新聞）
昭和10年10月	水 害	明治40年、43年を超える雨量。河川決壊し、民家3戸流失
11年10月	〃	堤防決壊。千松橋流失
19年12月7日	地 震 （東南海地震）	M7.9（震央熊野灘）、震度5 甲府市の記録－甲府市付近で負傷者2人、家屋全壊26棟・半壊8棟、橋梁墜落1、屋根壁落下29箇所、馬1頭死亡（山梨日日新聞）
34年8月14日	台風第7号	河川氾濫。死者1人、負傷者4人。家屋全壊33戸・半壊46戸、床下浸水7戸。田畑、道路被害甚大
34年9月26日	台風第15号 （伊勢湾台風）	敷島、睦沢両地区の被害甚大。家屋全壊17戸、半壊50戸
48年4月	林野火災	御岳昇仙峡の羅漢寺山より出火。消防団により消火作業7日間
57年	台風第10号	昇仙峡で山崩れにより道路寸断、荒川決壊
	台風第18号	〃
平成3年9月	台風第18号	獅子平地区において県道へ土砂流出
10年1月	雪 害	町内全域に渡り、記録的な大雪
平成12年9月11日	台風第14号	亀沢地区護岸崩落により家屋全壊1棟、半壊2棟
～12日		千田林道の崩落により道路寸断。千田地区孤立

〈旧双葉町〉

1 関東大震災

大正12年9月1日正午近くに関東地方一帯を襲った大地震は、総数約10万人もの死者を出し、また、災害地には戒厳令が敷かれるという前代未聞の大災害となった。本町（旧登美、塩崎両村）では、中央線が遮断され、通信が途絶えたことを除けば、被害は軽微であり、人畜への被害はなかった。

2 台風7号

昭和34年8月14日を中心に、台風7号は暴風雨を伴って本県を通過した。この台風による本県の被害は別表第1のとおりである。本町においては、幸い人畜への被害はなかったものの、住宅などの被害は多く、その状況は別表第2のとおりである。塩川沿岸宇津谷地内、外河原耕地整理地区2丁歩、下今井下河原地内耕地1丁歩の流失、また、町内3河川の逆流による六反川の末流柳の内一帯での流失1丁歩余、冠水3丁歩余が本町における特に大きな被害であった。

○山地災害危険地一覧

1 崩壊土砂流出危険地区

(平成16年3月31日現在)

位 置		保 安 林 等	地 す べ り 防 止 区 域 指 定	他 の 法 令 等 の 指 定	荒 廃 状 況	面 積 (ha)	治山事業 進捗状況	公 共 施 設 等					
市 名	大字、字							人家 50戸 以上	人家 49～ 10戸	人家 9～ 5戸	人家 4戸 以下	公共施設道路を除く	道 路
甲斐市	亀沢、藤の木	無	無	無	有	0	無		10				県道
〃	亀沢、菩だい	有	無	有	有	2	一部概成		15				県道
〃	打返	有	無	無	有	1	一部概成			6			県道
〃	打返、向沢	有	無	無	有	2	一部概成		15				林道
〃	漆戸、梅窪	有	無	無	無	1	無			6			県道
〃	漆戸	有	無	無	無	1	無		15				林道
〃	上管口、かじろ窪	無	無	無	無	2	無		15				市町村
〃	下芦沢、寺沢	有	無	有	有	1	一部概成			8			市町村
〃	下芦沢、久保平	有	無	無	無	1	一部概成		10				市町村
〃	上芦沢、久保平	有	無	無	無	2	一部概成		10				市町村
〃	上芦沢、小川	有	無	無	無	2	一部概成		10				市町村
〃	上芦沢、古沢	有	無	無	有	2	一部概成		10				市町村
〃	下福沢、東沢	有	無	無	無	1	一部概成		16			1	県道
〃	下福沢、鬼窪	有	無	無	有	2	一部概成						県道
〃	下芦沢、志戸窪	有	無	無	無	2	一部概成		13				県道
〃	下福沢、大瀬	有	無	無	有	1	一部概成		13				県道
〃	下福沢、前屋	有	無	無	有	5	一部概成				2		県道
〃	獅子平、柿の窪沢	有	無	無	無	1	無			9			県道
〃	上芦沢、大洞	有	無	無	有	9	無				2		林道
〃	上芦沢、曲岳	有	無	無	無	1	一部概成						林道
〃	上芦沢、平見条	有	無	無	有	5	一部概成		15				県道
〃	吉沢	有	無	有	無	8	一部概成	100				2	県道
〃	北の沢	有	無	無	有	2	一部概成		22				町道
〃	団子新居、新田	有	無	有	有	12	未成		25				市町村
〃	宇津谷、菖蒲沢	無	無	無	無	6	未成			5			市町村

2 山腹崩壊危険地区

(平成16年3月31日現在)

位 置		保 安 林 等	他 の 法 令 等 の 指 定	荒 廃 状 況	面積(ha)		治山事業 進捗状況	公 共 施 設 等					
市 名	大字、字				調 査 地 区	危険 地区 85点 以上 メッシュ		人家 50戸 以上	人家 49～ 10戸	人家 9～ 5戸	人家 4戸 以下	公共施設 道路を除く	道 路
甲斐市	亀沢、睦沢	無	有	無	2	2	無			7			県道
〃	亀沢、大下	無	無	無	5	5	無		40				県道
〃	亀沢、睦沢	無	無	無	5	5	無		20			1	県道
〃	亀沢、中村	無	無	無	4	4	無		15			1	県道
〃	亀沢、中村	無	無	有	3	3	無			6			県道
〃	漆戸、中谷	無	無	無	2	2	無			6			市町村
〃	漆戸、家の裏	有	無	無	8	8	無		15				林道
〃	漆戸、中谷	有	無	無	8	8	無		12				林道
〃	上管口、かじろ	無	無	無	3	2	無			8			市町村
〃	上管口、下平	無	無	無	3	2	無			8			市町村
〃	安寺沢、外窪	有	無	無	4	4	無			9			林道
〃	下福沢、大屋	有	無	無	13	12	無		30			1	県道
〃	神戸、日影畑	有	無	無	9	9	無		15				県道
〃	上芦沢、木村	有	無	無	8	8	無			5			市町村
〃	下芦沢、平石	無	無	無	8	8	無		16				県道
〃	上福沢、上福沢	有	無	無	6	4	無		12			1	県道
〃	前屋、前屋	有	無	無	3	3	無		15				県道
〃	獅子平、池の頭	無	無	無	2	2	無			7			県道
〃	亀沢、久保	無	無	無	6	6	無		12				県道
〃	亀沢、久保	有	有	無	3	3	一部概成			8			県道
〃	千田、清水平	無	無	無	8	8	無				4		市町村
〃	下福沢、切畑	無	無	無	8	8	無						県道
〃	吉沢、芦沢	有	無	有	5	5	未成						林道
〃	米沢	無	有	無	3	3	一部概成		11				市町村
〃	大袋、道尾山	無	無	無	0	0	一部概成						市町村
〃	岩森、道下	無	無	有	0	0	一部概成						市町村

○土石流危険溪流一覧

(令和4年4月現在)

幹川名	溪流名	市名	字	人家戸数	公共施設数	公共建物
貢川	天狗川	甲斐市	大久保	12	0	
亀沢川	菩堤川	〃	亀沢	7	0	
〃	藤の木沢	〃	藤の木沢	8	0	
〃	打返沢	〃	打返	6	0	
〃	下漆戸沢	〃	漆戸	6	0	
〃	漆戸沢	〃	〃	15	1	公民館
〃	菅口西沢	〃	上菅口	11	1	公民館
〃	菅口沢	〃	〃	13	1	公民館
〃	下菅口沢	〃	下菅沢	9	1	公民館
〃	安寺沢	〃	安寺	8	1	公民館
〃	安寺東沢	〃	〃	5	0	
〃	西八沢	〃	下菅沢	3	1	
〃	上芦沢	〃	平見城	2	2	
〃	清沢	〃	〃	33	7	公民館
〃	要とう沢	〃	下菅沢	13	0	
〃	東沢	〃	東沢	3	2	公民館
〃	師子平沢	〃	獅子平	11	1	集会所
〃	東久保沢	〃	藤の木	13	2	公民館
〃	南久保沢	〃	久保	19	0	
〃	金谷沢	〃	〃	8	0	
荒川	沢の沢	〃	吉沢	13	0	保育園
〃	吉沢	〃	〃	24	1	
〃	コガゲサン沢	〃	寺平	12	0	
〃	長潭沢	〃	〃	0	4	
〃	千田沢	〃	千田	5	0	
釜無川	東沢	〃	浦沢	39	1	公民館
〃	坊沢川	〃	坊沢川新田	22	1	
〃	坊沢川の1	〃	団子新居	123	1	保育所

○急傾斜地崩壊危険区域指定箇所一覧

(令和5年12月現在)

指定区域名	市名	大字	字	指定年月日	指定番号	指定面積 (ha)	指定保全戸数 (戸)
村添	甲斐市	下福沢	村添乙	明61.7.24	0359	0.25	7
久保	〃	亀沢	久保他	平2.2.8	0054	1.37	16
大下	〃	〃	大下他	平9.3.31	0128	1.04	15
〃	〃	〃	池ノ原	平13.3.22	0126	0.19	5
中下	〃	〃	中下他	平15.2.17	0081	1.78	12
米沢	〃	宇津谷	雑子石他	昭52.10.17	0386	3.14	13
岩森	〃	岩森	坊沢東	昭62.8.13	0303	0.66	18
岩森の2	〃	〃	道下他	平2.11.15	0564	0.87	13
下芦沢	〃	下芦沢	川端、立岡山、立岡石、平石、堰下	平17.12.15	0653	1.42	12
藤の木	〃	亀沢	上ノ田、菩提	平22.2.22	0050	0.61	7
中下	〃	亀沢	中下	平22.2.25	0055	0.01	0
藤の木	〃	亀沢	上ノ田、菩提	平23.6.16	0243	0.03	7
中村2	〃	亀沢	中村	平23.9.8	0379	0.44	6
村添	〃	下福沢	村添	平25.1.17	0017	0.47	10
中谷戸の3	〃	宇津谷	中谷戸	平28.2.4	0033	0.24	1
中村	〃	亀沢	菩提	令1.11.21	0134	0.66	5
中村の2	〃	亀沢	中村、菩提	令4.3.7	0043	0.48	0
岩森の2	〃	岩森	道下他	令5.12.11	0290	0.41	12

○土砂災害警戒区域、特別警戒区域一覧表

(令和5年7月27日現在)

市町村名	自然現象の種類	区域名	特別警戒区域 を含む区域	概ねの位置 (大字)	告示日	告示 番号
甲斐市	急傾斜地の崩壊	下芦沢	○	下芦沢	H22.3.18	95
甲斐市	急傾斜地の崩壊	前屋－1	○	下福沢（前屋）	H22.3.18	95
甲斐市	急傾斜地の崩壊	前屋－2	○	下福沢（前屋）	H22.3.18	95
甲斐市	急傾斜地の崩壊	上菅口－1	○	上菅口	H22.3.18	95
甲斐市	急傾斜地の崩壊	上菅口－2	○	上菅口	H22.3.18	95
甲斐市	急傾斜地の崩壊	漆戸－1	○	漆戸	H22.3.18	95
甲斐市	急傾斜地の崩壊	漆戸－2	○	漆戸	H22.3.18	95
甲斐市	急傾斜地の崩壊	漆戸の2－1	○	漆戸	H22.3.18	95
甲斐市	急傾斜地の崩壊	漆戸の2－2	○	漆戸	H22.3.18	95
甲斐市	急傾斜地の崩壊	打返	○	打返	H22.3.18	95
甲斐市	急傾斜地の崩壊	藤ノ木	○	亀沢（藤ノ木）	H22.3.18	95
甲斐市	急傾斜地の崩壊	中村	○	亀沢（中村）	H22.3.18	95
甲斐市	急傾斜地の崩壊	中村の2・中村Ⅱ	○	亀沢（中村）	H22.3.18	95
甲斐市	急傾斜地の崩壊	大下	○	亀沢（大下）	H22.3.18	95
甲斐市	急傾斜地の崩壊	久保	○	亀沢（久保）	H22.3.18	95
甲斐市	急傾斜地の崩壊	窪田－1	○	吉沢（窪田）	H22.3.18	95
甲斐市	急傾斜地の崩壊	窪田－2	○	吉沢（窪田）	H22.3.18	95
甲斐市	急傾斜地の崩壊	寺平－1	○	吉沢（寺平）	H22.3.18	95
甲斐市	急傾斜地の崩壊	寺平－2	○	吉沢（寺平）	H22.3.18	95
甲斐市	急傾斜地の崩壊	安寺Ⅱ	○	安寺	H22.3.18	95
甲斐市	急傾斜地の崩壊	安寺Ⅱの2－1	○	安寺	H22.3.18	95
甲斐市	急傾斜地の崩壊	安寺Ⅱの2－2	○	安寺	H22.3.18	95
甲斐市	急傾斜地の崩壊	漆戸Ⅱ	○	漆戸	H22.3.18	95
甲斐市	急傾斜地の崩壊	久保Ⅱ	○	亀沢（久保）	H22.3.18	95
甲斐市	急傾斜地の崩壊	下菅口	○	下菅口	H22.3.18	95
甲斐市	急傾斜地の崩壊	上菅口の2	○	上菅口	H22.3.18	95
甲斐市	急傾斜地の崩壊	上菅口の3	○	上菅口	H22.3.18	95
甲斐市	急傾斜地の崩壊	上菅口の4	○	上菅口	H22.3.18	95
甲斐市	急傾斜地の崩壊	獅子平	○	獅子平	H22.3.18	95
甲斐市	急傾斜地の崩壊	獅子平の2－1	○	獅子平	H22.3.18	95
甲斐市	急傾斜地の崩壊	獅子平の2－2	○	獅子平	H22.3.18	95
甲斐市	急傾斜地の崩壊	窪田の2	○	吉沢（窪田）	H22.3.18	95
甲斐市	急傾斜地の崩壊	寺平の2	○	吉沢（寺平）	H22.3.18	95

市町村名	自然現象の種類	区域名	特別警戒区域 を含む区域	概ねの位置 (大字)	告示日	告示 番号
甲斐市	急傾斜地の崩壊	寺平の3-1	○	吉沢(寺平)	H22.3.18	95
甲斐市	急傾斜地の崩壊	寺平の3-2	○	吉沢(寺平)	H22.3.18	95
甲斐市	急傾斜地の崩壊	千田	○	千田	H22.3.18	95
甲斐市	急傾斜地の崩壊	千田の2	○	千田	H22.3.18	95
甲斐市	急傾斜地の崩壊	道尾山-1	○	大埜(道尾山)	H22.3.18	95
甲斐市	急傾斜地の崩壊	道尾山の2	○	大埜(道尾山)	H22.3.18	95
甲斐市	急傾斜地の崩壊	道尾山の2-1	○	大埜(道尾山)	H22.3.18	95
甲斐市	急傾斜地の崩壊	道尾山の2-2	○	大埜(道尾山)	H22.3.18	95
甲斐市	急傾斜地の崩壊	道尾山の2-3	○	大埜(道尾山)	H22.3.18	95
甲斐市	急傾斜地の崩壊	日向		菖蒲沢(日向)	H22.3.18	95
甲斐市	急傾斜地の崩壊	日影	○	菖蒲沢(日影)	H22.3.18	95
甲斐市	急傾斜地の崩壊	米沢-1	○	宇津谷(米沢)	H22.3.18	95
甲斐市	急傾斜地の崩壊	米沢-2	○	宇津谷(米沢)	H22.3.18	95
甲斐市	急傾斜地の崩壊	米沢-3		宇津谷(米沢)	H22.3.18	95
甲斐市	急傾斜地の崩壊	駒沢	○	宇津谷(駒沢)	H22.3.18	95
甲斐市	急傾斜地の崩壊	中谷戸-1	○	宇津谷(中谷戸)	H22.3.18	95
甲斐市	急傾斜地の崩壊	中谷戸-2	○	宇津谷(中谷戸)	H22.3.18	95
甲斐市	急傾斜地の崩壊	上郷-1	○	宇津谷(元屋敷)	H22.3.18	95
甲斐市	急傾斜地の崩壊	上郷-2	○	宇津谷(久保川)	H22.3.18	95
甲斐市	急傾斜地の崩壊	岩森	○	岩森西原	H22.3.18	95
甲斐市	急傾斜地の崩壊	つくしの-1	○	岩森道下	H22.3.18	95
甲斐市	急傾斜地の崩壊	つくしの-2	○	岩森道下	H22.3.18	95
甲斐市	急傾斜地の崩壊	つくしの2	○	岩森道下	H22.3.18	95
甲斐市	急傾斜地の崩壊	上町	○	下今井登之越	H22.3.18	95
甲斐市	急傾斜地の崩壊	小川	○	上芦沢(小川)	H22.11.8	331
甲斐市	急傾斜地の崩壊	本村	○	上芦沢(本村)	H22.11.8	331
甲斐市	急傾斜地の崩壊	本村の2-1	○	上芦沢(本村)	H22.11.8	331
甲斐市	急傾斜地の崩壊	本村の2-2	○	上芦沢(本村)	H22.11.8	331
甲斐市	急傾斜地の崩壊	下芦沢の2-1	○	下芦沢	H22.11.8	331
甲斐市	急傾斜地の崩壊	下芦沢の2-2	○	下芦沢	H22.11.8	331
甲斐市	急傾斜地の崩壊	上福沢	○	上福沢	H22.11.8	331
甲斐市	急傾斜地の崩壊	上福沢の2	○	上福沢	H22.11.8	331
甲斐市	急傾斜地の崩壊	上福沢の3	○	上福沢	H22.11.8	331
甲斐市	急傾斜地の崩壊	上福沢の4	○	神戸	H22.11.8	331
甲斐市	急傾斜地の崩壊	上福沢の5	○	上福沢	H22.11.8	331
甲斐市	急傾斜地の崩壊	下福沢	○	下福沢	H22.11.8	331

市町村名	自然現象の種類	区域名	特別警戒区域 を含む区域	概ねの位置 (大字)	告示日	告示 番号
甲斐市	急傾斜地の崩壊	前屋の2-1	○	下福沢(前屋)	H22.11.8	331
甲斐市	急傾斜地の崩壊	前屋の2-2	○	下福沢(前屋)	H22.11.8	331
甲斐市	急傾斜地の崩壊	安寺	○	安寺	H22.11.8	331
甲斐市	急傾斜地の崩壊	安寺の2	○	安寺	H22.11.8	331
甲斐市	急傾斜地の崩壊	打返の2	○	打返	H22.11.8	331
甲斐市	急傾斜地の崩壊	藤ノ木の2	○	亀沢(藤ノ木)	H22.11.8	331
甲斐市	急傾斜地の崩壊	中村の3	○	亀沢(中村)	H22.11.8	331
甲斐市	急傾斜地の崩壊	中村の4		亀沢(中村)	H29.3.23	331
甲斐市	急傾斜地の崩壊	大下の2	○	亀沢(大下)	H22.11.8	331
甲斐市	急傾斜地の崩壊	大下の3	○	亀沢(大下)	H22.11.8	331
甲斐市	急傾斜地の崩壊	外道	○	吉沢(外道)	H22.11.8	331
甲斐市	急傾斜地の崩壊	池ノ原	○	牛匂(池ノ原)	H22.11.8	331
甲斐市	急傾斜地の崩壊	伊豆ノ宮	○	大埜(伊豆ノ宮)	H22.11.8	331
甲斐市	急傾斜地の崩壊	道尾	○	大埜(道尾)	H22.11.8	331
甲斐市	急傾斜地の崩壊	大境道東	○	宇津谷(大境道東)	H22.11.8	331
甲斐市	急傾斜地の崩壊	滝沢	○	宇津谷(滝沢)	H22.11.8	331
甲斐市	急傾斜地の崩壊	中谷戸の2	○	宇津谷(ハッ倉)	H22.11.8	331
甲斐市	急傾斜地の崩壊	中谷戸の3	○	宇津谷(中谷戸)	R1.8.1	61
甲斐市	急傾斜地の崩壊	中谷戸の4	○	宇津谷(中谷戸)	H22.11.8	331
甲斐市	急傾斜地の崩壊	岩森の2	○	岩森(山の神)	H22.11.8	331
甲斐市	土石流	天狗川		大久保(上ノ段)	H22.3.18	95
甲斐市	土石流	菩提川		亀沢(大下)	H22.3.18	95
甲斐市	土石流	藤の木沢	○	亀沢(藤ノ木)	H22.3.18	95
甲斐市	土石流	打返沢-1	○	打返	H22.3.18	95
甲斐市	土石流	打返沢-2	○	打返	H22.3.18	95
甲斐市	土石流	下漆戸沢	○	漆戸	H22.3.18	95
甲斐市	土石流	ヤナロ沢	○	漆戸	H22.3.18	95
甲斐市	土石流	漆戸沢		漆戸	H22.3.18	95
甲斐市	土石流	満しが久保沢	○	下菅口	H22.3.18	95
甲斐市	土石流	菅口西沢	○	上菅口	H22.3.18	95
甲斐市	土石流	菅口沢	○	上菅口、下菅口	H22.3.18	95
甲斐市	土石流	下菅口沢		下菅口	H22.3.18	95
甲斐市	土石流	安寺沢		安寺	H22.3.18	95
甲斐市	土石流	安寺東沢	○	安寺	H22.3.18	95
甲斐市	土石流	下窪沢	○	下福沢	H22.3.18	95
甲斐市	土石流	亀沢川		神戸	H22.3.18	95

市町村名	自然現象の種類	区域名	特別警戒区域 を含む区域	概ねの位置 (大字)	告示日	告示 番号
甲斐市	土石流	西八沢		下芦沢	H22. 3. 18	95
甲斐市	土石流	本村沢	○	上芦沢 (本村)	H22. 3. 18	95
甲斐市	土石流	上芦沢	○	上芦沢 (本村)	H22. 3. 18	95
甲斐市	土石流	清沢－ 1	○	上芦沢、下芦沢 (平 見城)	H22. 3. 18	95
甲斐市	土石流	清沢－ 2	○	上芦沢、下芦沢 (平 見城)	H22. 3. 18	95
甲斐市	土石流	清沢－ 3	○	上芦沢、下芦沢 (平 見城)	H22. 3. 18	95
甲斐市	土石流	要とう沢		下芦沢、上福沢	H22. 3. 18	95
甲斐市	土石流	東沢	○	上福沢、下福沢	H22. 3. 18	95
甲斐市	土石流	獅子平沢		獅子平	H22. 3. 18	95
甲斐市	土石流	東久保沢	○	亀沢 (藤ノ木)	H22. 3. 18	95
甲斐市	土石流	南久保沢		亀沢 (久保)	H22. 3. 18	95
甲斐市	土石流	金谷沢	○	亀沢 (久保)	H22. 3. 18	95
甲斐市	土石流	沢の沢	○	吉沢 (窪田)	H22. 3. 18	95
甲斐市	土石流	吉沢－ 1	○	吉沢 (窪田)	H22. 3. 18	95
甲斐市	土石流	吉沢－ 2	○	吉沢 (外道)	H22. 3. 18	95
甲斐市	土石流	コガゲサン		吉沢 (寺平)	H22. 3. 18	95
甲斐市	土石流	長潭沢	○	吉沢 (寺平)	H22. 3. 18	95
甲斐市	土石流	千田沢－ 1		千田	H22. 3. 18	95
甲斐市	土石流	千田沢－ 2	○	千田	H22. 3. 18	95
甲斐市	土石流	西ノ沢	○	吉沢 (寺平)	H22. 3. 18	95
甲斐市	土石流	防沢川	○	団子新居大沢	H22. 3. 18	95
甲斐市	土石流	防沢川の 1－ 1	○	大垓 (道尾山)	H22. 3. 18	95
甲斐市	土石流	防沢川の 1－ 2	○	大垓 (道尾山)	H22. 3. 18	95
甲斐市	土石流	清沢－ 4	○	上芦沢、下芦沢	H22. 11. 8	331
甲斐市	土石流	清沢－ 5	○	上芦沢	H22. 11. 8	331
甲斐市	土石流	清沢－ 6	○	上芦沢、下芦沢	H22. 11. 8	331
甲斐市	土石流	清沢－ 7	○	上芦沢、下芦沢	H22. 11. 8	331
甲斐市	土石流	清沢－ 8	○	上芦沢	H22. 11. 8	331
甲斐市	土石流	清沢－ 9	○	下芦沢	H22. 11. 8	331
甲斐市	土石流	清沢－ 10	○	上芦沢	H22. 11. 8	331
甲斐市	土石流	北久保沢	○	亀沢	H22. 11. 8	331
甲斐市	土石流	西平		菖蒲沢	H22. 11. 8	331
甲斐市	土石流	久保入	○	大垓	H22. 11. 8	331

○異常気象時における道路通行規制区間

1 主要地方道

路 線 名	管理事務所名	連絡先電話番号	規 制 区 間		規 制 条 件 (通 行 止)	気 象 等 観 測 所	危険内容	迂 回 路
			区 間	延長(km)				
主要地方道 葦崎昇仙峡線	中北建設 事務所	055-224-1667	葦崎市穂坂町柳平字古森～ 甲斐市神戸（神戸橋）	7.4	連続雨量 100mm以上	葦崎観測所 ホ ッ チ 峠	土砂崩落	一般県道島上糸 宮久保絵見堂線
一般県道 敷島竜王線	中北建設 事務所	055-224-1667	甲斐市下福沢（宮沢橋）～ 甲斐市漆戸（漆戸橋）	3.0	連続雨量 100mm以上	中北建設 事務所	土砂崩落 落 石	

2 林道

路 線 名	担 当 事 務 所 名	規 制 区 間			規制条件（通行止）		気象等観測所
		所 在 地	規 制 区 間	延長(m)	気 象 等 基 準 値		
観音峠大野山	中北林務環境事務所	甲斐市・北杜市	県民境ゲート～林道終点	19,737	時間雨量 10mm 連続雨量 50mm	震度4以上	ホ ッ チ 峠
大 明 神	中北林務環境事務所	甲 斐 市	林道起点～林道終点	5,925	時間雨量 10mm 連続雨量 50mm	震度4以上	ホ ッ チ 峠
前山大明神	中北林務環境事務所	甲斐市・北杜市	林道起点～林道終点	10,623	時間雨量 10mm 連続雨量 50mm	震度4以上	ホ ッ チ 峠

○溜池の現況

(令和4年4月1日現在)

溜 池 名	形 式	所 在 地	貯 水 量 m ³	整 備 及 び 状 態
釜の口貯水池	コンクリート	甲斐市上芦沢	3,000	漏水無
小 川 溜 池	土 堰 堤	〃 上芦沢	11,000	S63～H4
大 久 保 溜 池	〃	〃 大久保	5,000	S57～S60
後 沢 溜 池	〃	〃 牛匂	213,000	R2
竜 地 大 溜 池	〃	〃 龍地	29,000	R3
久 保 入 溜 池	〃	〃 大袋	15,000	漏水
伊 豆 の 宮 溜 池	〃	〃 大袋	30,000	漏水無
新 田 溜 池	〃	〃 大袋	41,800	H1～H4
泉 溜 池	〃	〃 菖蒲沢	13,000	R1
三 島 溜 池	〃	〃 宇津谷	10,000	漏水無

[通信等関係]

○防災行政無線設置状況一覧

番号	受信局名	位置	備考
101	竜王１区 バイパス北	甲斐市竜王182	パンザ
102	竜王１区 竜王１区公民館	甲斐市竜王1917	パンザ
103	竜王北小学校（指定避難所）	甲斐市竜王632－5	パンザ
104	竜王１区 JR線南	甲斐市竜王1006	パンザ
105	竜王４区 竜王４区公会堂	甲斐市竜王1241－1	パンザ
106	竜王２区 竜王２区公民館	甲斐市竜王2076－1	パンザ
107	竜王３区 信玄堤沿い	甲斐市竜王2254	パンザ
108	竜王３区 開発内公園	甲斐市竜王2784－4	パンザ
109	甲斐市役所（防災拠点）	甲斐市篠原2610	親局
110	古村区 山県神社	甲斐市篠原193－1	パンザ
111	竜王中学校（指定避難場所）	甲斐市篠原2030	パンザ
112	新居区 新居区公会堂	甲斐市篠原1781－2	パンザ
113	古村区 いこいの広場東	甲斐市篠原481	パンザ
114	仲新居区 仲新居区公民館	甲斐市篠原1477－2	パンザ
115	田中区 隆法寺	甲斐市篠原967	パンザ
116	田中区 有料駐車場地先	甲斐市篠原1412－1先	パンザ
117	万才東区 万才東区公民館	甲斐市万才518	パンザ
118	万才１区 ちびっ子広場	甲斐市万才727－9	パンザ
119	榎東 善応寺	甲斐市万才91－1	パンザ
120	榎西 JA中巨摩東部榎支所	甲斐市篠原781－2	パンザ
121	富竹新田１区 開発内公園	甲斐市富竹新田277－2	パンザ
122	富竹新田３区 富竹新田２・３区公会堂	甲斐市富竹新田435－2	パンザ
123	富竹新田２区 ちびっ子広場	甲斐市富竹新田1052－2	パンザ
124	富竹新田３区 ちびっ子広場	甲斐市富竹新田472－1	パンザ
125	富竹新田３区 中央道北	甲斐市富竹新田645－1	パンザ
126	富竹新田４区 ちびっ子広場	甲斐市富竹新田917－7	パンザ
127	名取区 名取区公民館	甲斐市名取385－3	パンザ
128	名取区 中央道北	甲斐市名取628	パンザ
129	竜王新町１区 大原配水池	甲斐市竜王新町2249	パンザ

番号	受 信 局 名	位 置	備 考
130	竜王新町 1 区 新町上公民館	甲斐市竜王新町1637-1	パンザ
131	竜王新町 4 区 竜王北保育園	甲斐市竜王新町642-2	パンザ
132	竜王新町 4 区 中央道北	甲斐市竜王新町991-6	パンザ
133	竜王新町 5 区 新町下公民館	甲斐市竜王新町322-2	パンザ
134	上八幡区 上八幡地区集会所	甲斐市西八幡522-2	パンザ
135	中八幡区 中八幡区公会堂	甲斐市西八幡982	パンザ
136	下八幡 2 区 開発内公園	甲斐市西八幡3434-1	パンザ
137	玉幡中学校(指定避難場所)	甲斐市西八幡3190	パンザ
138	下八幡 2 区 火の見櫓	甲斐市西八幡2435-1	火の見櫓
139	下八幡 3 区 開発内公園	甲斐市西八幡1199-5	パンザ
140	下八幡 2 区 八王子神社	甲斐市西八幡1893-2	パンザ
141	下八幡 2 区 玉幡保育園	甲斐市西八幡3702	パンザ
142	八幡新田 2 区 ちびっ子広場	甲斐市西八幡3987-27	パンザ
143	八幡新田 1 区 八幡新田 1 区公民館	甲斐市西八幡4395-18	パンザ
144	竜王南小学校(指定避難場所)	甲斐市篠原1180	パンザ
145	南区 南区集会所	甲斐市西八幡1550	パンザ
146	玉川西区 玉川西区公会堂	甲斐市玉川1389-1	パンザ
147	玉川東区 玉川東区集落集会所	甲斐市玉川333-2	パンザ
148	玉川団地 1 区 玉川団地 1 区集会所	甲斐市玉川888	パンザ
149	竜王 2 区 竜王西保育園	甲斐市竜王1671	パンザ
150	竜王仲町区 仲町区公民館	甲斐市富竹新田1265-2	パンザ
151	中八幡区 竜王保健福祉センター	甲斐市西八幡3018-1	パンザ
152	古村区 古村公会堂	甲斐市篠原212-2	パンザ
153	新居区 篠原街区 3 号公園	甲斐市篠原4103	パンザ
154	下八幡 1 区 下八幡 1 区公民館	甲斐市西八幡1137-2	パンザ
155	下八幡 3 区 下八幡 3 区公民館	甲斐市西八幡1705-1	パンザ
156	万才 1 区 万才配水池	甲斐市万才277-13	パンザ
157	富竹新田 4 区 富竹新田 4 区公会堂	甲斐市富竹新田759-4	パンザ
158	竜王新町 1 区 竜王スポーツセンター	甲斐市竜王596-3	パンザ
159	竜王新町 1 区 赤坂ソフトパーク調整池	甲斐市竜王新町1845-1	パンザ
160	竜王北中学校(指定避難場所)	甲斐市竜王420	パンザ
161	竜王小学校(指定避難場所)	甲斐市篠原2800	パンザ
162	玉幡小学校(指定避難場所)	甲斐市西八幡2560	パンザ
163	竜王西小学校(指定避難場所)	甲斐市玉川75	パンザ

番号	受信局名	位置	備考
164	南部公民館（指定避難場所）	甲斐市西八幡1976-1	パンザ
165	竜王東小学校（指定避難場所）	甲斐市富竹新田933-1	パンザ
166	八幡新田1区 山梨県警察学校北側	甲斐市西八幡4432-2	パンザ
167	竜王3区 ちびっ子広場	甲斐市竜王2842-1	パンザ
168	榎東区 榎公民館	甲斐市篠原700-5	パンザ
169	竜王3区 竜王配水池	甲斐市竜王2513	パンザ
170	上篠原区 上篠原地区集落集会場	甲斐市篠原1-5	パンザ
201	平見城 平見城公民館	甲斐市下芦沢1029-2	パンザ
202	小川 小川公民館	甲斐市上芦沢1027	パンザ
203	本村 農道沿い	甲斐市上芦沢17	パンザ
204	下芦沢 宝勝寺	甲斐市下芦沢710-1	パンザ
205	上福沢 上福沢公民館	甲斐市上福沢344-1	パンザ
206	清川地域ふれあい館（指定避難場所）	甲斐市上福沢124	パンザ
207	下福沢 ちびっ子広場西	甲斐市下福沢2089-1	パンザ
208	前屋 つどいの家	甲斐市下福沢1559	パンザ
209	安寺 安寺公民館前	甲斐市安寺899	パンザ
210	上菅口 集いの家	甲斐市上菅口222	パンザ
211	下菅口 つどいの家公民館	甲斐市下菅口32	パンザ
212	獅子平 つどいの家前	甲斐市獅子平367	パンザ
213	漆戸北 農道沿い	甲斐市漆戸755	パンザ
214	漆戸南 漆戸公民館前	甲斐市漆戸665	パンザ
215	打返 農道沿い	甲斐市打返154	パンザ
216	千田 農道沿い	甲斐市千田177	パンザ
217	寺平 農道沿い	甲斐市吉沢3754-2	パンザ
218	寺平 県道沿い	甲斐市吉沢3681-1	パンザ
219	吉沢地域ふれあい館（指定避難場所）	甲斐市吉沢233-2	パンザ
220	窪田 常説寺横	甲斐市吉沢682	パンザ
221	藤の木 藤の木公民館	甲斐市亀沢2519	パンザ
222	久保 久保公民館	甲斐市亀沢2370-1	パンザ
223	中村 中村公民館	甲斐市亀沢3341-2	パンザ
224	睦沢地域ふれあい館（指定避難場所）	甲斐市亀沢3687	パンザ
225	大下 大下公民館	甲斐市亀沢3921	パンザ
226	大下 ちびっ子広場	甲斐市亀沢4057-1	パンザ
227	牛句 牛句公民館	甲斐市牛句7-2	パンザ

番号	受 信 局 名	位 置	備 考
228	敷島総合公園駐車場	甲斐市牛匂1444-1	パンザ
229	敷島北小学校（指定避難場所）	甲斐市境267-3	パンザ
230	境南 境公園	甲斐市境2279	パンザ
231	敷島台 敷島台集会所	甲斐市牛匂2750-7	パンザ
232	大久保 ちびっ子広場	甲斐市大久保316-1	パンザ
233	敷島台 敷島台南市道沿い	甲斐市島上条2786-3	パンザ
234	天狗沢 天狗沢公民館前	甲斐市天狗沢708-2	パンザ
235	天狗沢 天狗沢入口市道脇	甲斐市天狗沢17-24	パンザ
236	カルチャーパーク	甲斐市島上条2275-7	パンザ
237	敷島保育園	甲斐市島上条1248-1	パンザ
238	上町北 上町北公民館	甲斐市島上条1761	パンザ
239	敷島小学校（指定避難場所）	甲斐市島上条212-1	パンザ
240	町屋 笠屋神社	甲斐市中下条1290-3	パンザ
241	西町 西町公民館	甲斐市中下条1201-1	パンザ
242	大栄 大栄区公会堂	甲斐市中下条601-8	パンザ
243	松島団地 松島団地公民館	甲斐市中下条86-41	パンザ
244	中下条公園	甲斐市中下条1021	パンザ
245	町屋南 町屋南公民館	甲斐市中下条1087	パンザ
246	宮地 宮地公民館	甲斐市中下条1758-2	パンザ
247	東町 東町公民館	甲斐市中下条1661-1	パンザ
248	長塚 市道北広場	甲斐市長塚27-1	パンザ
249	大下条東 字東側市道脇	甲斐市大下条77-1	パンザ
250	大下条東 大下条公民館	甲斐市大下条1070-1	パンザ
251	大下条西 原山神社	甲斐市大下条687	パンザ
252	さつき野 さつき野公会堂	甲斐市大下条842-24	パンザ
253	大下条西 金ノ尾新橋北	甲斐市大下条610-1	パンザ
254	大下条西 泉尻団地	甲斐市大下条475-1	パンザ
255	敷島南小学校（指定避難場所）	甲斐市長塚593-1	パンザ
256	長塚 長塚公民館前	甲斐市長塚271-9	パンザ
257	長塚 給食センター東	甲斐市長塚667-1	パンザ
258	長塚 貢川土手沿い	甲斐市長塚770-10	パンザ
259	大下条南 大下条南区公民館	甲斐市大下条1546-25	パンザ
260	大下条東 火の見櫓	甲斐市大下条389	火の見櫓
261	敷島庁舎前	甲斐市島上条1000-1	パンザ

番号	受信局名	位置	備考
262	平見地 簡易水道高区加圧ポンプ場	甲斐市下芦沢1018-36	パンザ
263	市道小川線沿い	甲斐市下芦沢349-2	パンザ
264	睦沢簡易水道施設	甲斐市亀沢3080-1	パンザ
265	甲斐敷島梅の里クラインガルデン	甲斐市牛匂3294	パンザ
266	中下 亀沢川沿い	甲斐市亀沢3846-1	パンザ
267	敷島B & G海洋センター駐車場	甲斐市島上条2527-1	パンザ
268	敷島中学校（指定避難場所）	甲斐市島上条1263	パンザ
269	長塚 長塚信号機北	甲斐市長塚214-24	パンザ
301	希望ヶ丘 歯科医院前	甲斐市龍地2151-45	パンザ
302	滝坂 黄梅院跡	甲斐市龍地6288	パンザ
303	上宿 上宿公民館	甲斐市龍地6641	パンザ
304	高原団地 高原団地公民館	甲斐市大垓100-130	パンザ
305	団子 長泉寺広場	甲斐市大垓2679	パンザ
306	大垓 大垓公民館	甲斐市大垓2629-3	パンザ
307	新田 新田溜池前	甲斐市大垓2440-1	パンザ
308	菖蒲沢 菖蒲沢公民館	甲斐市菖蒲沢1300-2	パンザ
309	寺町 自性院墓地	甲斐市下今井2305	パンザ
310	横町 字上の段畑内	甲斐市下今井2598-1	パンザ
311	志田 下志田公民館北	甲斐市志田432	パンザ
312	田畑 火の見櫓前	甲斐市宇津谷910	パンザ
313	宇北 農道沿い	甲斐市宇津谷4474-1	パンザ
314	笠石 火の見櫓前	甲斐市宇津谷2774-4	パンザ
315	金剛地 金剛地公民館	甲斐市宇津谷4943-2	パンザ
316	滝沢 滝沢公民館	甲斐市宇津谷5738	パンザ
317	駒沢 共同稚蚕飼育所跡地	甲斐市宇津谷8305	パンザ
318	旭台 旭台公民館	甲斐市下今井1292-13	パンザ
319	大垓 中央道学校橋南	甲斐市岩森1159-1	パンザ
320	響が丘中央公園	甲斐市龍地2809-1	パンザ
321	双葉庁舎（防災拠点）	甲斐市下今井171	パンザ
322	希望ヶ丘 開発内公園	甲斐市龍地1412	パンザ
323	登美団地 公園前緑地	甲斐市龍地798-16	パンザ
324	滝坂 響が丘団地調整池	甲斐市龍地3003	パンザ
325	高山台 高山台公民館	甲斐市龍地3763-4	パンザ
326	大屋敷 大屋敷公民館	甲斐市龍地3262-1	パンザ

番号	受 信 局 名	位 置	備 考
327	高原団地 ちびっ子広場	甲斐市大袋197-67	パンザ
328	双葉堅町 中央道側道沿い	甲斐市龍地4124-1	パンザ
329	団子 大袋バイパス沿い	甲斐市大袋2093-3	パンザ
330	団子 神明神社前広場	甲斐市団子新居588	パンザ
331	新田 旧新田公民館	甲斐市団子新居1490-4	パンザ
332	菖蒲沢 菖蒲沢配水場前	甲斐市菖蒲沢907-1	パンザ
333	米沢 六反川沿い畑内	甲斐市宇津谷3803	パンザ
334	唐松団地 唐松団地公民館	甲斐市宇津谷5421-63	パンザ
335	上郷 宇北公民館	甲斐市宇津谷4319	パンザ
336	岩森 諏訪神社	甲斐市岩森3300	パンザ
337	岩森 開発内公園	甲斐市岩森1824	パンザ
338	山本 双葉集出荷場	甲斐市岩森160-2	パンザ
339	田畑 釜無川沿い	甲斐市宇津谷81-1	パンザ
340	双葉水辺公園	甲斐市下今井1136-7先	パンザ
341	旭台 国道20号双田交差点南	甲斐市下今井942-3	パンザ
342	富士見台 中部横断道沿い	甲斐市下今井2042-4	パンザ
343	双葉仲町 中部横断道高架下	甲斐市下今井3431-10	パンザ
344	横町 下今井配水池	甲斐市下今井2704-1	パンザ
345	双葉保健福祉センター	甲斐市龍地6534	パンザ
346	双葉東小学校（指定避難場所）	甲斐市大袋2780	パンザ
347	双葉西小学校（指定避難場所）	甲斐市志田146	パンザ
348	双葉中学校（指定避難場所）	甲斐市岩森1337	パンザ
349	双葉体育館（指定避難場所）	甲斐市宇津谷2220	パンザ
350	田畑団地 団地敷地内	甲斐市宇津谷4501-1	パンザ
351	つくし野 ちびっ子広場	甲斐市岩森1387-13	パンザ
352	横町 赤坂台総合公園駐車場	甲斐市竜王359-1	パンザ

[避難施設、防災公園、医療機関関係]

○避難地・避難所一覧

番号	避難場所名	避難施設名	避難地・避難所区分	所在地	グラウンド・公園等		校舎・公民館等		電話番号 (FAX番号)	関係自治会	防災倉庫
					面積㎡	1人/10㎡	施設面積㎡	1人/2㎡			
1	竜王北中学校	グラウンド	地	甲斐市竜王420	17,151	1,715		0	055-279-7200 (055-279-8862)	竜王1、2、3、4区	有
		校舎	所			0	6,425	3,212			
		体育館	〃			0	1,195	597			
2	竜王北小学校	グラウンド	地	甲斐市竜王555	11,167	1,116		0	055-276-9171 (055-230-6059)	竜王新町1、2、3、4、5、6、7区	有
		校舎	所			0	4,918	2,459			
		体育館	〃			0	1,216	608			
3	竜王小学校	グラウンド	地	甲斐市篠原2800	11,726	1,172		0	055-276-2380 (055-279-3161)	古村区、上篠原区、竜王仲町区	有
		校舎	所			0	4,899	2,449			
		体育館	〃			0	1,232	616			
4	竜王東小学校	グラウンド	地	甲斐市富竹新田933-1	13,022	1,302		0	055-279-3431 (055-279-3649)	富竹新田1、2、3、4区、名取区	有
		校舎	所			0	5,382	2,691			
		体育館	〃			0	1,082	541			
5	竜王中学校	グラウンド	地	甲斐市篠原2030	16,960	1,696		0	055-276-2636 (055-260-4547)	榎西区、榎東区、新居区、仲新居区、上八幡区	有
		校舎	所			0	5,963	2,981			
		体育館	〃			0	1,256	628			
6	玉幡小学校	グラウンド	地	甲斐市西八幡2560	9,791	979		0	055-276-2518 (055-279-2925)	下八幡1区、下八幡2区	有
		校舎	所			0	4,033	2,016			
		体育館	〃			0	1,312	656			
7	玉幡中学校	グラウンド	地	甲斐市西八幡3190	18,677	1,867		0	055-279-0281 (055-279-1175)	中八幡区、八幡新田1区	有
		校舎	所			0	6,935	3,467			
		体育館	〃			0	1,476	738			
8	竜王西小学校	グラウンド	地	甲斐市玉川75	10,652	1,065		0	055-279-0481 (055-279-3330)	八幡新田2区、月林区、玉川東区、玉川西区	有
		校舎	所			0	4,767	2,383			
		体育館	〃			0	1,200	600			
9	竜王南小学校	グラウンド	地	甲斐市篠原1180	11,280	1,128		0	055-276-7171 (055-279-1220)	万才1区、万才東区、田中区、田中2区、下八幡3区	有
		校舎	所			0	6,042	3,021			
		体育館	〃			0	1,199	599			
10	竜王南部公民館	グラウンド・同施設	地・所	甲斐市西八幡1976-1	7,292	729	1,307	653	055-276-0711 (055-276-0712)	玉川団地1区、玉川団地2区、南区	有

番号	避難場所名	避難施設名	避難地・避難所区分	所在地	グラウンド・公園等		校舎・公民館等		電話番号 (FAX番号)	関係自治会	防災倉庫
					面積㎡	1人/10㎡	施設面積㎡	1人/2㎡			
11	敷島北小学校	グラウンド	地	甲斐市境57	8,696	869		0	055-277-5711 (055-277-5712)	牛匂、境北、境南	有
		校舎	所			0	3,678	1,839			
		体育館	〃			0	1,350	675			
12	敷島中学校	グラウンド	地	甲斐市島上条1263	11,370	1,137		0	055-277-3151 (055-277-5161)	上町南、敷島堅町、大栄、西町、事業団、松島団地、さつき野	有
		校舎	所			0	6,099	3,049			
		体育館	〃			0	1,257	628			
13	敷島小学校	グラウンド	地	甲斐市島上条212	6,723	672		0	055-277-2026 (055-277-2206)	東町東、東町仲、東町西、敷島仲町、川辺町、敷島新町、町屋、町屋南、寺前	有
		校舎	所			0	4,204	2,102			
		体育館	〃			0	924	462			
14	敷島総合文化会館、敷島公民館	駐車場	地	甲斐市島上条1020	2,550	255			055-277-4111 (055-277-4212)	上町北、天狗沢、敷島台、大久保	有
		文化会館・公民館	所				3,258	1,629			
15	敷島南小学校	グラウンド	地	甲斐市大下条175	10,956	1,095		0	055-277-4749 (055-230-9056)	大下条東、大下条西、大下条南、長塚、宮地	有
		校舎	所			0	4,384	2,192			
		体育館	〃			0	1,060	530			
16	睦沢地域ふれあい館	グラウンド・同施設	地・所	甲斐市亀沢3687	3,984	398	316	158	055-277-3725 (055-277-3725)	大下、中下、中村、久保、藤の木、打返、漆戸、獅子平、上菅口	有
17	清川地域ふれあい館	グラウンド・同施設	〃	甲斐市上福沢124	5,798	579	272	136	055-277-0111 (055-277-0111)	下菅口、安寺、神戸、下福沢、上福沢、前屋、下芦沢、本村、小川、平見城、大明神	有
18	吉沢地域ふれあい館	グラウンド・同施設	〃	甲斐市吉沢233-2	3,808	380	304	152	055-277-2742 (055-277-2742)	窪田、中島、寺平、千田	有
19	双葉東小学校	グラウンド	地	甲斐市大垓2780	9,943	994		0	0551-28-2014 (0551-28-5683)	登美団地、希望ヶ丘、桃花の街、藍色の街、杏色の街、萌黄の街、双葉響が丘団地、滝坂、大屋敷、下宿、高山台、上宿、双葉堅町、大垓、高原団地、団子	有
		校舎	所			0	5,534	2,767			
		体育館	〃			0	1,348	674			
20	双葉中学校	グラウンド	地	甲斐市岩森1337	15,124	1,512		0	0551-28-2019 (0551-28-5989)	横町、寺町、双葉仲町、上町、富士見台、緑ヶ丘、つくし野、上の山	有
		校舎	所			0	4,611	2,305			
		体育館	〃			0	1,499	749			
21	双葉西小学校	グラウンド	地	甲斐市志田146	6,255	625		0	0551-28-2016 (0551-28-5682)	双葉新町、旭台、山本、岩森、下志田、上志田、東部、塩崎町、田畑、田畑団地、金剛地	有
		校舎	所			0	3,805	1,902			
		体育館	〃			0	1,348	674			
22	双葉体育館	駐車場	地	甲斐市宇津谷2221	21,305	2,130		0	0551-28-2541	新田、菖蒲沢、中村条、上郷、米沢、笠石、滝沢、駒沢、唐松団地	有
		体育館	所			0	2,514	1,257			
合計		避難地：22、避難所：22			231,724	23,164	103,771	51,878			

○水害時指定緊急避難場所一覧

番号	水害時指定緊急避難場所 【釜無川・塩川・貢川・荒川・鎌田川・防沢川・六反川・東川】
1	竜王北小学校【体育館】
2	竜王小学校【学校校舎2階以上】
3	玉幡小学校【学校校舎2階以上】
4	竜王東小学校【学校校舎2階以上】
5	竜王南小学校【学校校舎2階以上】
6	竜王西小学校【学校校舎2階以上】
7	竜王中学校【学校校舎2階以上】
8	玉幡中学校【学校校舎2階以上】
9	竜王北中学校【体育館】
10	竜王南部公民館【2階以上】
11	市営田中団地【2階以上共有部】
12	敷島小学校【学校校舎2階以上】
13	敷島北小学校【学校校舎2階以上】
14	敷島南小学校【学校校舎2階以上】
15	敷島中学校【体育館】
16	敷島総合文化会館
17	双葉東小学校【体育館】
18	双葉西小学校【体育館】
19	双葉中学校【体育館】
20	双葉体育館

○事前避難対象地区一覧

(令和4年8月1日現在)

番号	自治会名	想定世帯数	避難場所	所在地	面積	管理者名
1	睦沢地区（大下、中下、中村、久保、藤の木、打返、漆戸、獅子平、上菅口）	172世帯	睦沢地域ふれあい館グラウンド	亀沢3687	3,984㎡	教育委員会
2	清川地区（下菅口、安寺、神戸、前屋、下福沢、上福沢、下芦沢、本村、小川、平見城、大明神）	112世帯	清川地域ふれあい館グラウンド	上福沢124	5,798㎡	教育委員会
3	吉沢地区（窪田、中島、寺平、千田）	142世帯	吉沢地域ふれあい館グラウンド	吉沢233-2	3,808㎡	教育委員会
4	上宿、双葉堅町、大埜、団子	1,117世帯	双葉東小学校グラウンド	大埜2780	9,663㎡	学 校 長
5	岩森	204世帯	双葉西小学校グラウンド	志田146	6,255㎡	学 校 長
6	つくし野	96世帯	双葉中学校グラウンド	岩森1337	15,124㎡	学 校 長
7	新田、菖蒲沢、上郷、米沢、駒沢	545世帯	双葉体育館駐車場	宇津谷2221	17,250㎡	教育委員会

○福祉避難所一覧

1 市の施設

名 称	所 在 地	電 話 番 号
竜王保健福祉センター	甲斐市西八幡3018-1	055-279-1111
敷島保健福祉センター	〃 島上条3163	055-277-7311
双葉保健福祉センター	〃 龍地6536-1	0551-20-3650

2 市と協定を締結した民間事業所

(1) 障害福祉施設

名 称	所 在 地	電 話 番 号
コスモス	甲斐市竜王267-3	055-278-2266
敷島緑陽園	〃 牛句2027-3	055-277-1100
サポートハウスAndante	〃 牛句2029-2	055-277-1198
ワーキングスペース大地	〃 牛句2029-2	055-277-1198
ワークハウスふたば	〃 下今井2650	0551-28-6889
ぎんが工房	〃 天狗沢306	055-277-8686
フレンズ双葉	〃 宇津谷8331	0551-28-2115
地域活動支援センター かいしま	〃 島上条1277-1	055-288-1241
春日の郷	〃 中下条1214-1	055-277-8800
放課後等デイサービス むすぶ	〃 万才449-5	055-225-5217
放課後等デイサービス あゆむ	〃 篠原884-2	055-236-9515
生活介護事業所 ひびき	〃 篠原884-2	055-236-9515

(2) 介護福祉施設

名 称	所 在 地	電 話 番 号
敷島荘	甲斐市大久保1357	055-277-8811
げんき甲斐	〃 大下条956-1	055-267-8800
恵信りほくケアセンター	〃 岩森1170-1	0551-28-8850
仁和会 竜王リハビリテーション病院	〃 万才287-7	055-276-1155
特別養護老人ホームあかさか	〃 竜王新町2188-1	055-230-6777
特別養護老人ホームゆめみどり	〃 玉川1700-1	055-278-2800
めぐみ荘	〃 竜王644-5	055-278-0881
山梨ライフケアホーム	〃 竜王新町2128	055-279-4711
老人保健施設ひかりの里	〃 宇津谷1111	0551-20-3600
あやめの里	〃 富竹新田1967	055-279-0054

名 称	所 在 地	電 話 番 号
フルリール甲斐	〃 篠原842-1	055-260-6800
第2めぐみ荘	〃 龍地5217-1	0551-30-7761
看護小規模多機能型居宅介護かのん	〃 西八幡3822-1	055-267-5580

○防災公園一覧

名 称	所 在 地	施 設 概 要
島上条公園	甲斐市島上条1000-1	管理棟（備蓄倉庫含む）163㎡ 耐震性貯水槽 64 t 芝生広場 7,800㎡ かまどベンチ 5箇所 マンホールトイレ設置スペース 15箇所
竜王中部公園	甲斐市西八幡2655	体験学習施設（備蓄倉庫を含む）933,70㎡ 芝生広場 2198.4㎡ マンホールトイレ設置スペース 5箇所
やはた公園	甲斐市西八幡2994-2	管理棟（備蓄倉庫含む）165㎡ 散水用地下貯水槽 55 t 芝生広場 10,000㎡ かまどベンチ 5箇所

○市内医療機関一覧

1 一般診療所

（令和6年4月1日現在）

医療機関名	所在地	電話番号	診療科目
内科・呼吸器内科保坂クリニック	甲斐市 竜王新町 2298-6	055-225-5070	内科、呼吸器内科
芦沢整形外科医院	〃 富竹新田 1501	055-276-8566	リウマチ科、整形外科、リハビリテーション科
竜王共立診療所	〃 富竹新田 231-1	055-279-8611	内科、消化器内科、循環器内科
竜王ファミリークリニック	〃 富竹新田 1757-1	055-276-2300	内科、外科、小児科、皮膚科
おかべ内科・神経内科クリニック	〃 万才 833-1	055-275-1117	内科、神経内科
清水内科循環器科医院	〃 篠原 1429-1	055-279-3366	内科、循環器科、小児科
白石メンタルクリニック	〃 篠原 1654-20	055-279-7241	精神科、神経科
保坂メディカルクリニック	〃 篠原 682-1	055-230-6550	神経内科、脳神経外科、リハビリテーション科、循環器内科、外科
竜王レディースクリニック	〃 篠原 2199	055-279-4132	産科、婦人科
杉田小児科医院	〃 篠原 2763-1	055-279-2088	小児科
原口内科・腎クリニック	〃 篠原 2975-1	055-267-5500	内科
吉江皮膚科医院	〃 篠原 832	055-276-4320	皮膚科
芦沢内科小児科医院	〃 玉川 159-1	055-279-3355	内科、小児科、消化器科
木下整形外科クリニック	〃 玉川 210-1	055-288-1768	整形外科、リハビリテーション科
たわら内科クリニック	〃 西八幡 1191	055-276-5151	内科、消化器内科

医療機関名	所在地	電話番号	診療科目
三井小児科医院	〃 西八幡 1338-1	055-278-2555	小児科、内科
くろだ小児科耳鼻科	〃 西八幡 1939-2	055-225-6600	小児科、耳鼻科
ごとう眼科	〃 西八幡 1942-1	055-225-5000	眼科
矢ヶ崎皮膚科	〃 西八幡 1946-1	055-298-6000	皮膚科
このはな産婦人科	〃 西八幡 1950-1	055-225-5500	産婦人科
こばやし腎泌尿器科	〃 西八幡 2110-1	055-225-5555	泌尿器科
こうの整形外科	〃 西八幡 2190-1	055-269-8111	整形外科、リハビリテーション科、リウマチ科
林野医院	〃 西八幡 2436	055-276-2816	内科
甲斐リハビリテーションクリニック	〃 西八幡 3990	055-278-2016	内科、神経内科、リハビリテーション科
金丸内科クリニック	〃 西八幡 4395-85	055-278-1020	内科、小児科
田辺眼科	〃 西八幡 693-1	055-278-0001	眼科
中沢クリニック	〃 竜王 3091-1	055-276-8111	内科、消化器内科、小児科、呼吸器内科、循環器内科
いいの整形外科	〃 竜王 764-1	055-240-8580	整形外科、リハビリテーション科、リウマチ科
大久保医院	〃 島上条 213-3	055-277-2129	内科、小児科、消化器科
あすか在宅クリニック	〃 境 2180-1	055-244-7022	内科、小児科、老年内科、皮膚科
小山医院	〃 島上条 492-1	055-277-5102	内科、消化器内科
大房整形外科眼科医院	〃 島上条 714-1	055-230-9200	整形外科、眼科、リハビリテーション科
ながせき頭痛クリニック	〃 中下条 1844-3	055-267-2211	心療内科、脳神経外科
桜こどもクリニック	〃 中下条 1900	055-267-0505	小児科
響ストレスケア〜こころとからだの診療所	〃 中下条 1933-1-2F	055-267-8111	心療内科、精神科、リハビリテーション科
敷島クリニック	〃 中下条 246	055-277-8300	内科、小児科
今村耳鼻咽喉科めまい・難聴クリニック	〃 中下条 868	055-277-8741	耳鼻咽喉科
うちやま泌尿器腎クリニック	〃 中下条 926-1	055-277-1211	内科、泌尿器科
さいとう皮膚科クリニック	〃 中下条 926-2	055-267-0030	形成外科、皮膚科
いけだ糖尿病・甲状腺クリニック	〃 中下条 939-2	055-267-3311	糖尿病内科、内分泌内科、内科
大沢医院	〃 長塚 115-11	055-277-1020	内科、小児科
細田眼科医院	〃 長塚 12-1	055-267-2288	眼科
志鎌整形外科医院	〃 長塚 2	055-277-6761	整形外科、リウマチ科、リハビリテーション科
竜王ペイン（痛み）クリニック	〃 大下条 1600-5	055-298-6666	内科（漢方）、麻酔科、リハビリテーション科、整形外科、外科
いとう眼科クリニック	〃 大下条 1600-8	055-277-8600	眼科
竜王みついくリニック	〃 大下条 1606-1	055-225-5081	内科、小児科、消化器内科、外科
ふるさと診療所	〃 大下条 425-1	055-268-3556	精神科
響が丘整形外科	〃 龍地 2563-14	0551-30-8100	整形外科、リウマチ科、リハビリテーション科
ふたば内科消化器科医院	〃 龍地 2795-10	0551-28-8227	内科、消化器内科、小児科

医療機関名	所在地	電話番号	診療科目
のぞわ耳鼻咽喉科クリニック	〃 龍地 2795-8	0551-28-8733	耳鼻咽喉科
さいとうこどもクリニック	〃 龍地 3196-1	0551-20-3700	小児科、アレルギー科
響が丘皮膚科クリニック	〃 龍地 3375-11	0551-28-8611	皮膚科
双葉クリニック	〃 龍地 4710	0551-28-6789	内科、小児科、産婦人科
中島医院	〃 下今井 88-1	0551-28-2181	内科、小児科、産婦人科
ポラリス眼科	〃 志田字柿木 645-1 ラザウオーク甲斐双葉 1 F	0551-45-8832	眼科
ひかりの里クリニック	〃 宇津谷 1111	0551-20-3900	内科、外科、胃腸科、整形外科、リハビリテーション科

2 歯科診療所

(令和 6 年 4 月 1 日現在)

医療機関名	所在地	電話番号
松浦歯科	甲斐市 竜王新町 353	055-279-0005
おおもり歯科クリニック	〃 名取 782-1	055-298-6363
ヒカワ歯科医院	〃 富竹新田 2065	055-276-8818
保坂歯科医院	〃 富竹新田 406	055-276-2000
みらい歯科クリニックフォレストモール甲斐竜王	〃 富竹新田 1714-1	055-244-6480
くぼた歯科クリニック	〃 篠原 2191-1	055-287-8241
クリニックささと歯科	〃 篠原 22-1	055-279-8814
畑歯科医院	〃 篠原 2531	055-276-1000
田辺歯科クリニック	〃 篠原 1422-3	055-269-5865
ヤナセ歯科医院	〃 玉川 443	055-276-3900
アルプス通り歯科クリニック	〃 西八幡 1615-6	055-287-8008
やじま歯科医院	〃 西八幡 2296-1	055-279-1996
なかざわ歯科医院	〃 西八幡 3588	055-279-5584
小林歯科医院	〃 西八幡 689-1	055-276-4111
もりや歯科クリニック	〃 竜王 1624	055-276-7878
ほったデンタルクリニック	〃 竜王 980-9	055-267-6710
新藤歯科医院	〃 島上条 490-5	055-277-7195
大房デンタルクリニック	〃 島上条 714-1 ニーバスビル 2 F	055-267-3100
有馬歯科医院	〃 中下条 1267	055-277-2005
石川歯科医院	〃 中下条 1617	055-277-2152
Mデンタルクリニック松野歯科	〃 中下条 249-1	055-277-3131
シキシマ歯科	〃 中下条 739-1	055-277-7164
さかいデンタルクリニック	〃 中下条 913-3 ディー・プラン中下条	055-244-6056
なな歯科医院	〃 長塚 321	055-287-9977
中込歯科医院	〃 大下条 143-17	055-277-5700
福田歯科	〃 龍地 2324-5	0551-20-3788

医療機関名	所在地	電話番号
よだ歯科クリニック	〃 龍地 2795-18	0551-28-1717
リーフ歯科医院	〃 龍地 6410-3	0551-30-4181
わかばやし歯科医院	〃 龍地 6443-1	0551-28-6480
ひらいしデンタルクリニック	〃 龍地 6606-1	0551-45-6484
ふたば歯科クリニック	〃 下今井 1060-1	0551-28-8148
米山おとなこども歯科クリニック	〃 下今井 2827	0551-28-8103
岩下歯科医院	〃 志田 473	0551-28-6767

○災害拠点病院、災害支援病院

1 基幹病院

※近隣地域のみ

区 分	病 院 名	所 在 地	電 話 番 号
基幹災害拠点病院	山梨県立中央病院	甲府市富士見1-1-1	055-253-7111
基幹災害支援病院	山梨大学医学部附属病院	中央市下河東1110	055-273-1111

2 地域災害拠点病院

病 院 名		所 在 地	電 話 番 号	F A X	一般病床数 (床)
中 北	市 立 甲 府 病 院	甲府市増坪町366	055－244－1111	055－220－2650	393
	白 根 徳 洲 会 病 院	南アルプス市西野2294－2	055－284－7711	055－284－7721	145
	韮 崎 市 立 病 院	韮崎市本町3－5－3	0551－22－1221	0551－22－9731	137

3 地域災害支援病院

病 院 名		所 在 地	電 話 番 号	F A X
中 北	独立行政法人国立 病院機構甲府病院	甲府市天神町11－35	055－253－6131	055－251－5597
	山 梨 病 院	〃 朝日3－11－16	055－252－8831	055－253－4735
	甲 府 共 立 病 院	〃 宝1－9－1	055－226－3131	055－226－9715
	武 川 病 院	中巨摩郡昭和町飯喰1277	055－275－7311	055－275－4562
	貢川整形外科病院	甲府市新田町10－26	055－228－6381	055－228－6550
	赤 坂 台 病 院	甲斐市竜王新町2150	055－279－0111	055－279－3912
	三 枝 病 院	〃 竜王新町1440	055－279－0222	055－279－3042
	竜王リハビリテー ション病院	〃 万才287－7	055－276－1155	055－279－3751
	高 原 病 院	南アルプス市荊沢255	055－282－1455	055－284－3877
	巨 摩 共 立 病 院	〃 桃園340	055－283－3131	055－282－5614
	宮 川 病 院	〃 上今諏訪1750	055－282－1107	055－282－1108
	北杜市立塩川病院	北杜市須玉町藤田773	0551－42－2221	0551－42－2992
	北杜市立甲陽病院	〃 長坂町大八田3954	0551－32－3221	0551－32－7191
	恵 信 韮 崎 病 院	韮崎市一ツ谷1865－1	0551－22－2521	0551－23－1838

○災害ボランティアセンター予定地

番号	名 称	所 在 地
1	敷島保健福祉センター	甲斐市島上条3163
2	竜王保健福祉センター	甲斐市西八幡3018-1
3	双葉保健福祉センター	甲斐市龍地6536-1
4	竜王武道館	甲斐市篠原2728-20
5	敷島体育館	甲斐市島上条2294
6	双葉公民館	甲斐市下今井236-2

○医療救護所予定地

番号	名 称	所 在 地
1	敷島保健福祉センター	甲斐市島上条3163
2	竜王保健福祉センター	甲斐市西八幡3018-1
3	双葉保健福祉センター	甲斐市龍地6536-1

[消防、危険物施設関係]

○消防力の現況

1 広域常備消防

(令和6年4月1日現在)

本 部		人 員	普 通 ポ ン プ 車	水 槽 付 き ポ ン プ 車	査 察 車	救 急 車	指 揮 車	水 槽 車	化 学 車	司 令 車	救 助 工 作 車	屈 折 は し ご 車	防 災 車
甲 府	西消防署	67	3		1	3	1	1	1	1	1	1	
峡 北	葦崎消防署	33	1	1		1	1		1		1	1	2
	双葉分署	8		1		1							
合 計		108	4	2	1	5	2	1	2	1	2	2	2

2 消防団

(令和6年4月1日現在)

区 分	消防ポンプ自動車	可搬式ポンプ積載車	合 計
竜 王 分 団	3	10	13
敷 島 分 団	5	9	14
双 葉 分 団	2	7	9
合 計	10	26	36

○消防防災施設等整備計画

1 消防車両一覧表（計画年度毎一覧）

番号	分団	部	種 別		取得年月	更新実施 年 度	更 新 時 経過年数	概算
1	双葉第1	分団全体	ポンプ車	特殊車	H11.3	R 6	23,728	25
2	敷島第2	分団全体	ポンプ車	特殊車	H12.12	R 7	23,728	25
3	敷島第1	第3部	積載車	軽	H18.3	R 8	8,558	20
4	敷島第5	第2部	積載車	軽	H18.3	R 8	8,558	20
5	敷島第3	第3部	ポンプ車	特殊車	H14.12	R 9	23,728	25
6	敷島第3	第2部	積載車	軽	H19.3	R 9	8,558	20
7	敷島第1	第2部	積載車	軽	H20.2	R 10	8,558	20
8	敷島第2	第3部大久保班	積載車	軽	H22.10	R 11	8,558	20
9	双葉第2	分団全体	ポンプ車	特殊車	H18.3	R 12	23,728	25
10	敷島第2	第2部	積載車	軽	H23.12	R 12	8,558	20
11	双葉第2	第1部	積載車	軽	H24.2	R 13	8,558	20
12	敷島第1	第1部	ポンプ車	特殊車	H20.3	R 14	23,728	25
13	竜王第3	第2部	ポンプ車	特殊車	H20.12	R 14	23,728	25
14	双葉第1	第1部	積載車	軽	H28.12	R 18	8,558	20
15	双葉第1	第2部	積載車	軽	H28.12	R 18	8,558	20
16	竜王第1	第4部	積載車	普通	H24.11	R 19	8,558	25
17	竜王第2	第1部	ポンプ車	特殊車	H25.11	R 20	23,728	25
18	双葉第2	第3部	積載車	軽	H30.10	R 20	8,558	20
19	双葉第1	第3部	積載車	軽	H30.10	R 20	8,558	20
20	敷島第5	分団全体	ポンプ車	特殊車	H27.2	R 21	23,728	25
21	双葉第2	第2部	積載車	軽	R1.10	R 21	8,558	20
22	双葉第2	第4部	積載車	軽	R1.10	R 21	8,558	20
23	敷島第2	第1部	積載車	軽	R1.11	R 21	8,558	20
24	敷島第3	第1部	ポンプ車	特殊車	H26.12	R 22	23,728	25
25	竜王第3	第4部	積載車	普通	H27.12	R 22	8,558	25
26	竜王第2	第2部	積載車	普通	H27.12	R 22	8,558	25
27	敷島第5	第1部	積載車	軽	R2.12	R 22	8,558	20
28	敷島第2	第3部天狗沢班	積載車	軽	R3.9	R 23	8,558	20
29	竜王第3	第1部	積載車	普通	H29.12	R 24	8,558	25
30	竜王第2	第1部	積載車	普通	R4.12	R 24	8,558	20
31	竜王第1	第2部	積載車	普通	H30.10	R 25	8,558	25
32	竜王第1	第3部	積載車	普通	R1.10	R 26	8,558	25
33	竜王第2	第3部	積載車	普通	R1.10	R 26	8,558	25
34	竜王第1	第1部	ポンプ車	特殊車	R2.3	R 26	23,728	25
35	竜王第3	第3部	積載車	普通	R2.12	R 27	8,558	25
36	竜王第2	第4部	積載車	普通	R2.12	R 27	8,558	25

○消防水利一覧

(令和4年4月1日現在)

	消 防 水 利				その他
	消 火 栓 (公設)	防 火 水 槽			小 中 学 校 プ ー ル
		100m ³ 以上	40m ³ 以上 100m ³ 未満	20m ³ 以上 40m ³ 未満	
竜 王 地 区	1,154	14	33	—	9
敷 島 地 区	316	—	33	5	3
双 葉 地 区	363	2	57	28	3
計	1,833	16	123	33	15

○危険物施設箇所数

(令和4年4月1日現在)

屋 内 貯 蔵 所	屋 外 タ ン ク 貯 蔵 所	屋 内 タ ン ク 貯 蔵 所	地 下 タ ン ク 貯 蔵 所	移 動 タ ン ク 貯 蔵 所	屋 外 貯 蔵 所	給 油 取 扱 所	一 般 取 扱 所	第 一 種 販 売 取 扱 所
5	7	2	21	22	2	22	10	1

〔水防関係〕

○重要水防区域一覧

1 国直轄

番号	図面 対象 番号	河川名	重要度		左右 岸別	重要水防箇所		延長 (m)	重要な理由	県及び市町村		国土交通省 担当出張所	想定される 水防工法
			種別	階級		地先名	杆杭位置 (K、m)			担当 水防団体	担当 建設事務所		
3	釜左 K222-1	釜無川	(重点)	—	左	甲斐市宇津谷	K222 上 0	1 箇所	堤防満杯流量の最も低い箇所	韮崎市	中北建設 事務所 峡北支所	富士川上流	—
5	釜左 K219-1	釜無川	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	左	甲斐市宇津谷	K220 上 62.5 ～K219 上 104	71	堤体の変状が生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	甲斐市	中北建設 事務所 峡北支所	富士川上流	築きまわし 月の輪
6	釜左 K218-1	釜無川	越水(溢水) 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	左	甲斐市宇津谷	K219 上 104 ～K218 上 48	184	余裕高不足 堤体の変状が生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	甲斐市	中北建設 事務所 峡北支所	富士川上流	積み土のう 築きまわし 月の輪
7	釜左 K218-2	釜無川	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	左	甲斐市宇津谷	K218 上 48 ～K218 上 20	28	堤体の変状が生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	甲斐市	中北建設 事務所 峡北支所	富士川上流	築きまわし 月の輪
8	釜左 K216-1	釜無川	水衝・洗掘 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	左	甲斐市宇津谷	K218 上 20 ～K216 下 34	281	堤防前面の洗掘のおそれがある箇所 堤体の変状が生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	甲斐市	中北建設 事務所 峡北支所	富士川上流	木流し 築きまわし 月の輪
9	釜左 K216-2	釜無川	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	左	甲斐市宇津谷	K216 下 34 ～K216 下 52.5	19	堤体の変状が生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	甲斐市	中北建設 事務所 峡北支所	富士川上流	築きまわし 月の輪
10	釜左 K212-1	釜無川	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	左	甲斐市宇津谷	K216 下 53 ～K212 下 50	451	堤体の変状が生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	甲斐市	中北建設 事務所 峡北支所	富士川上流	築きまわし 月の輪
11	釜左 K210-1	釜無川	越水(溢水) 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	左	甲斐市志田	K212 下 50 ～K210 下 57.5	237	余裕高不足 堤体の変状が生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	甲斐市	中北建設 事務所 峡北支所	富士川上流	積み土のう 築きまわし 月の輪
12	釜左 K203-1	釜無川	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	左	甲斐市下今井	K210 下 57.5 ～K203 上 71	661	堤体の変状が生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	甲斐市	中北建設 事務所 峡北支所	富士川上流	築きまわし 月の輪
13	釜左 K201-1	釜無川	(重点) 越水(溢水) 堤体漏水 基礎地盤漏水	— B B B	左	甲斐市下今井	K203 上 71 ～K201 上 55	270	氾濫危険水位設定箇所 余裕高不足 堤体の変状が生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	甲斐市	中北建設 事務所 峡北支所	富士川上流	— 積み土のう 築きまわし 月の輪
14	釜左 K201-2	釜無川	工作物	B	左	甲斐市下今井	K201 上 48	1 箇所	余裕高不足(双田橋)	甲斐市	中北建設 事務所 峡北支所	富士川上流	—
15	釜左 K200-1	釜無川	(重点) 越水(溢水) 堤体漏水 基礎地盤漏水 水衝・洗掘	— B B B B	左	甲斐市下今井	K201 上 55 ～K200 上 35	111	堤防満杯流量の最も低い箇所 余裕高不足 堤体の変状が生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所 堤防前面の洗掘のおそれがある箇所	甲斐市	中北建設 事務所 峡北支所	富士川上流	— 積み土のう 築きまわし 月の輪 木流し
16	釜左 K199-1	釜無川	越水(溢水) 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	左	甲斐市下今井	K200 上 35 ～K199 上 0	163	余裕高不足 堤体の変状が生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	甲斐市	中北建設 事務所 峡北支所	富士川上流	積み土のう 築きまわし 月の輪
17	釜左 K197-1	釜無川	越水(溢水) 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	左	甲斐市下今井	K199 上 0 ～K197 下 20	280	余裕高不足 堤体の変状が生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	甲斐市	中北建設 事務所 峡北支所	富士川上流	積み土のう 築きまわし 月の輪
1	塩左 S3-1	塩川	(重点) 越水(溢水)	— B	左	甲斐市宇津谷	S3 上 45 ～S3 下 59	104	堤防満杯数量の最も低い箇所 余裕高不足	甲斐市	中北建設 事務所 峡北支所	富士川上流	— —

2 県管理区域

河川名	位置			左右岸別	延長 (m)	重要度		注意を要する理由
	市	大字	字			階級	種別	
亀沢川	〃	中下	新中下橋上下	左	400	b	水衝箇所	護岸なし
〃	〃	亀沢	中村橋上下流	左右	20 20	b b	洗掘箇所	護岸洗掘
〃	〃	上福沢	神戸橋上	左右	700 700	a a	堤防高	護岸なし
貢川	〃	天狗沢	町道横	左右	200 200	a a	堤防高	堤防高不足
〃	〃	中下条	貢川橋上	左右	800 800	a a	水衝箇所	護岸老朽
防沢川	〃	団子新居	楯無堰下	左右	0 325	b b	堤防高	堤防高不足
〃	〃	下今井	富士川合流	左右	150 150	a a	〃	護岸なし
〃	〃	〃	坊沢橋上下	左右	50 50	b b	〃	堤防高不足
東川	〃	岩森	岩森橋上流	左右	180 180	a a	〃	護岸なし
〃	〃	〃	J R 橋下流	左	20	b	〃	堤防断面不足
〃	〃	菖蒲沢	町道橋上下	右	50	b	〃	〃
六反川	〃	宇津谷	富士川上流	右	200	a	堤体強度	護岸弱し
〃	〃	〃	米笠橋	左	150	a	堤防高	護岸なし
〃	〃	〃	中谷戸頭首工	左右	20 20	a a	〃	〃

○溜池、農業用取水堰水閘門一覧

1 溜池

溜池	操作部門	形 式	貯水量(m ³)	所在地	管 理 者
釜ノ口貯水池	水門、閘門	コンクリート	3,000	甲斐市上芦沢	上福沢区、神戸区
小川溜池	〃	土 堰 堤	11,000	〃 上芦沢	神戸区
大久保溜池	〃	〃	5,000	〃 大久保	大久保区
後沢溜池	〃	〃	213,000	〃 牛匂	荒川沿岸用水利組合
竜地大溜池	〃	〃	29,000	〃 龍地	竜地干害対策期成同盟会
久保入溜池	〃	〃	15,000	〃 大埜	大埜堰水利調整会
伊豆の宮溜池	〃	〃	30,000	〃 大埜	大埜堰水利調整会
新田溜池	〃	〃	41,800	〃 大埜	楯無堰土地改良区
泉溜池	〃	〃	13,000	〃 菖蒲沢	菖蒲沢区
三島溜池	〃	〃	10,000	〃 宇津谷	駒沢区

2 農業用取水堰

河川名	操作部門	所在地	管 理 者	連絡先	構 造	備 考
荒 川	1の堰水門	牛匂地内	市 長	055-277-3112	手動巻上式	かんがい用
〃	2の堰水門	島上条地内	〃	〃	〃	〃
〃	3の堰水門	〃	〃	〃	〃	〃
釜無川	高岩頭首工	竜王字片瀬地先	竜王土地改良区 理 事 長	055-276-2111	機械巻上式	〃
〃	上堰頭首工	竜王字下河原地先	〃	〃	〃	〃
〃	新水道取水口	西八幡字上河除附地先	〃	〃	手動巻上式	〃
〃	第1集水暗渠	竜王字下河原地先	〃	〃	〃	〃
〃	第2集水暗渠	西八幡字五本松地先	〃	〃	〃	〃
〃	第3集水暗渠	竜王字西裏地先	〃	〃	〃	〃
貢 川	沖田取水	龍地字沖田地先	〃	〃	〃	〃
釜無川	本 途 堰	宇津谷字金剛地先	本途堰土地改良区 理 事 長	0551-28-3459	ハンドル式	〃

○水防倉庫及び資機材一覧

河川名	倉 庫		管 理 責任者	所 在 地	資 材								器 具			
	名 称	面 積			丸太	空俵	筵	縄	蛇籠	鉄線	詰石	詰土	ジョウレン スコープ ツルハシ	鎌・鉋 鋸	ペンチ カッター	照明具
釜 無 川	第1水防倉庫	65.0㎡	竜王土地改良 理事長	甲斐市竜王字宮の前	100	0	30	6	38	20	—	—	—	—	—	—
〃	防災備蓄倉庫内	242.2㎡	市 長	〃 篠原神明	—	—	—	12	—	—	—	—	42	10	10	8
荒 川	敷島第1水防倉庫	33.0㎡	〃	〃 島上条字東河原	—	—	—	—	5	—	—	—	—	—	—	—
亀 沢 川	島上条公園防災備蓄倉庫内	22.6㎡	〃	〃 〃 原腰	—	—	—	—	—	—	—	—	9	—	—	4
釜 無 川 塩川・東川	双葉水防倉庫	79.0㎡	〃	〃 下今井171	37	300	10	5	10	15	2	7	23	41	2	1

○市内雨量・水位観測所

1 雨量観測所

観 測 所 名	所 在 地	所管官庁名
ホ ッ チ 峠	甲斐市神戸字日影山576－2	中北建設事務所

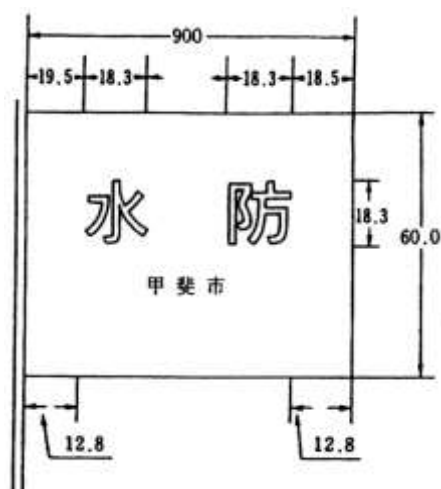
河川名	観測所名	所 在 地	自記普通別		所管官庁名
			自	普	
防 沢 川	塩崎雨量観測所	甲斐市下今井	○		東日本旅客鉄道（株） 甲府保線技術センター

2 水位観測所

河 川 名	水 位 観 測 所 名	所 在 地	所 管 官 庁 名	水 防 団 待 機 (通報)	はん濫 注 意 (警戒)	避 難 断 断 (特別 警戒)	氾 濫 危 険 (危険)
富 士 川	信 玄 橋	甲斐市竜王2089－8	中 北 建 設 事 務 所	—	—	—	—
荒 川	(ダム関連) 金 石 橋	甲斐市牛句	荒 川 ダム管理 事 務 所	—	—	—	—
塩 川	金 剛 地	甲斐市宇津谷（新塩川橋 上流地点）	甲 府 河 川 国 道 事 務 所	—	(6.60m)	7.60m	7.80m

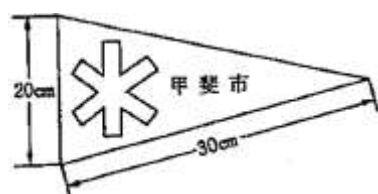
○水防本部の標識等

1 本部の標識（昼間）



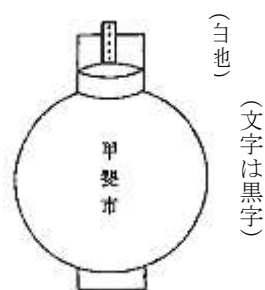
（注） 水防赤字
赤線取線は6mmとする。
太さは3mmとする。

2 水防自動車標識



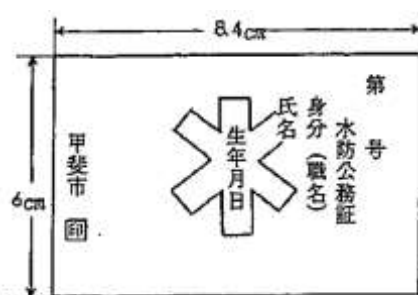
3 水防員の腕章

腕章



4 身分証明書

（表）



（注） 水の字はうすい水色

（裏）

- 心得
- 1 記名以外の者の使用を禁ず。
 - 2 本証の身分に変更があったときは速やかに訂正を受けること。
 - 3 本証の身分を失ったときは直ちに本証を返還すること。
 - 4 本証は水防法第49条第2項による立入証である。

○水防上避難立退予定区域一覧

避難立退区域	避難立退予定地
竜王 1、2、3、4 区	竜王北中学校（体育館）
竜王新町 1、2、3、4、5、6、7 区	竜王北小学校（体育館）
古村区、上篠原区、竜王仲町区	竜王小学校、竜王中学校、竜王東小学校 （最寄りの学校校舎 2 階以上）
富竹新田 1、2、3、4 区、名取区	竜王東小学校、竜王小学校（最寄りの学校校舎 2 階以上）
榎西区、榎東区、新居区、仲新居区、上八幡区	竜王中学校、竜王東小学校、竜王南小学校、玉幡中学校、玉幡小学校（最寄りの学校校舎 2 階以上）
下八幡 1 区、下八幡 2 区	玉幡小学校、竜王南小学校、竜王西小学校 （最寄りの学校校舎 2 階以上）
中八幡区、八幡新田 1 区	玉幡中学校、玉幡小学校、竜王西小学校 （最寄りの学校校舎 2 階以上）
八幡新田 2 区、月林区、玉川東区、玉川西区	竜王西小学校（校舎 2 階以上）、竜王南部公民館 （建物 2 階以上）
万才 1 区、万才東区、田中区、田中 2 区、下八幡 3 区	竜王南小学校（校舎 2 階以上）、竜王南部公民館 （建物 2 階以上）、市営田中団地 2 階以上共有部
玉川団地 1 区、玉川団地 2 区、南区	竜王南部公民館（建物 2 階以上）、竜王南小学校 （校舎 2 階以上）
牛匂、境北、境南	敷島北小学校（校舎 2 階以上）
上町南、敷島堅町、大栄、西町、事業団、松島団地、さつき野	敷島中学校（体育館）、敷島小学校（校舎 2 階以上）
東町東、東町仲、東町西、敷島仲町、川辺町、敷島新町、町屋、町屋南、寺前	敷島小学校、敷島南小学校（最寄りの学校校舎 2 階以上）
上町北、天狗沢、敷島台、大久保	敷島総合文化会館、敷島中学校（体育館）
大下条東、大下条西、大下条南、長塚、宮地	敷島南小学校、敷島小学校（最寄りの学校校舎 2 階以上）
睦沢地区	睦沢地域ふれあい館
清川地区	清川地域ふれあい館
吉沢地区	吉沢地域ふれあい館
登美団地、希望ヶ丘、桃花の街、藍色の街、杏色の街、萌黄の街、双葉響が丘団地、滝坂、大屋敷、下宿、高山台、上宿、双葉堅町、大袋、高原団地、団子	双葉東小学校、双葉中学校（最寄りの学校体育館）
双葉新町、旭台、山本、岩森、下志田、上志田、東部、塩崎町、田畑、田畑団地、金剛地	双葉西小学校、双葉中学校、双葉体育館 （最寄りの学校・施設の体育館）
横町、寺町、双葉仲町、上町、富士見台、緑ヶ丘、つくし野、上の山	双葉中学校、双葉東小学校、双葉西小学校 （最寄りの学校体育館）
新田、菖蒲沢、中村条、上郷、米沢、笠石、滝沢、駒沢、唐松団地	双葉体育館、双葉西小学校（体育館）

○浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内要配慮者利用施設一覧

(令和6年9月1日現在)

No.	施設名	所在地	電話番号	浸水想定区域 指定河川名 又は土砂災害
1	日本航空学園	甲斐市宇津谷 445	0551-28-3355	富士川
2	医療法人静正会三井クリニック デイサービスセンター福福	甲斐市宇津谷 4036-1	0551-28-5110	土砂災害
3	グレイス・ロード甲斐サポートセンター	甲斐市竜王新町 1-1	055-287-8347	富士川
4	共同生活援助ファミール	甲斐市竜王新町 534-1	055-270-1445	貢川
5	竜王北保育園	甲斐市竜王新町 640-1	055-276-2120	富士川
6	サービス付き高齢者向け住宅 樹	甲斐市竜王新町 1066-1	055-287-8266	富士川
7	医療法人社団慈成会三枝病院	甲斐市竜王新町 1440	055-279-0222	富士川
8	グループホームペアフォレスト	甲斐市名取 731-2	055-242-7705	貢川
9	デイサービスおれんじ	甲斐市富竹新田 92-6	055-287-9581	富士川
10	和音デイサービス	甲斐市富竹新田 416-5	055-279-0670	富士川
11	竜王東小学校	甲斐市富竹新田 933-1	055-279-3431	富士川
12	竜王東保育園	甲斐市富竹新田 973-1	055-276-4238	富士川
13	竜王東児童センター	甲斐市富竹新田 973-4	055-278-1178	富士川
14	あやめの里	甲斐市富竹新田 1967	055-279-0054	富士川
15	竜王幼稚園	甲斐市富竹新田 2055	055-276-6400	富士川
16	竜王リハビリテーション病院	甲斐市万才 287-7	055-276-1155	富士川
17	放課後等デイサービスむすぶ	甲斐市万才 449-5	055-225-5217	富士川
18	万才保育園	甲斐市万才 475	055-276-9273	富士川
19	あおばこども園	甲斐市篠原 88-3	055-276-8077	富士川
20	こでまり篠原	甲斐市篠原 315-2	055-279-0111	富士川
21	デイサービスセンター赤坂台	甲斐市篠原 315-3	055-277-1369	富士川
22	フルリール甲斐	甲斐市篠原 842-1	055-260-6800	富士川
23	リハビリ道	甲斐市篠原 845-1	055-270-0063	富士川
24	ひよこ保育園	甲斐市篠原 871-2	055-268-3716	富士川
25	ひびき	甲斐市篠原 884-2	055-225-5217	富士川
26	かおり幼稚園	甲斐市篠原 1087	055-276-2500	富士川
27	竜王南小学校	甲斐市篠原 1180	055-276-7171	富士川
28	竜王南児童館	甲斐市篠原 1232-1	055-279-7666	富士川
29	放課後デイサービスカルミア	甲斐市篠原 1379-1	055-244-8670	富士川
30	ニチイケアセンター甲斐	甲斐市篠原 1659	055-222-1980	富士川
31	竜王中学校	甲斐市篠原 2030	055-276-2636	富士川
32	竜王レディースクリニック	甲斐市篠原 2199	055-279-4132	富士川
33	ハートデイサービス竜王	甲斐市篠原 2661	055-279-0225	富士川
34	ハートホーム竜王	甲斐市篠原 2661	055-283-5788	富士川

No.	施設名	所在地	電話番号	浸水想定区域 指定河川名 又は土砂災害
35	竜王小学校	甲斐市篠原 2800	055-276-2380	富士川
36	竜王ふれあい館	甲斐市篠原 2901-1	055-278-2277	富士川
37	しあわせホーム竜王	甲斐市篠原 3000-1	055-269-8686	富士川
38	竜王大生園	甲斐市篠原 3225	055-276-2751	富士川
39	グループホームアルプスの杜フレンズ	甲斐市玉川 19-5	055-273-0294	富士川
40	竜王西小学校	甲斐市玉川 75	055-279-0481	富士川
41	玉川保育園	甲斐市玉川 116	055-276-3866	富士川
42	デイサービスあしたも元気	甲斐市玉川 235-2	055-267-8730	富士川
43	デイサービスセンターつづく	甲斐市玉川 718	055-215-8001	富士川
44	特別養護老人ホームゆめみどり	甲斐市玉川 1700-1	055-278-2800	富士川
45	竜王中央保育園	甲斐市西八幡 33	055-276-6021	富士川
46	ショートステイほほ笑みの甲斐	甲斐市西八幡 669-1	055-225-5565	富士川
47	田辺眼科	甲斐市西八幡 693-1	055-278-0001	富士川
48	あい竜王丘	甲斐市西八幡 869	055-287-8488	富士川
49	デイサービスセンターつどい	甲斐市西八幡 1196	055-279-4543	富士川
50	竜王あら川こども園	甲斐市西八幡 1473-1	055-276-1900	富士川
51	グループホームカーサ西八幡	甲斐市西八幡 1707-1	055-298-6500	富士川
52	クレール西八幡	甲斐市西八幡 1769-1	055-269-7345	富士川
53	すけっと	甲斐市西八幡 1777 小宮山住宅 1 号	055-276-3099	富士川
54	デイサービス信玄西八幡	甲斐市西八幡 2122	055-288-8787	富士川
55	シェール西八幡	甲斐市西八幡 2122	055-230-8735	富士川
56	ケアステーションあさひ甲斐西八幡	甲斐市西八幡 2328	055-260-6677	富士川
57	ふるさとホーム甲斐西八幡	甲斐市西八幡 2328	055-260-6678	富士川
58	玉幡小学校	甲斐市西八幡 2560	055-276-2518	富士川
59	玉幡児童館	甲斐市西八幡 2671-2	055-276-9656	富士川
60	玉幡中学校	甲斐市西八幡 3190	055-279-0281	富士川
61	玉幡保育園	甲斐市西八幡 3702-1	055-276-3532	富士川
62	看護小規模多機能型居宅介護かのん	甲斐市西八幡 3822-1	055-279-2510	富士川
63	竜王西児童館	甲斐市西八幡 3855	055-279-3731	富士川
64	放課後等デイサービスPOCCO かいりゅうおう	甲斐市西八幡 4064-12	055-231-5871	富士川
65	農林高等学校	甲斐市西八幡 4533	055-276-2611	富士川
66	ビリーブ	甲斐市竜王 1106-1	055-234-5721	富士川
67	デイサービスだんだん	甲斐市竜王 1560	055-276-2923	富士川
68	竜王西保育園	甲斐市竜王 1671	055-276-5741	富士川
69	あどばんす	甲斐市竜王 2162-2	055-225-4082	富士川
70	明生学園	甲斐市竜王 2175	055-276-2228	富士川
71	敷島北小学校	甲斐市境 57	055-277-5711	荒川
72	こころと育ちの支援室ぽーれ	甲斐市島上条 209	055-267-6903	荒川

No.	施設名	所在地	電話番号	浸水想定区域 指定河川名 又は土砂災害
73	敷島小学校	甲斐市島上条 212	055-277-2026	荒川
74	敷島ふれあい中央児童館	甲斐市島上条 240-3	055-277-9220	荒川
75	敷島保育園	甲斐市島上条 1248-1	055-277-2049	荒川
76	敷島中学校	甲斐市島上条 1263	055-277-3151	荒川
77	甲斐志麻の里ファーム	甲斐市島上条 1277-1	055-288-1241	荒川
78	乳児院ひまわり	甲斐市島上条 1441	055-287-8087	荒川
79	住宅型有料老人ホーム清流	甲斐市島上条 1723-1	055-231-5202	荒川
80	敷島なかよし児童館	甲斐市島上条 1828-17	055-277-1121	荒川
81	きららベーカリー	甲斐市中下条 851-1	055-277-8709	荒川
82	あゆみの家	甲斐市中下条 954-3	055-277-9666	荒川
83	ぽーれWing	甲斐市中下条 1072-4	055-287-8087	荒川
84	春日の郷	甲斐市中下条 1214-1	055-277-8800	荒川
85	松島さくら保育園	甲斐市中下条 1839-1	055-244-8160	荒川
86	デイサービスリハビリテーションこんね中下条	甲斐市中下条 1928-1	055-288-9961	荒川
87	ナイスケア檜の木	甲斐市長塚 157	055-277-1102	荒川
88	春日の杜	甲斐市長塚 184-2	055-277-1140	荒川
89	敷島みなみ児童館	甲斐市長塚 595-1	055-277-9720	荒川
90	敷島南小学校	甲斐市大下条 175	055-277-4749	荒川
91	げんきっこ保育園	甲斐市大下条 273-8	055-287-9234	貢川
92	グループホームふるさと敷島	甲斐市大下条 425-1	055-287-9059	荒川
93	あおぞら保育園	甲斐市大下条 753-1	055-277-9357	貢川
94	甲斐ケアセンターそよ風	甲斐市大下条 869-1	055-267-2026	貢川
95	小規模多機能型居宅介護事業所げんき甲斐	甲斐市大下条 956-1	055-267-8800	荒川
96	デイサービスセンターげんき甲斐	甲斐市大下条 956-1	055-267-8800	荒川
97	リハビリサロンげんき甲斐	甲斐市大下条 958	055-267-8800	荒川
98	吉沢立正保育園	甲斐市吉沢 705	055-277-3195	土砂災害
99	双葉西小学校	甲斐市志田 146	0551-28-2016	東川・六反川
100	しまの保育園	甲斐市島上条 315	055-268-2190	荒川
101	ふじざくら保育園	甲斐市玉川 164-1	055-269-7010	釜無川
102	Child Room あん	甲斐市大下条 752-1	055-277-9357	荒川・貢川
103	甲斐ひよこ保育園	甲斐市篠原 1265	055-288-1220	釜無川
104	双葉西保育園	甲斐市宇津谷 4560	0551-28-2137	六反川
105	双葉西児童館	甲斐市志田 157	0551-28-4588	東川・六反川

○水防実施状況報告書

管理団体で水防箇所

毎に作成するもの

(作成責任者)

㊞

管理団体名								指定非指定の別						
水防実施時の台風名又は豪雨名								報告年月日		年 月 日				
場 所		川 右 岸 地先 m						所 要 費			管理団体名	県 支 出 分	合 計	
日 時		自 月 日 至 月 日							人 件 費	手 当	円	円	円	
										そ の 他	円	円	円	
										計	円	円	円	
出動人員数		水防団員	消防団員	そ の 他	計				物 件 費	資 材 費	円	円	円	
		人	人	人	人				器 材 費	円	円	円		
水防作業の概況及工法		工法 箇所 m							燃 料 費	円	円	円		
									雑 費	円	円	円		
									計	円	円	円		
水 防 の 効 果	効 果	堤防	田	畑	家	鉄道	道路	人員	使 用 資 材	合 計		円	円	円
		m	ha	ha	戸	m	m	人		か ま す 俵	枚	枚	枚	
	被 害									む し ろ	枚	枚	枚	
										な わ	kg	kg	kg	
										丸 太	本	本	本	
								そ の 他						

他 の 団 体 よ り の 応 援 の 状 況		立 退 きの 状 況 及 び それを指示した理由	
居 住 者 出 動 状 況		水防功労者の氏名年令 所属及びその功績概要	
警 察 の 援 助 状 況		堤防その他の施設等 の異常の有無及び 緊急工事を要するも のが生じた時はその 場所及び損傷状況	
現場指導官公職氏名		水 防 活 動 に 関 す る 自 己 批 判	
水 防 関 係 者 の 死 傷		備 考	

〔食料、給水、備蓄物資関係〕

○緊急炊き出し予定施設一覧

名 称	所 在 地	電話番号	炊出人員
竜 王 小 学 校	甲斐市篠原2800	055-276-2380	550人分
玉 幡 小 学 校	〃 西八幡2560	055-276-2518	450人分
竜 王 南 小 学 校	〃 篠原1180	055-276-7171	550人分
竜 王 北 小 学 校	〃 竜王555	055-276-9171	600人分
竜 王 西 小 学 校	〃 玉川75	055-279-0481	400人分
竜 王 東 小 学 校	〃 富竹新田933-1	055-279-3431	400人分
竜 王 中 学 校	〃 篠原2030	055-276-2636	450人分
玉 幡 中 学 校	〃 西八幡3190	055-279-0281	600人分
竜 王 北 中 学 校	〃 竜王420	055-279-7200	400人分
敷 島 学 校 給 食 セ ン タ ー	〃 大下条280-4	055-277-4201	2,000人分
双 葉 学 校 給 食 セ ン タ ー	〃 宇津谷2153-1	0551-28-8011	1,500人分

○応急給水用施設、資機材一覧

種 別	能 力	保 有 数
飲料水兼用耐震性貯水槽	60.0 m ³	9 基
給水タンク	500 リットル	4 台
給水タンク	1.0 m ³	4 台
飲料水袋詰機	2.0 m ³ /h	1 台
貯水袋	10.0 リットル	298 袋
貯水袋	6.0 リットル	1,210 袋
ろ水機	1.4 m ³ /h	8 台
飲料水運搬ポリ容器	10.0 リットル	7,700 個
飲料水運搬ポリ容器	6.0 リットル	1,200 個
組み立て式給水タンク		13 基
給水車ユニット		1 式

○飲料水兼用耐震性貯水槽設置箇所

設置年度	設 置 箇 所	所 在 地	連 絡 先	個 数	ℓ (t)
平成 5	竜 王 東 小 学 校	甲斐市富竹新田933-1	055-279-3431	1	60,000 (60)
平成 6	玉 幡 小 学 校	〃 西八幡2560	055-276-2518	1	60,000 (60)
平成 7	竜 王 北 小 学 校	〃 竜王555	055-276-9171	1	60,000 (60)
平成 8	竜 王 南 小 学 校	〃 篠原1180	055-276-7171	1	60,000 (60)
平成 9	竜 王 小 学 校	〃 篠原2800	055-276-2380	1	60,000 (60)
平成10	竜 王 西 小 学 校	〃 玉川75	055-279-0481	1	60,000 (60)
平成13	敷 島 中 学 校	〃 島上条1263	055-277-3151	1	60,000 (60)
平成16	敷 島 南 小 学 校	〃 大下条175	055-277-4749	1	60,000 (60)
平成18	双 葉 西 小 学 校	〃 志田146	0551-28-2016	1	60,000 (60)

○水道施設状況

1 上水道

(1) 水源

水源名	種別	水量 (m ³ /日)
第2水源	深井戸	1,100
第5水源	深井戸	600
第6水源	深井戸	1,790
第7水源	深井戸	2,500
第8水源	深井戸	2,800
第9水源	深井戸	2,100
第10水源	深井戸	400
第11水源	深井戸	2,700
第12水源	深井戸	3,000
第13水源	深井戸	3,000
第14水源	深井戸	1,840
第15水源	深井戸	2,100
第17水源	深井戸	1,870
駒沢水源	深井戸	500
三島水源	深井戸	600
笠石水源	深井戸	450

水源名	種別	水量 (m ³ /日)
菖蒲沢水源	深井戸	1,600
新田水源	深井戸	1,000
双葉東小学校水源	深井戸	1,000
双葉中学校第1・第2水源	深井戸	700
下今井水源	深井戸	400
二ツ溜水源	深井戸	1,500
用水供給受水	浄水	950

(2) 配水池

名称	所在地	容量 (m ³)	耐震性能
大原配水池	甲斐市竜王新町2249-1	1,500	○
片瀬配水池	〃 竜王200-5	1,880	○
西八幡配水池	〃 西八幡4268-13	1,000	○
万才配水池	〃 万才277-1	1,000	○
篠原配水池	〃 篠原2534-1	2,200	○
竜王配水池	〃 竜王2513	3,000	○
冷間配水池	〃 西八幡1291	3,000	○
玉川配水池	〃 玉川1581-1	1,000	○
駒沢配水池	〃 宇津谷8973-2	95	○
三島配水池	〃 宇津谷9365-3	200	○
笠石配水池	〃 宇津谷2758-2	715	○
菖蒲沢配水池	〃 菖蒲沢905-1	215	○
新田配水池	〃 菖蒲沢1724-2	295	○
双葉東小学校配水池	〃 大垓2780	200	○
双葉中学校配水池	〃 岩森1337	200	○
下今井配水池	〃 下今井2710-2	400	○
二ツ溜配水池	〃 龍地3375-1	1,000	○

(3) 総管路延長

ア 竜王区域 227km

イ 双葉区域 124km

2 簡易水道

(1) 水源

ア 睦沢・清川簡易水道

水源名	種別	水量 (m ³ /日)
睦沢水源	深井戸	332
清川水源	表流水	242

イ 吉沢簡易水道

水源名	種別	水量 (m ³ /日)
吉沢水源	深井戸	400

(2) 配水池

ア 睦沢・清川簡易水道

名称	所在地	容量 (m ³)	耐震性能
睦沢配水池	亀沢6131-6	284	○
高区配水池	上芦沢1296-2	90	○
低区配水池	上芦沢1107-24	170	○
漆戸配水池	漆戸1001-2	63	○
クラインガルテン配水池	牛匂3374-3	52	○

イ 吉沢簡易水道

名称	所在地	容量 (m ³)	耐震性能
第1配水池	吉沢3226-5	84	○
第2配水池	吉沢3362	128	○

(3) 総管路延長

ア 睦沢・清川簡易水道 35km

イ 吉沢簡易水道 5km

○救援物資集積所一覧

名 称	所 在 地	連 絡 先
竜王武道館	甲斐市篠原2728-20	
敷島体育館	甲斐市島上条2294	055-277-4111
双葉公民館	甲斐市下今井236-2	0551-20-3666
双葉集出荷所	甲斐市岩森160-2	0551-28-4731

○防災備蓄倉庫一覧

倉 庫		所 在 地
名 称	面 積	
防災備蓄倉庫	242.2㎡	甲斐市篠原2746-9
赤坂台総合公園防災備蓄倉庫	29.6㎡	〃 竜王338-2
玉幡公園防災備蓄倉庫	50.0㎡	〃 西八幡1896-2
島上条公園防災備蓄倉庫	22.5㎡	〃 島上条1000-1
中部公園セミナーハウス防災倉庫	55.2㎡	〃 西八幡2660
やはた公園防災備蓄倉庫	63.0㎡	〃 西八幡2994-2

[廃棄物、仮設住宅関係]

○ごみ処理施設

施設名	所在地	電話番号	処理能力	
峡北広域行政事務組合 峡北広域環境衛生センター	韮崎市龍岡町下條南割1895	0551-22-3437	焼却処理	不燃物処理
			160 t / 日	15 t / 5 h
中巨摩地区広域事務組合 清掃センター	中央市一町畑1189	055-273-5711	270 t / 日	40 t / 5 h

○一般廃棄物収集運搬許可業者一覧

(令和4年8月1日現在)

No.	業者名	住所	電話番号	車両台数
1	(有)甲信環境	甲斐市大下条 818-6	055-277-5984	5 台
2	(株)クリエート	甲府市幸町 8-9	055-237-7780	7 台
3	(有)大興商事	甲府市桜井町 500-5	055-235-7796	4 台
4	(株)クリーン環境センター	甲斐市西八幡 3483	055-276-2407	2 台
5	(株)ヤマモト	甲斐市長塚 416-1	055-277-6085	4 台
6	(株)中部環境開発	甲府市国母 6-5-1	055-226-7574	3 台
7	(株)溝口商事	中央市高部 1662	055-269-2753	2 台
8	(有)豊和興業	甲府市大里町 2219-5	055-241-2289	2 台
9	(株)クリーンライフ	中央市西花輪 4377	055-274-6288	4 台
10	山梨管財(株)	甲府市和戸町 353-24	055-235-1712	2 台
11	(株)大幸産業	南アルプス市上八田 656-1	055-285-7153	2 台
12	(株)降矢商店	甲府市上曾根町 3143-1	055-266-8057	2 台
13	(株)山梨クリーンサービス	甲府市和戸町 1219-4	055-232-8864	5 台
14	(株)富士川クリーン	富士川町十谷 1668	0556-22-5374	8 台
15	(有)クリーン・トレード	北杜市明野町浅尾 3180-1	0551-23-1132	10 台
16	(株)エコ・フカサワ	南アルプス市藤田 2352-4	055-284-1010	4 台
17	(株)池田	甲府市七沢町 347-1	055-233-7741	3 台
18	(株)オー・エス・ケー	甲斐市吉沢 1026-1	055-277-9811	2 台
19	(株)山梨商事	甲州市塩山熊野 1217-1	0553-32-5350	1 台
20	山中邦雄	甲斐市名取 732-2	055-276-0001	1 台

No.	業 者 名	住 所	電話番号	車両台数
21	(有)山梨紙業	南アルプス市徳永 1594-1	055-285-7521	2 台
22	湯澤工業(株)	南アルプス市六科 1186	055-285-0041	3 台
23	(有)サ カ エ	北杜市須玉町若神子 5253	0551-42-4848	4 台
24	ミノルサービス	甲府市中小河原町 122-1	055-241-3968	2 台
25	(有)フジグリーンサービス	南アルプス市高砂 446-19	055-233-8979	3 台
26	(有)管 清 社	甲府市古上条町 126-2	055-241-5486	1 台
27	山梨住環コンサル(株)	甲府市住吉 4 丁目 10-17	055-222-4230	1 台
28	(株)エ リ ゼ	中巨摩郡昭和町西条 1949	055-268-6661	1 台
29	(有)山梨カレット	南アルプス市徳永 1685-13	055-285-6250	6 台
30	(株)中 澤	南アルプス市在家塚 1235	055-282-2207	3 台
31	中 村 商 店	笛吹市御坂町成田 1746-1	055-263-5881	1 台
32	(株)西 商 店	韮崎市龍岡町下條南割西原 500-1	0551-22-3070	1 台
33	(有)峡南環境サービス	富士川町青柳町 3492	0556-22-4543	3 台
34	渡 辺 淳 三	甲府市宮原町 1131	055-283-0764	1 台
35	(有)サンエー	甲府市桜井町 741	055-230-5445	3 台
36	ワイプランニング	甲府市中小河原町 1612-12	055-276-0553	1 台
37	(株)甲斐興運	中央市一町畑 114	055-273-5902	1 台
38	(有)リサイクル	富士川町青柳町 3194	0556-22-8976	6 台
39	日東金属(株)	甲府市国玉町 910-1	055-235-7080	1 台
40	(有)菱和産商	甲斐市下今井 2759-14	0551-28-3806	1 台
41	グリーンアース	西八代郡市川三郷町市川大門 594	055-272-0090	2 台
42	(有)コミュニティサービス	南アルプス市徳永 1617-1	055-285-8011	1 台
43	(有)丸正産業	甲斐市西八幡 1833-6	055-279-1237	2 台
44	(有)伸成	大月市大月町真木 1684-4	0554-23-6678	2 台
45	(株)中央エコテック	甲府市相生 1 丁目 9-3 長坂ビル 3F	055-225-5486	1 台
46	(株)エフ・ジェイワークス	甲府市増坪町 70-1	055-225-6667	1 台
47	(有)サンテック	笛吹市御坂町成田 2238-6	055-242-6530	2 台
48	国土興産(株)	韮崎市中田町小田川 762	0551-25-5353	3 台
49	(有)田中運送	甲斐市島上条 507	055-277-2151	1 台
50	(有)わいえむ環境	韮崎市本町 3-3-24	0551-22-4064	1 台
51	(株)北 栄	甲府市徳行 3-9-34 藤ビル 202 号	055-226-9776	1 台
52	イワショー(株)	北杜市武川町牧原 1360-1	0551-26-3301	3 台
53	天久ビル管理(株)	笛吹市石和町東高橋 142	055-261-7611	2 台
54	エルテックサービス(株)	南アルプス市戸田 916-29	055-287-7011	2 台

No.	業 者 名	住 所	電話番号	車両台数
55	山梨グローブシップ(株)	甲府市伊勢3丁目5-24	055-235-2758	1台
56	建協クリーンロード(株)	甲府市丸の内1丁目14-19	055-235-0622	10台
57	道路技術サービス(株)	富山県射水市橋下条527	0766-56-4748	1台
58	(有)エコサービス	甲斐市宇津谷342-1	0551-28-3391	1台

○し尿処理施設

施 設 名	所 在 地	電 話 番 号	処 理 能 力
峡北広域行政事務組合 峡北南部衛生センター	韮崎市栄2丁目5-48	0551-22-0089	72kl／日
中巨摩地区広域事務組合 衛生センター	中央市乙黒1083-3	055-273-4167	85kl／日

○浄化槽清掃業許可業者一覧

(令和4年4月1日現在)

No.	業 者 名	住 所	電話番号	車両台数
1	(株)クリーン環境センター	甲斐市西八幡3483	055-276-2407	4台
2	(株)クリーンライフ	中央市西花輪4377	055-274-6288	7台
3	(株)敷島陸送	甲斐市大下条935-1	055-277-2251	2台
4	(有)エコサービス	甲斐市宇津谷342-1	0551-28-3391	2台
5	(有)韮崎環境メンテナンスサービス	韮崎市本町2-2-47	0551-22-1805	6台

○災害廃棄物仮置場及び障害物集積場所

地 区	名 称	所 在 地
竜王地区	西八幡管理地	甲斐市西八幡3097
敷島地区	敷島総合公園駐車場	〃 牛匂2814
双葉地区	双葉水辺公園駐車場	〃 下今井1136-7先

○仮設住宅建設予定地

地 区	名 称	所 在 地	建設戸数
竜王地区	赤坂台総合公園	甲斐市竜王338－2	190戸
〃	玉幡公園	〃 西八幡1896－2	62戸
敷島地区	敷島総合文化会館駐車場	〃 島上条1020	36戸
〃	島上条公園	〃 島上条1000－1	60戸
双葉地区	鳥ヶ池芝生公園	〃 龍地3376－86	48戸
〃	双葉体育館駐車場	〃 宇津谷2221	50戸
計			446戸

[輸送等関係]

○飛行場外離着陸場等一覧

1 飛行場外離着陸場（航空法79条但し書き）

名 称	所 在 地	電 話 番 号
釜無川スポーツ公園	甲斐市西八幡4261	
赤坂台総合公園	甲斐市竜王338-2	055-276-2161
敷島総合公園	甲斐市牛匂2814	
日本航空学園双葉滑空場	甲斐市宇津谷445	0551-28-3355
島上条公園	甲斐市島上条1000-1	

2 緊急離着陸場（航空法81条の2）

名 称	所 在 地	電 話 番 号
双葉スポーツ公園グラウンド	甲斐市岩森2732	0551-28-2541

○ヘリコプター主要発着場一覧

名 称	所 在 地	連 絡 先	施設管理者 又は占有者	施 設 規 模			広 （巾×長さ） さ	消 火 所 防 署 （所）の 間 時 間 （分）
				大 型	中 型	小 型		
玉 幡 小 学 校 校 庭	甲斐市西八幡2560	055-276-2518	学 校 長	○			80×80	3
竜 王 小 学 校 校 庭	甲斐市篠原2800	055-276-2380	〃	○			100×100	1
竜 王 中 学 校 校 庭	甲斐市篠原2030	055-276-2636	〃	○			80×90	2
県立農林高校校庭	甲斐市西八幡4533	055-276-2611	〃	○			200×150	5
竜王南小学校校庭	甲斐市篠原1180	055-276-7171	〃	○			100×90	5
山梨県警察学校校庭	甲斐市西八幡4422-3	055-276-2640	〃	○			100×150	5
釜 無 川 沿 岸	甲斐市西八幡地内		国土交通省			○		2～5
竜王北小学校校庭	甲斐市竜王555	055-276-9171	学 校 長	○			100×90	3
竜王西小学校校庭	甲斐市玉川75	055-279-0481	〃	○			100×100	4
玉 幡 中 学 校 校 庭	甲斐市西八幡3190	055-279-0281	〃	○			100×120	4
竜 王 南 部 公 園	甲斐市西八幡2002	055-276-0711	市 長	○			100×120	4
釜無川スポーツ公園	甲斐市西八幡4261	055-276-3485	市 長	○			200×95	5
敷 島 中 学 校 校 庭	甲斐市島上条1263	055-277-3151	学 校 長		○		90×70	5
双葉スポーツ公園	甲斐市岩森2732	0551-28-2541	市 長	○			126×126	10

○公用車両一覧

(令和6年4月1日現在)

No.	施設名	所管部	緊急通行 車両	車 名	登録番号	種類	リース 車両	燃料	定員
1	竜王庁舎	市長公室		トヨタ：アルファード	山梨300た4463	普乗	●	ガソリン	7
2	竜王庁舎	市長公室		マツダ：スクラムバン	山梨480さ9660	軽貨		ガソリン	4
3	竜王庁舎	市長公室		三菱：ミニキャブ	山梨480す3001	軽貨		ガソリン	4
4	竜王庁舎	総務部		マツダ：スクラムバン	山梨480さ2487	軽貨		ガソリン	4
5	竜王庁舎	総務部		トヨタ：ハイエース	山梨300も5088	普乗		ガソリン	10
6	竜王庁舎	総務部		日産：クリッパー	山梨480こ4890	軽貨		ガソリン	4
7	竜王庁舎	総務部		マツダ：スクラムバン	山梨480さ1154	軽貨		ガソリン	4
8	竜王庁舎	総務部		三菱：ミニキャブMiEV	山梨480せ9428	軽貨		電気	4
9	竜王庁舎	総務部		トヨタ：エスクアアイア	山梨501つ1559	小乗		ガソリン	8
10	竜王庁舎	総務部		日産：セレナ	山梨501と1758	小乗		ガソリン	8
11	竜王庁舎	総務部		ホンダ：インサイト	山梨500む8811	小乗		ガソリン	5
12	竜王庁舎	総務部		三菱：ミニキャブ	山梨480す8726	軽貨		ガソリン	4
13	竜王庁舎	総務部		日産：クリッパー	山梨480す4380	軽貨		ガソリン	4
14	竜王庁舎	総務部		ダイハツ：軽トラ	山梨480い1072	軽トラ		ガソリン	2
15	竜王庁舎	総務部		三菱：ミニキャブ	山梨480す8723	軽貨		ガソリン	4
16	竜王庁舎	総務部		三菱：ミニキャブMiEV	山梨480せ9429	軽貨		電気	4
17	竜王庁舎	生活環境部		いすゞ：ガーラ	山梨200は90	普乗合		軽油	34
18	竜王庁舎	生活環境部		日野：ロイヤルEX	山梨200は110	普乗合		軽油	34
19	竜王庁舎	生活環境部		ダイハツ：ハイゼットトラック	山梨480く5682	軽貨		ガソリン	2
20	竜王庁舎	生活環境部		スズキ：チャリートトラック	山梨480す3339	軽貨		ガソリン	2
21	竜王庁舎	生活環境部		スズキ：軽トラック	山梨480せ4744	軽貨		ガソリン	2
22	竜王庁舎	生活環境部		マツダ：スクラムバン	山梨480け9084	軽貨		ガソリン	4
23	竜王庁舎	生活環境部		三菱：ミニキャブ	山梨480す8727	軽貨		ガソリン	4
24	竜王庁舎	市民部		三菱：ミニキャブ	山梨480す2999	軽貨		ガソリン	4
25	竜王庁舎	市民部		日産：クリッパー	山梨480す4378	軽貨		ガソリン	4
26	竜王庁舎	市民部		スズキ：エブリィ	山梨480せ8497	軽貨		ガソリン	4
27	竜王庁舎	市民部		マツダ：スクラムバン	山梨480さ1626	軽貨		ガソリン	4
28	竜王庁舎	福祉部		ダイハツ：ハイゼット	山梨880あ20	軽特		ガソリン	4

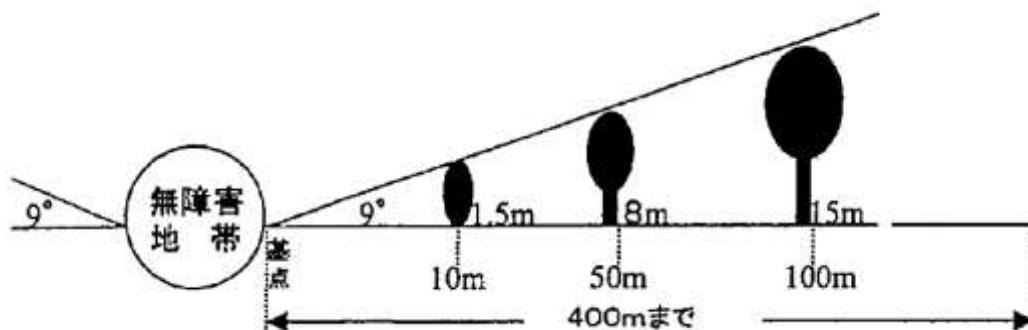
No.	施設名	所管部	緊急通行 車両	車 名	登録番号	種類	リース 車両	燃料	定員
29	竜王庁舎	福祉部		スバル：SAM BAR	山梨480せ 5699	軽貨		ガソリン	4
30	竜王庁舎	福祉部		スバル：SAM BAR	山梨480せ 5697	軽貨		ガソリン	4
31	竜王庁舎	福祉部		マツダ：ス クラムバン	山梨480け 3697	軽貨		ガソリン	4
32	竜王庁舎	福祉部		ホンダ：ア クティバン	山梨480け 7071	軽貨		ガソリン	4
33	竜王庁舎	福祉部		日産：クリ ッパー	山梨480す 4379	軽貨		ガソリン	4
34	竜王庁舎	福祉部		日産：クリ ッパー	山梨480こ 4891	軽貨		ガソリン	4
35	竜王庁舎	福祉部		三菱：ミニ キャブ	山梨480す 8726	軽貨		ガソリン	4
36	竜王庁舎	子育て健康 部		トヨタ：ル ーミー	山梨501ち 1314	小乗		ガソリン	5
37	竜王庁舎	子育て健康 部		マツダ：ス クラムバン	山梨480さ 1155	軽貨		ガソリン	4
38	竜王庁舎	子育て健康 部		マツダ：ス クラムバン	山梨480け 9200	軽貨		ガソリン	4
39	竜王庁舎	子育て健康 部		三菱：ミニ キャブバン	山梨480う 7412	軽貨		ガソリン	4
40	竜王庁舎	子育て健康 部		マツダ：ス クラムバン	山梨480さ 231	軽貨		ガソリン	4
41	竜王庁舎	産業振興部		ダイハツ： 軽トラ	山梨480い 1151	軽貨		ガソリン	2
42	竜王庁舎	産業振興部		三菱：ミニ キャブ	山梨480せ 9581	軽貨		ガソリン	4
43	竜王庁舎	産業振興部		トヨタ：ピ クシスバン	山梨480さ 6336	軽貨		ガソリン	4
44	竜王庁舎	産業振興部		三菱：ミニ キャブ	山梨480す 8725	軽貨		ガソリン	4
45	竜王庁舎	産業振興部		マツダ：ス クラムバン	山梨480さ 230	軽貨		ガソリン	4
46	竜王庁舎	産業振興部		スバル：SAM BAR	山梨480せ 5698	軽貨		ガソリン	4
47	竜王庁舎	都市建設部		日産：アト ラス	山梨44つ2 833	小貨		ガソリン	3
48	竜王庁舎	都市建設部		三菱ふそ う：キャン ターダンプ	山梨400そ 9176	小貨	●	ガソリン	3
49	竜王庁舎	都市建設部		トヨタ：ダ ンプ	山梨400さ 3818	小貨		ガソリン	3
50	竜王庁舎	都市建設部		マツダ：ス クラムバン	山梨480け 9201	軽貨		ガソリン	4
51	竜王庁舎	都市建設部		日産：クリ ッパー	山梨480こ 4892	軽貨		ガソリン	4
52	竜王庁舎	都市建設部		マツダ：ス クラムバン	山梨480こ 1486	軽貨		ガソリン	4
53	竜王庁舎	都市建設部		ダイハツ：ハイ ゼットカー ゴ	山梨480さ 6702	軽貨		ガソリン	4
54	竜王庁舎	都市建設部		日産：軽ト ラック	山梨480せ 808	軽貨		ガソリン	2
55	竜王庁舎	都市建設部		スズキ：軽 トラック	山梨480せ 4743	軽貨		ガソリン	2
56	竜王庁舎	都市建設部		スズキ：エ ブリイ	山梨480せ 8499	軽貨		ガソリン	4
57	竜王庁舎	都市建設部		スズキ：エ ブリイ	山梨480せ 8498	軽貨		ガソリン	4
58	竜王庁舎	都市建設部		三菱：ミニ キャブ	山梨480か 6096	軽貨		ガソリン	4
59	竜王庁舎	都市建設部		スズキ：エ ブリイ	山梨480せ 9832	軽貨		ガソリン	4
60	竜王庁舎	議会事務局		アルファ	山梨300る	普乗	●	ガソリン	7

No.	施設名	所管部	緊急通行 車両	車 名	登録番号	種類	リース 車両	燃料	定員
				ド	1426				
61	竜王庁舎	教育部		日野：レイ ンボー	山梨200は 43	普乗 合		ガソリン	57
62	竜王庁舎	教育部		日野：ブル ーリボンⅢ	山梨200は 125	普乗 合		ガソリン	84
63	竜王庁舎	教育部		トヨタ：ハ イエース	山梨300ほ 3348	普乗		ガソリン	10
64	竜王庁舎	教育部		日野：デュ トロ	山梨100さ 1870	普貨		ガソリン	3
65	竜王庁舎	教育部		日野：デュ トロ	山梨100さ 5184	普貨		ガソリン	3
66	竜王庁舎	教育部		トヨタ：ハ イエース	山梨300め 2147	普乗		ガソリン	10
67	竜王庁舎	教育部		スズキ：軽 トラック	山梨480せ 4745	軽貨		ガソリン	2
68	竜王庁舎	教育部		日産：クリ ッパ	山梨480こ 4893	軽貨		ガソリン	4
69	竜王庁舎	教育部		三菱：ミニ キャブ	山梨480す 8724	軽貨		ガソリン	4
70	竜王庁舎	教育部		ダイハツ ハゼッ トカーゴ	山梨480さ 6703	軽貨		ガソリン	4
71	竜王庁舎	教育部		マツダ：ス クラムバン	山梨480さ 232	軽貨		ガソリン	4
72	竜王庁舎	教育部		マツダ：ス クラムバン	山梨480け 3698	軽貨		ガソリン	4
73	竜王庁舎	教育部		マツダ：ス クラムバン	山梨480け 3699	軽貨		ガソリン	4
74	竜王庁舎	教育部		マツダ：ス クラムバン	山梨480け 9199	軽貨		ガソリン	4
75	竜王庁舎	防災危機管 理課	●	トヨタ：ハ イエース	山梨800す 2373	普特		ガソリン	6
76	竜王庁舎	防災危機管 理課	●	ダイハツ： ハイゼット	山梨880あ 782	軽特		ガソリン	4
77	竜王庁舎	防災危機管 理課		スズキ：エ ブリィ	山梨480せ 9771	軽貨		ガソリン	4
78	敷島庁舎	敷島支所		三菱ふそ う：キャン ターダンプ	山梨400そ 9699	小貨	●	ガソリン	3
79	敷島庁舎	敷島支所	●	三菱：ミニ キャブMiEV	山梨480せ 9674	軽貨		電気	4
80	敷島庁舎	敷島支所		トヨタ：エ スクアイア	山梨501つ 1560	小乗		ガソリン	8
81	敷島庁舎	敷島支所		トヨタ：ピ クシスバン	山梨480さ 6335	軽貨		ガソリン	4
82	敷島庁舎	敷島支所		トヨタ：ピ クシストラ ック	山梨480さ 6334	軽貨		ガソリン	4
83	敷島庁舎	敷島支所		マツダ：ス クラムバン	山梨480け 9202	軽貨		ガソリン	4
84	双葉庁舎	双葉支所		三菱ふそ う：キャン ターダンプ	山梨400そ 9700	小貨	●	ガソリン	3
85	双葉庁舎	双葉支所	●	日産：X-オ ート レール	山梨800さ 5874	普特		ガソリン	5
86	双葉庁舎	双葉支所		日産：クリ ッパ	山梨480こ 5191	軽貨		ガソリン	2
87	双葉庁舎	双葉支所		スバル：SAM BAR	山梨480せ 5700	軽貨		ガソリン	4
88	双葉庁舎	双葉支所		三菱：ミニ キャブMiEV	山梨480せ 9430	軽貨		電気	4
89	双葉庁舎	双葉支所		マツダ：ス クラムバン	山梨480さ 1153	軽貨		ガソリン	4
90	水道事務所	公営企業部		マツダ：ス クラムバン	山梨480け 3695	軽貨		ガソリン	4
91	水道事務所	公営企業部		マツダ：ス	山梨480け	軽貨		ガソリン	4

No.	施設名	所管部	緊急通行 車両	車 名	登録番号	種類	リース 車両	燃料	定員
				クラムバン	3696				
92	水道事務所	公営企業部		スズキ：ハ スラー	山梨580み 1934	軽乗		ガソリン	4
93	水道事務所	公営企業部		日産：アト ラス	山梨400そ 6499	小貨		ガソリン	3
94	水道事務所	公営企業部		マツダ：ス クラムバン	山梨480さ 7416	軽貨		ガソリン	4
95	水道事務所	公営企業部		ダイハツ： ハイゼット カーゴ	山梨40も3 952	軽貨		ガソリン	4
96	水道事務所	公営企業部		ダイハツ： ハイゼット カーゴ	山梨40も7 064	軽貨		ガソリン	4
97	水道事務所	公営企業部		ダイハツ： ハイゼット カーゴ	山梨480う 448	軽貨		ガソリン	4

○臨時ヘリポートの基準

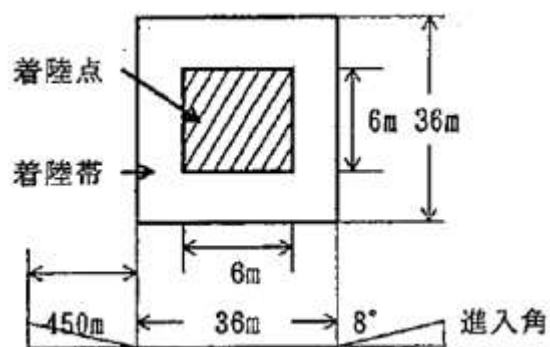
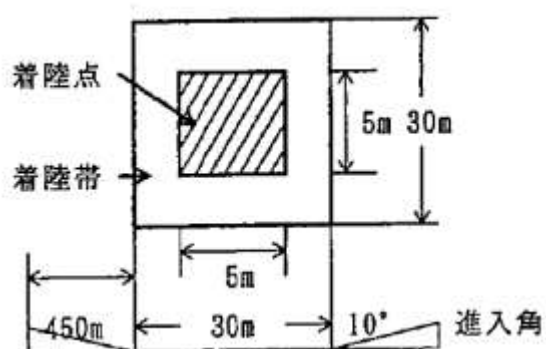
1 下記基準を満たす地積（ヘリポート）を確保する。この際、土地の所有者又は管理者との調整を確実に実施する。



(1) 離着地点及び無障害地帯の基準

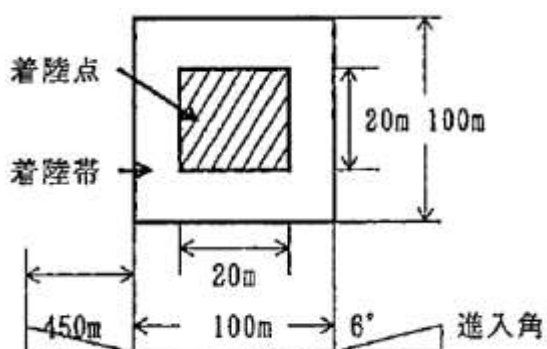
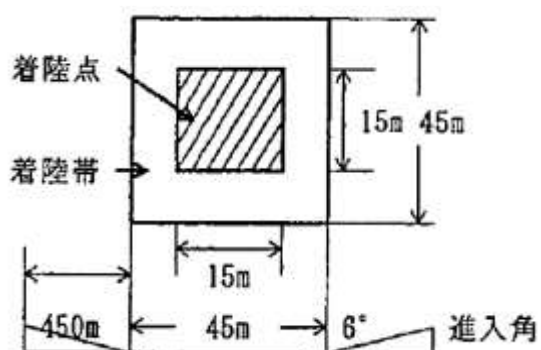
ア OH-6

UH-1



ウ V-107

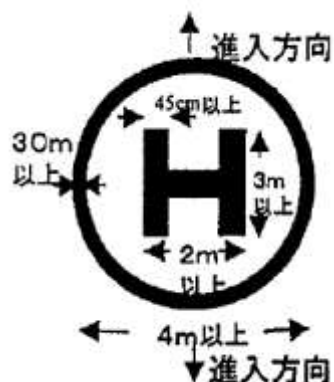
工 CH-47



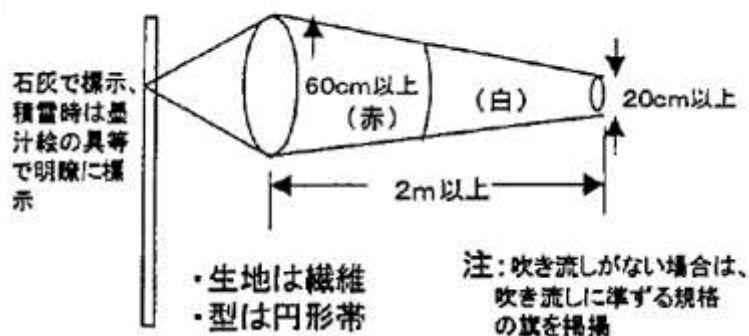
(2) 離着地点の地盤は堅固で平坦地であること。

2 着陸地点には、次の基準のH記号を風と平行方向に向けて標示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向及び風速の判定ができる吹き流しを掲揚する。

(1) H記号の基準



(2) 吹き流しの基準



3 危害予防の措置

(1) 離着陸地帯への立入禁止

離着陸地帯及びその近傍において、運航上の障害となるおそれのある範囲には、立ち入らせない。

(2) 防じん措置

表土が砂じんの発生しやすいところでは、航空機の進入方向に留意して散水等の措置を講ずるものとする。

○市内緊急輸送道路一覧（県指定）

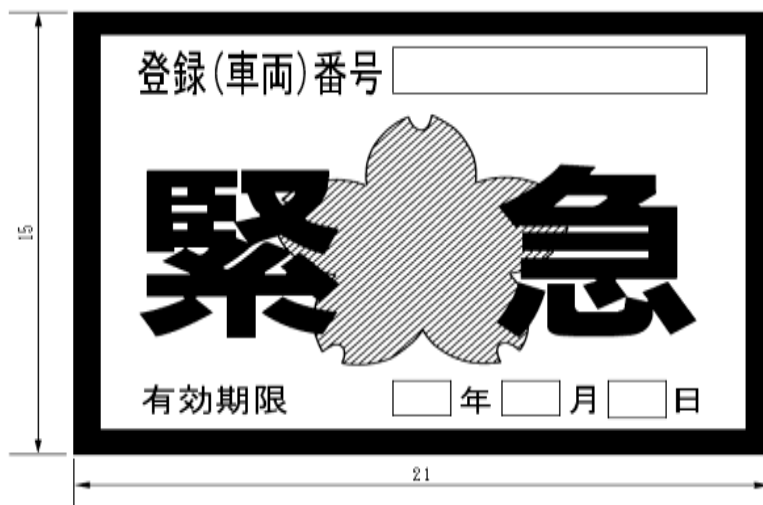
1 第一次緊急輸送道路（市域）

道 路 種 別	路 線 名	起 終 点
高 速 国 道	中央自動車道（西宮線）	市内全線
	中部横断自動車道	市内全線
一 般 国 道 (指定区間)	国道20号	市内全線
	国道52号	市内全線
	国道52号（甲西道路）	市内全線

2 第二次緊急輸送道路（市域）

道 路 種 別	路 線 名	起 終 点
主 要 地 方 道	甲府南アルプス線	昭和町境～南アルプス市境
	甲府葦崎線	甲府市境～葦崎市境
	甲府昇仙峡線	金石橋～長瀬橋
	甲斐早川線	国道20号交点～南アルプス市境
	甲斐中央線	甲府葦崎線交点～昭和町境
	葦崎昇仙峡線	葦崎市境～甲府市境
一 般 県 道	中下条甲府線	甲府葦崎線交点～宮沢橋
市 道	赤坂公園本線	国道20号交点～赤坂台病院
	三味堂村上線	朝日荒川線交点～開発1号線交点
	開発1号線	三味堂村上線交点～滝坂希望ヶ丘線交点
	滝坂希望ヶ丘線	開発1号線交点～登美団地大屋敷線交点
	登美団地大屋敷線	滝坂希望ヶ丘線交点～大屋敷横町線交点
	大屋敷横町線	登美団地大屋敷線交点～甲府葦崎線交点
	県道希望ヶ丘線	登美団地大屋敷線交点～双葉SIC

○緊急通行車両の標章



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」、及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

○緊急通行車両確認証明書

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書			
		知 事	印
		公 安 委 員 会	印
番号票に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）			
使用 者	住 所	() 局 番	
	氏 名		
通 行 日 時			
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地	
備 考			

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

[災害対策本部等関係]

○甲斐市防災会議委員名簿

区分	任命又は指名区分	役 職 名
会 長	市長	甲斐市長
第 1 号委員	指定地方行政機関	国土交通省関東地方整備局甲府河川国道事務所長
		気象庁甲府地方気象台長
第 2 号委員	山梨県	山梨県中北地域県民センター地域防災幹
第 3 号委員	山梨県警察	甲斐警察署長
第 4 号委員	甲斐市	甲斐市副市長
		甲斐市防災危機管理監
第 5 号委員	甲斐市教育委員会	甲斐市教育長
第 6 号委員	消防長及び団長	甲府地区広域行政事務組合消防本部消防長
		峡北広域行政事務組合消防本部消防長
		甲斐市消防団長
第 7 号委員	自治会（区）連合会又は有識者	甲斐市自治会連合会長
		甲斐市医代表
		甲斐市赤十字奉仕団委員長
		甲斐市女性団体連絡協議会会長
		甲斐市愛育連合会会長
		甲斐市民生委員児童委員協議会会長
		甲斐市食生活改善推進委員会会長
		甲斐市男女共同参画推進委員会副委員長
		山梨大学大学院総合研究部工学域土木環境工学系（国際流域環境研究センター）准教授
第 8 号委員	指定公共機関及び指定地方公共機関	日本赤十字社山梨県支部事務局長
		東日本旅客鉄道(株)八王子支社山梨統括センター所長
		東京電力パワーグリッド(株)山梨総支社甲府事務所次長（渉外担当）
		東日本電信電話(株)山梨支店長
		中日本高速道路（株）八王子支社甲府保全・サービスセンター所長
		山梨交通（株）上席執行役員総務部長

○配備基準及び動員表

竜王庁舎

第1 配備		第2 配備	第3 配備
そ の 1	そ の 2		
	防災危機管理監	防災危機管理監 本部員 市長公室長 総務部長 財政部長 市民生活部長 環境産業部長 福祉部長 こども子育て健康部長 まちづくり振興部長 公営企業部長 会計管理者 議会事務局長 教育部長	本部長 市 長 副本部長 副市長 防災危機管理監 消防団長 本部員 教育長 市長公室長 総務部長 財政部長 市民生活部長 環境産業部長 福祉部長 こども子育て健康部長 まちづくり振興部長 公営企業部長 会計管理者 議会事務局長 教育部長 消防団副団長
防災危機管理課	防災危機管理課 秘書課 秘書係長 シティプロモーション係長 総務課 総務係長 庁舎・システム管理係長 人事課 人事係長 給与係長 アセットマネジメント推進課 資産活用係長 契約係長	防災危機管理課 秘書課 課長 秘書係 シティプロモーション係 政策戦略課 課長 政策戦略係 DX推進係 総務課 課長 総務係 庁舎・システム管理係 人事課 課長 人事係 給与係 アセットマネジメント推進課 課長 資産活用係 契約係 財政課 課長 財政係 税務課 課長 市民税係長 資産税係長	全職員

第 1 配備		第 2 配備	第 3 配備
そ の 1	そ の 2		
脱炭素社会推進課 政策推進係長 事業推進係長 環境森林課 環境政策係長 自然環境係長 建設課 建設総務係長 建設整備係長 都市計画課 まちづくり推進係長 公園緑地係長	脱炭素社会推進課 課長 政策推進係 事業推進係 環境森林課 課長 環境政策係 自然環境係 建設課 課長 建設総務係 建設整備係 都市計画課 課長 まちづくり推進係 公園緑地係	収納課 課長 収納管理係長 徴収係長 市民戸籍課 課長 住民記録係長 証明係長 戸籍係長 保険課 課長 国民健康保険税係長 国民健康保険給付係長 高齢者医療・年金係長 スポーツ振興課 課長 スポーツ推進係長 施設管理係長 脱炭素社会推進課 課長 政策推進係 事業推進係 環境森林課 課長 環境政策係 自然環境係 福祉課 課長 福祉総務係長 保護支援係長 障がい者支援課 課長 自立支援係長 生活支援係長 長寿推進課 課長 長寿あんしん係長 介護保険係長 介護予防推進係長 子育て支援課 課長 児童係 保育係 子育て支援係 健康増進課 課長 健康企画係長 母子保健係長 成人保健係長 建設課 課長 建設総務係 建設整備係 都市計画課 課長 まちづくり推進係	

第 1 配備		第 2 配備	第 3 配備
そ の 1	そ の 2		
建築住宅課 空家対策・住宅係長 建築開発係長	建築住宅課 課長 空家対策・住宅係 建築開発係	公園緑地係 建築住宅課 課長 空家対策・住宅係 建築開発係 会計課 出納・審査係長 工事検査・技術指導係長 議会事務局 庶務・監査係長 議事運営係長 教育総務課 課長 教育総務係長 施設係長 学校教育課 課長 指導監 学事係長 保健給食係長 教育指導係長 生涯学習文化課 課長 生涯学習係長 文化財係長 (水道事務所) 上下水道業務課 上下水道総務係長 経理徴収係長 上下水道工務課 上水道施設係長 下水道施設係長	
(水道事務所) 上下水道業務課 上下水道総務係長 経理徴収係長 上下水道工務課 上水道施設係長 下水道施設係長	(水道事務所) 上下水道業務課 課長 上下水道総務係 経理徴収係 上下水道工務課 課長 上水道施設係 下水道施設係	(水道事務所) 上下水道業務課 課長 上下水道総務係 経理徴収係 上下水道工務課 課長 上水道施設係 下水道施設係	
農政課（水門関係） 部長・課長等が指名する職員	農政課（水門関係） 部長・課長等が指名する職員 ※ 1 避難所開設担当者 避難所施設所管課 教育総務課 課長 施設係長 生涯学習文化課 課長 生涯学習係長 スポーツ振興課 課長 施設管理係長 ※ 2 障がい者支援課 課長 自立支援係長 生活支援係長 福祉課		

第 1 配備		第 2 配備	第 3 配備
そ の 1	そ の 2		
	課長 福祉総務係長 保護支援係長 長寿推進課 課長 長寿あんしん係長 介護保険係長 介護予防推進係長 健康増進課 課長 健康企画係長 母子保健係長 成人保健係長		

※ 1 避難所が開設されることとなった場合、避難所開設担当者及び避難所施設所管課は配備となります。

※ 2 高齢者等避難、避難指示のいずれかが発令された場合もしくは福祉避難所が開設される場合は配備となります。

敷島庁舎

第1 配備		第2 配備	第3 配備
そ の 1	そ の 2		
敷島支所市民地域課 庶務・環境土木係 農政課 農政総務係長 農業土木係長 庶務係長	敷島支所市民地域課 課長 庶務・環境土木係 市民窓口係 農政課 課長 農政総務係 農業土木係 庶務係	敷島支所市民地域課 課長 庶務・環境土木係 市民窓口係 農政課 課長 農政総務係 農業土木係 庶務係	全職員

双葉庁舎

第1 配備		第2 配備	第3 配備
そ の 1	そ の 2		
双葉支所市民地域課 庶務・環境土木係 市民協働推進課 市民協働係長 交流推進係長 産業創造課 産業創造係長 ふるさと納税推進係長	双葉支所市民地域課 課長 庶務・環境土木係 市民窓口係 市民協働推進課 課長 市民協働係 交流推進係 産業創造課 課長 産業創造係 ふるさと納税推進係	双葉支所市民地域課 課長 庶務・環境土木係 市民窓口係 市民協働推進課 課長 市民協働係 交流推進係 産業創造課 課長 産業創造係 ふるさと納税推進係	全職員

その他施設

第1 配備		第2 配備	第3 配備
そ の 1	そ の 2		
	※3 避難所施設担当者 市内小中学校 竜王南部公民館 敷島総合文化会館 双葉体育館 睦沢地域ふれあい館 清川地域ふれあい館 吉沢地域ふれあい館	※4 保育園 竜王北保育園 竜王東保育園 竜王西保育園 竜王中央保育園 敷島保育園 双葉西保育園 児童館 玉幡児童館 竜王北児童館 竜王東児童センター 竜王西児童館 竜王南児童館 敷島ふれあい中央児童館 敷島みなみ児童館 敷島なかよし児童館 双葉西児童館 双葉東児童館 竜王ふれあい館 敷島子育て広場 竜王子育て広場 公民館 竜王北部公民館 竜王中部公園センターハウス 竜王南部公民館 敷島公民館 双葉公民館 図書館 竜王図書館 敷島図書館 双葉図書館 給食センター 敷島給食センター 双葉給食センター	※5 全職員

※3 避難所施設担当者については、避難所を開設する場合に各施設へ配備となります。

※4 各施設の職員（責任者等）については、第2 配備発令時に各施設へ参集し、施設の被害状況等を確認の上、災害の規模に応じて所属長の指示により配備場所を変更します。

※5 その他の職員は第3 配備発令時に、所属長又は施設責任者の指示により配備場所を指定します。

[自衛隊関係]

○自衛隊災害派遣要請依頼文書様式

第 号
年 月 日

山 梨 県 知 事 殿

〇〇市（町・村）長 〇 〇 〇 〇

自衛隊の災害派遣要請について（依頼）

災害対策基本法第68条の2の規定により、次のとおり自衛隊の災害派遣を依頼します。

派遣要請依頼者		
担当部課等名	部 課 係	
	担当者名	
	電話：	防災無線：
派遣要請依頼日時	年 月 日 時 分	
災害の状況及び派遣依頼事由		
派遣を希望する期間	年 月 日から 年 月 日	
	年 月 日から必要とする期間	
派遣を希望する区域	町 村 地内	
	施設等名称	
現地連絡員	部 課 係、担当者名 〇〇〇〇	
派遣を希望する活動の内容		
その他必要事項		

山梨県防災危機管理課 TEL：055（223）1432 FAX：055（223）1429

防災無線：（衛星系）200－2511

○自衛隊災害派遣撤収依頼文書

第 号
年 月 日

山 梨 県 知 事 殿

〇〇市（町・村）長 〇 〇 〇 〇

自衛隊の災害派遣部隊の撤収について（依頼）

年 月 日付け第 号で依頼したこのことについて、下記のとおり派遣部隊の撤収要請を依頼します。

記

1 撤収日時 年 月 日 時 分

2 撤収理由

3 その他必要事項

○自衛隊宿泊予定施設一覧

名 称	所 在 地	連絡先	宿泊可能人員
竜 王 小 学 校 体 育 館	甲斐市篠原2800	055-276-2380	360人
竜 王 中 学 校 体 育 館	〃 篠原2030	055-276-2636	200人
県 立 農 林 高 等 学 校 体 育 館	〃 西八幡4533	055-276-2611	350人
玉 幡 体 育 館	〃 西八幡2648		150人
竜 王 ス ポ ー ツ セ ン タ ー	〃 竜王596-3	055-276-1573	110人
敷 島 中 学 校 体 育 館	〃 島上条1263	055-277-3151	270人
敷 島 小 学 校 体 育 館	〃 島上条212	055-277-2026	150人
睦 沢 地 域 ふ れ あ い 館	〃 亀沢3687	055-277-3725	50人
清 川 地 域 ふ れ あ い 館	〃 上福沢124	055-277-0111	40人
吉 沢 地 域 ふ れ あ い 館	〃 吉沢233-2	055-277-2742	50人
敷 島 体 育 館	〃 島上条2294	055-277-4111	260人
双 葉 東 小 学 校 体 育 館	〃 大垓2780	0551-28-2014	220人
双 葉 西 小 学 校 体 育 館	〃 志田146	0551-28-2016	220人
双 葉 公 民 館	〃 下今井236-2	0551-20-3666	100人

[自主防災組織等関係]

○自主防災組織規約

自主防災会規約（案）

年 月 日

（名称）

第1条 この会は、 自主防災会（以下「本会」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第2条 本会の事務局は、 に置く。

（目的）

第3条 本会は、住民の隣保協同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震、水害、その他の災害（以下「地震等」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

（事業）

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1） 防災活動の普及促進
- （2） 地震等による被害を防ぐための活動
- （3） 地震等の発生時における情報の収集・伝達、初期消火、避難誘導、救出救護、給食・給水等の活動
- （4） 前号に関する訓練
- （5） 防災資機材等の整備
- （6） その他本組織の目的を達成するために必要な事項

（会員）

第5条 本会は、 区自治会に加入する世帯をもって構成する。

（役員）

第6条 本会に次の役員を置く。

- （1） 会長 1名
- （2） 副会長 1名
- （3） 班長 若干名
- （4） 監事 1名

2 会長は自治会長をもってあて、その他の役員は、会員の互選により選出する。

3 役員の任期は1年とする。ただし、再任することができる。

（役員の任務）

第7条 会長は、本会を代表し、会務を主宰し、地震等の発生時における応急活動の指揮命令を行う。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を行う。

3 班長は防災各班の長として、班の運営にあたる。

4 監事は、本会の会計を監査する。

（会議）

第8条 本会に総会及び役員会を置く。

2 総会及び役員会は会長が召集し、議長となる。

3 総会は全会員をもって構成し、毎年1回開催する。ただし、特に必要がある場合は、臨時に開催することができる。

4 総会は、次の事項を審議する。

- (1) 規約の改正に関する事
- (2) 防災計画の作成及び改正に関する事
- (3) 活動計画に関する事
- (4) 予算及び決算に関する事
- (5) その他、総会が特に必要と認めた事

5 役員会は、次の事項を審議し、実施する。

- (1) 総会への議案の提出
 - (2) 総会の議決事項の実施
 - (3) その他、役員会が特に必要と認めた事
- (防災計画)

第9条 本会は、地震等による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

2 防災計画は次の事項について定める。

- (1) 地震などの発生時における本会の組織編成及び任務分担に関する事
 - (2) 防災知識の普及啓発に関する事
 - (3) 防災訓練の実施に関する事
 - (4) 地震等の発生時における情報の収集伝達、出火防止、初期消火、救出救護及び避難誘導、防災資機材等の備蓄及び管理に関する事
 - (5) その他必要な事項
- (経費)

第10条 本会の運営に要する経費は、自治会会費その他の収入をもって充てる。

(その他)

第11条 この規約に定めのない事項については、会長が定める。

附 則

この規約は、 年 月 日から実施する。

〇地区防災計画

地区防災計画（案）

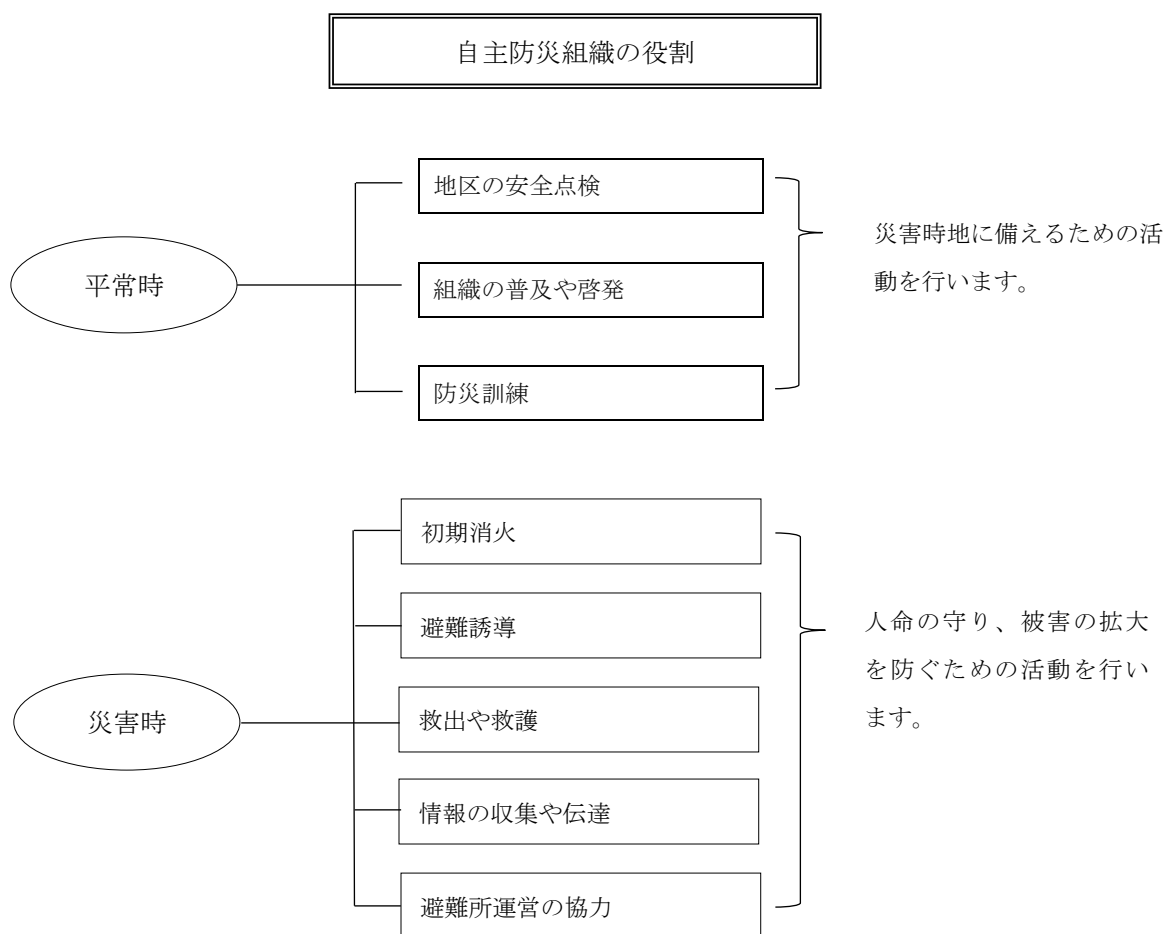
1 基本方針

災害が発生した直後は、交通網の寸断・火災の同時多発などにより消防や警察などの防災機関が十分に対応できない可能性があります。そのようなとき、力を発揮するのが「地域ぐるみの協力体制」です。

「東日本大震災」や「長野県白馬村での地震」の際、被災者の救出に当たって活躍したのは地域の住民等であり、災害時には、「自助」、「公助」とともに、地域における自主防災組織、ボランティア、企業などが、ともに助ける「共助」が重要です、

私たちの地域では、「自分たちの地域は自分たちで守る」という心構えで地区のみんなで助け合いながら、災害に強いまちづくりを進めます。

この取組を計画的に推進するため、地区住民を主体とした防災組織を構築し、この行動の規範としての「〇〇地区防災計画」を定め、平常時から備えの充実を図るとともに、災害時における「自助」、「共助」を着実に実行するため、この計画に基づく施策・事業などに取り組み、地区防災力を高めていきます。



2 計画対象地区と策定主体

(1) 計画対象地区

「〇〇地区防災計画」は次表の地区を対象として定めます。

〇〇組		

※対象地区は別添図（防災マップ）参照。

(2) 計画策定主体

「〇〇地区防災計画」は下記の団体が定めます。

団体名称	所在	世帯数等
〇〇自主防災会	〇〇自治会	

3 地区の特性と予想される災害

(1) 地区の特性

(1) 地区の特性

〔記載内容〕 防災マップなどから、地区の地形的な特徴や地区で災害が発生しそうな場所など、災害に関する情報をここに記載します。

(例)

- ・ 高低差の少ない平地に家屋等が多い地区である。
- ・ 山麓部の住宅地で斜面地が多い地区である。
- ・ 埋め立てによって形勢された地区である。
- ・ 砂防指定地に指定された場所がある。
- ・ 対象地区内に土砂災害危険箇所がある。
- ・ 〇〇川が過去に大雨で氾濫したことがある。

(2) 予想される災害

〔記載内容〕 地区の特性に合わせて、想定される災害（被害の状況）をここに記載します。

(例)

- ・ 集中豪雨（ゲリラ豪雨）や台風により次の被害が想定される。
 - 〇〇川の氾濫や堤防の決壊、〇〇橋の損壊
 - 〇〇地区周辺で家屋への浸水
 - 〇〇地区でのがけ崩れ
- ・ 地震、津波による災害
 - 家屋の倒壊や火災
 - 〇〇地区でのがけ崩れ
 - 〇〇川の堤防の決壊、〇〇橋の損壊
 - 液状化
- ・ 暴風（竜巻など）による被害
 - 家屋や電柱の倒壊

4 活動内容

(1) 平常時の取組

いざというときに地区の力が発揮できるよう、地区のみんなで協力して防災活動に取り組みます。

ア 防災知識の普及・啓発

防災対策では、地区住民の一人ひとりが防災に関心を持ち、準備することが重要です。地区住民への防災知識の普及や啓発活動を行います。

イ 地区の安全点検

防災の基本は、自分たちの住むまちを知ることです。地区の危険な場所や防災上問題のある場所などを確認し、改善のための働きかけなどを行います。

ウ 防災資機材の整備

防災資機材は、災害発生時に役立ちます。地区で防災資機材を整備し、日頃の点検や使い方を確認します。

エ 防災訓練

防災訓練は、いざというとき、あわてず、的確に対応するための欠かせない活動です。地区住民に積極的な参加を呼びかけて、訓練を行います。

(2) 災害時の取組

災害時は、負傷者の発生や火災など様々な事態が発生する可能性があります。公共機関とも連携しながら、みんなで力を合わせて被害の軽減に向けて活動します。

ア 情報の収集・伝達

公共機関などから正しい情報を収集し、地区住民に伝達します。また、地区の被災状況や火災発生状況などを取りまとめ、防災機関へ報告します。

イ 救出・救助活動

自分自身がケガをしないよう注意しながら、みんなで協力して負傷者や家屋の下敷きになった人の救出・救助活動を行います。

ウ 初期消火活動

消防車が到着するまでの間、火災の延焼拡大を防ぐための初期消火活動を行います。

エ 医療救護活動

医師の手当てが受けられるまでの間、負傷者の応急手当をして、救護所へ搬送します。

オ 避難誘導

地区住民を安全な場所などへ誘導します。

カ 給食・給水活動

地区で必要な物資を把握し、公共機関とも連携しながら、必要に応じて炊き出しなどの給食・給水活動を行います。

(3) 要配慮者（避難行動要支援者）等への支援

災害時に大きな被害を受けやすいのは、高齢者や障害者、子どもなど、人の助けを必要とする人（要配慮者（避難行動要支援者））です。こうした要配慮者（避難行動要支援者）を災害から守るため、みんなで協力しながら支援を行っていきます。

この取り組みを着実に進めるため、個別計画を定めることが重要です。

ア 要配慮者（避難行動要支援者）の身になって、防災環境の点検・改善を行う。

目や耳の不自由な人にも、警報や避難情報がきちんと伝えられるか、避難経路等に障害物や危険な場所はないかなどを点検し、改善に努めます。

イ 避難するときは、しっかり誘導する。

隣近所の助け合いが重要です。一人の要配慮者（避難行動要支援者）に複数の避難支援者を決めておきます。

ウ 困ったときこそ温かい気持ちで接する。

非常時こそ、不安な状況に置かれている人にやさしく接する必要があります。困っている人や要配慮者（避難行動要支援者）には、思いやりの心を持って接します。

エ 日頃から積極的にコミュニケーションを図る。

いざというときに円滑に支援ができるよう、日頃から積極的に要配慮者（避難行動要支援者）とのコミュニケーションを図ります。

5 地区の防災対策（具体的な対策）

（1）防災体制

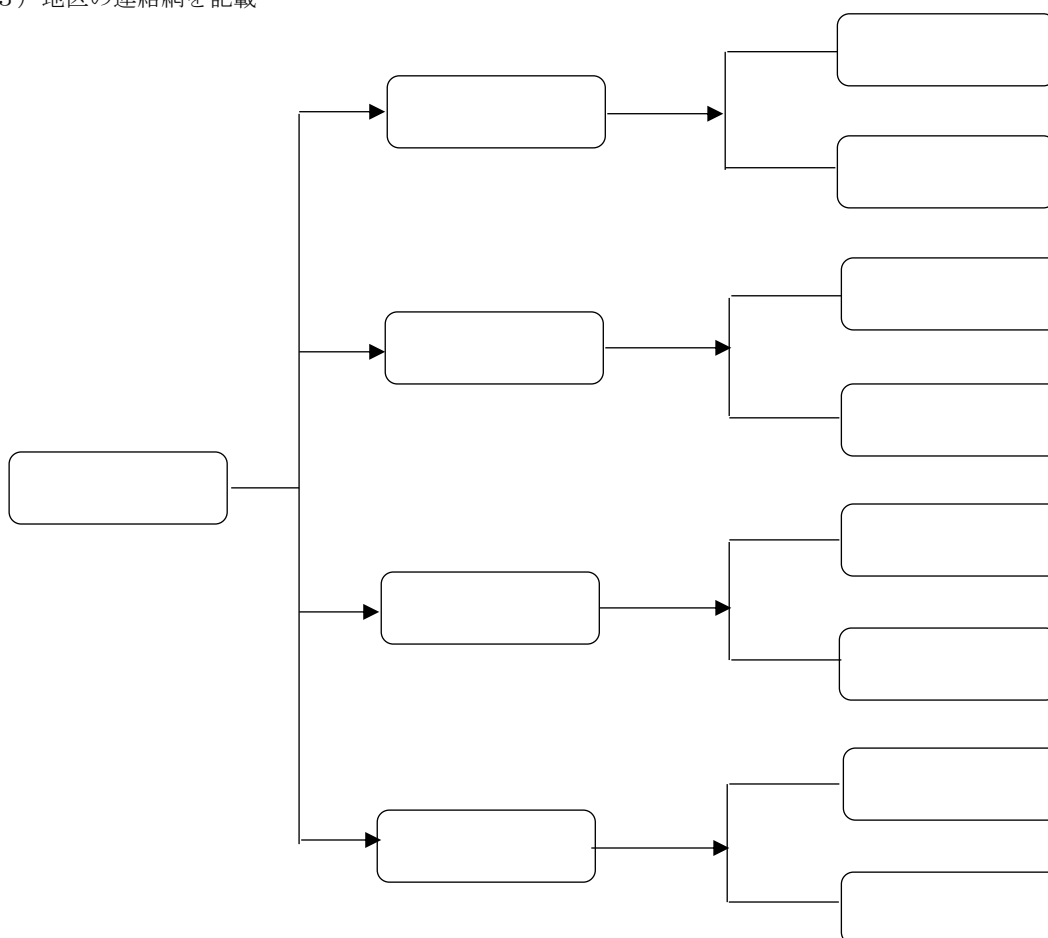
【組織名称等】 〇〇自主防災会	世帯数： 人口：	事業数： 従業員数：	
1 組織の体制	役員	電話番号	
	会長	TEL	
	副会長	TEL	
	〇〇班長 〇〇班長	TEL TEL	
2 避難場所等	施設名	電話番号	管理者
	〇〇〇集会所、会館	TEL	TEL
	〇〇〇小学校	TEL	TEL
	〇〇〇中学校	TEL	TEL
	〇〇〇	TEL	TEL
避難経路	防災マップのとおり		
3 緊急時の連絡先	甲斐市役所	TEL	
	〇〇支所	TEL	
	甲府地区消防本部	TEL	
	県立中央病院	TEL	
	甲斐市休日夜間急病センター	TEL	
	甲斐警察署	TEL	
	県立中央病院	TEL	
	東京電力（山梨営業所）	TEL	
	山梨ガス	TEL	
	N T T 東日本	TEL	
	災害用伝言ダイヤル（録音時）	TEL	
	災害用伝言ダイヤル（再生時）	TEL	
	4 その他特記事項		

(2) 活動体制

班編成（例）

班名	担当者	平常時の役割	災害時の役割
総務班 （本部）	〇〇〇〇	全体調整 関係機関との事前調整	全体調整 関係機関との調整 被害・避難状況の全体把握
情報班	〇〇〇〇	啓発・広報	公共機関等からの情報収集・伝達
消火班	〇〇〇〇	器具の整備・点検	消火器・バケツリレーなどによる初期消火
救出・救護班	〇〇〇〇	資機材・器具の整備・点検	負傷者の救出・応急手当・救護所等への搬送
避難誘導班	〇〇〇〇	避難経路の点検	住民の避難誘導
給食・給水班	〇〇〇〇	器具の整備・点検	炊き出し等の給食・給水活動
福祉班	〇〇〇〇	要配慮者（避難行動要支援者）の支援体制の整備	要配慮者（避難行動要支援者）への支援

(3) 地区の連絡網を記載



(4) 防災関連施設

ア 医療機関

種別	名称	住所	連絡先
救急指定医療機関	県立中央病院		
〃			
その他の医療機関			
〃			
〃			

イ 要配慮者（避難行動要支援者）施設

名称	住所	連絡先	備考

ウ その他の施設

名称	住所	連絡先	備考

(5) 保有防災資機材

名称	物資名	数量	備考
〇〇自主防災倉庫	ヘルメット		
	メガホン		
	リヤカー		
	投光器		
	発電機		

(参考) 資機材の例（目的別）

目的	資機材
① 情報収集・伝達	トランジスタメガホン、携帯用ラジオ、腕章、住宅地図、模造紙、メモ帳、油性マジック 等
② 初期消火	小型動力ポンプ、発電機、消防用ホース、消火器、ヘルメット、水バケツ 等
③ 水防	救命ボート、ブルーシート、シャベル、つるはし、スコップ、ロープ、かけや、くい、土のう袋、ゴム手袋 等
④ 救出	バール、はしご、のこぎり、スコップ、なた、ジャッキ、ハンマー、ロープ、チェーンソー、小型ウィンチ、防災、防塵マスク等
⑤ 救護	担架、救急箱、テント、毛布、シート 等
⑥ 避難所運営協力	リヤカー、発電機、警報器具、投光器、標識版、標識、強力ライト、寝袋 等
⑦ 給食・給水	炊飯装置、鍋、こんろ、ガスボン、給水タンク 等
⑧ 訓練・啓発	模擬消火訓練装置、放送機器、組み立て式水槽、煙霧機、視聴覚機器（ビデオ、映写機等）、住宅用訓練火災警報器 等
⑨ その他	簡易機材倉庫、ビニールシート、携帯電話機用充電器 等

(6) 地域版防災マップ

(記載する情報の例)

- ・避難場所
- ・要配慮者（避難行動要支援者）世帯
- ・避難経路
- ・消防署、警察署
- ・防災器具庫（消火栓・防火水槽）
- ・危険な場所（狭い道、河川、崖地など）

〇〇地域防災マップ例



※地区で防災ワークショップを行い、地区の特性を知るとともに、みんなで情報を共有しましょう。

(7) 地区防災訓練の実施

災害発生時に、地区住民が「地区防災計画」に沿って適切な行動ができるよう、市や消防署等とも連携しながら、次の訓練を中心とした地区防災訓練を毎年度実施します。

ア 避難訓練（要配慮者（避難行動要支援者）の支援を含む）

イ 情報収集・伝達訓練

ウ 応急訓練

エ 給食・給水訓練

オ 啓発活動

訓練の実施後は、訓練結果を検証し次回訓練に反映するなど、定期的に活動内容を見直し、必要があれば「地区防災計画」の見直しを行います。

(8) 資機材、器具等の点検

活動体制の各班を中心に、資機材、器具等の点検を定期的に実施します。

班名	担当者 (団体名等)	内容	時期
消火班	〇〇〇〇	消火器具の点検（整備）	地区防災訓練前
救出・救護班	〇〇〇〇	防災資機材・救出用器具 の点検（整備）	地区防災訓練前
避難誘導班	〇〇〇〇	避難経路の点検（整備）	毎年〇〇月
給水・給水班	〇〇〇〇	給食・給水器具の点検 （整備）	地区防災訓練前

(9) 要配慮者（避難行動要支援者）への支援体制の整備

活動体制の福祉班を中心に、要配慮者（避難行動要支援者）の支援体制を整備します。

班名	担当者 (団体名等)	内容	時期（目標）
福祉班	〇〇〇〇	支援体制・方法の検討・ 整理	〇〇〇〇年度まで
		対象者の把握（市から提 供）	〇〇〇〇年度まで
		個別計画の作成完了	〇〇〇〇年度まで
		定期的な個別計画の見直 し	毎年度

[条例等関係]

○甲斐市防災会議条例

平成16年9月1日

条例第14号

改正 平成19年9月26日条例第19号

平成25年3月14日条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第16条第6項の規定に基づき甲斐市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 甲斐市地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて本市の区域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 水防法（昭和24年法律第193号）第32条の規定に基づき、市の水防計画その他水防に関する事項の調査審議に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法又はこれに基づく政令によりこの権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員30人以内をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (2) 山梨県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
 - (3) 山梨県警察の警察官のうちから市長が任命する者
 - (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 市の教育委員会の教育長
 - (6) 消防長及び消防団長
 - (7) 自主防災組織を構成する者又は識見を有する者のうちから市長が任命する者
 - (8) 指定公共機関及び指定地方公共機関の役員及び職員のうちから市長が任命する者

(任期)

第4条 前条第5項各号に規定する委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

- 2 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第5条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、山梨県の職員、市の職員、関係地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成16年9月1日から施行する。

附 則 (平成19年9月26日条例第19号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(甲斐市水防協議会条例の廃止)

2 甲斐市水防協議会条例(平成16年甲斐市条例第16号)は、廃止する。

附 則 (平成25年3月14日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

○甲斐市災害対策本部条例

平成16年9月1日

条例第15号

改正 平成25年3月14日条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、甲斐市災害対策本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(本部長等の責務)

第2条 本部の長（以下「本部長」という。）は、本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 本部員は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

(部)

第3条 本部長は、必要と認めるときは、本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部長は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、平成16年9月1日から施行する。

附 則（平成25年3月14日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

○甲斐市地震災害警戒本部条例

平成16年 9 月 1 日

条例第17号

(趣旨)

第1条 この条例は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「法」という。）第18条第4項の規定により、甲斐市地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 地震対策警戒本部長（以下「本部長」という。）は、警戒本部の事務を総括し、その職員を指揮監督する。

2 警戒本部に、地震災害警戒副本部長（以下「副本部長」という。）、地震災害警戒本部員（以下「本部員」という。）その他の職員を置くことができる。

3 副本部長は、本部員のうちから市長が任命する。

4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 山梨県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者

(2) 市の教育委員会の教育長

(3) 市長がその部内の職員のうちから指名する者

(4) 市の区域において業務を行う法第2条第7号に規定する指定公共機関又は同条第8号に規定する指定地方公共機関の役員又は職員のうちから市長が任命する者

(5) 市の区域で業務を行う広域消防組合の消防長又は当該組合の消防吏員その他の職員のうちから市長が委嘱する者

(6) 本市の消防団の団長

6 本部員は、本部長の命を受け、警戒本部の事務に従事する。

7 副本部長及び本部員以外の警戒本部の職員（以下「本部職員」という。）は、市職員のうちから、市長が指名する。

8 本部職員は、警戒本部の所掌事務について、本部員を補佐する。

(部)

第3条 本部長は、必要と認めるときは、警戒本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員及び本部職員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長が指名する本部員がこれに当たる。

4 部長に事故があるときは、部に属する本部員のうちから部長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、警戒本部の組織等に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、平成16年 9 月 1 日から施行する。

○甲斐市議会災害対策本部設置規程

平成25年7月1日

議会訓令第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、災害発生時に議会が甲斐市災害対策本部（以下「市災害対策本部」という。）と連携を図り、災害に対して迅速かつ適切に対応するための組織体制の確立に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 災害が発生した場合又は災害が発生するおそれが生じた場合において、議長及び副議長がその協議により、甲斐市議会災害対策本部（以下「市議会本部」という。）を設置することができる。

(組織)

第3条 市議会本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は議長を、副本部長は副議長を、本部員は総務教育、厚生環境及び建設経済常任委員会の委員長をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、市議会本部を総括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(所掌事務)

第5条 本部長及び副本部長の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 市災害対策本部からの情報の収集に関すること。
- (2) 市災害対策本部への情報の提供に関すること。
- (3) 本部員への情報の伝達に関すること。
- (4) 本部員からの情報の把握に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、その他必要な事項

2 本部員の所掌事務は、被災地、避難所等での情報の収集に関することその他本部長が必要と認める事項とする。

(要請)

第6条 市災害対策本部への要請は、市議会本部で決定した事項について、本部長が行う。

(参集)

第7条 本部長、副本部長及び本部員は、その協議により、議員の参集を求めることができる。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年7月1日から施行する。

○甲斐市自主防災組織資機材整備事業費補助金交付要綱

平成16年 9 月 1 日

告示第 3 号

改正 平成26年 6 月30日告示第191号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、自主防災組織が行う防災資機材の整備に要する経費に対して補助金を交付し、もって大規模地震等の災害による被害の未然の防止又は軽減に資することを目的とし、補助金の交付については、甲斐市補助金等交付規則（平成16年甲斐市規則第48号）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この告示において「自主防災組織」とは、各自治会（区）単位に結成された防災のための組織（以下「組織」という。）をいう。

(補助対象事業)

第 3 条 補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、組織が別表の防災資機材を整備する事業とする。

(補助率)

第 4 条 補助率は、補助事業に要する経費の 3 分の 2 とする。

(補助金の交付申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする組織の代表者（以下「申請者」という。）は、自主防災組織資機材整備事業費補助金交付申請書（様式第 1 号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第 6 条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（様式第 2 号）を申請者に交付する。

(補助事業の変更等の承認)

第 7 条 補助事業を変更、中止又は廃止をしようとするときは、申請者は自主防災組織資機材整備事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第 3 号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

(実績報告)

第 8 条 申請者は、補助事業を完了したときは、自主防災組織資機材整備事業実績報告書（様式第 4 号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第 9 条 市長は前条の補助事業実績報告書を受理した後、防災資機材を確認し、適正と認めたときは、補助金の額を確定して、補助金を交付する。

(補助金の交付条件)

第10条 補助事業により整備した防災資機材は、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供してはならない。

2 補助事業により整備した防災資機材は、最善の注意をもって管理し、効率的な運用に努めなければならない。

(補助金の返還)

第11条 市長は、申請者が、次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 前条の規定に違反したとき。
- (2) 補助金を交付の目的以外に使用したとき。
- (3) 申請者等に虚偽の事項を記載し、又は申請について不正行為があったとき。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成16年9月1日から施行する。

(適用)

- 2 この告示の規定は、平成17年度以後に交付する補助金について適用し、平成16年度中に交付する補助金については、なお合併前の竜王町自主防災組織資機材整備事業費補助金交付要綱（平成2年竜王町訓令第3号）敷島町自主防災組織資機材整備事業費補助金交付要綱（敷島町制定）又は双葉町防災用施設設備設置費補助金交付要綱（平成5年双葉町制定）（以下これらを「合併前の要綱」という。）の例による。

(経過措置)

- 3 この告示の施行の日の前日までに、合併前の要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則（平成26年6月30日告示第191号）

この告示は、平成26年7月1日から施行する。

様式 略

○甲斐市自主防災組織訓練事業費補助金交付要綱

平成16年 9 月 1 日

告示第 4 号

改正 平成26年 6 月30日告示第192号

(趣旨)

第 1 条 市は、住民の災害に備えた訓練を促進し、住民の生命、身体、財産の保全を図るため、自主防災組織が行う訓練、防災会議活動に対して予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、甲斐市補助金等交付規則（平成16年甲斐市規則第48号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(自主防災組織の定義)

第 2 条 この告示において「自主防災組織」とは、地域の住民により自治会（区）単位に結成された防災のための組織（以下「組織」という。）をいう。

(補助事業者)

第 3 条 補助事業者は、組織とする。

(補助対象事業)

第 4 条 補助対象事業は、組織が主催する次の事業とする。

- (1) 消火訓練事業
- (2) 救護、救助訓練事業
- (3) 消火栓器具操法等訓練事業
- (4) 炊き出し訓練事業
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める防災訓練事業

(補助対象経費)

第 5 条 補助対象経費は、次の経費とする。

- (1) 消耗品費
- (2) 燃料費
- (3) 食糧費（反省会費等は除く。）
- (4) 材料費
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める経費

(補助基準額)

第 6 条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助基準額」という。）は、組織の加入世帯数に200円を乗じて得た額に均等割額 4 万円を加算した額とする。

(補助金の額)

第 7 条 補助対象事業に対して交付する補助金の額は、補助基準額と補助対象事業に要する経費を比較していずれか少ない額とする。ただし、1 組織当たりの補助金は、年額10万円を限度とする。

(補助金交付の申請)

第 8 条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、規則第 2 条の規定により自主防災組織訓練事業費補助金交付申請書（様式第 1 号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第9条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査の上、交付を決定し、補助金交付決定通知書(様式第2号)を申請者に交付する。

(補助事業実績報告書)

第10条 補助事業者は、規則第6条の規定による自主防災組織訓練事業費補助金実績報告書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第11条 市長は、前条の補助事業実績報告書を受理した後、適正と認めるとき補助金を交付する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成16年9月1日から施行する。

(適用)

2 この告示の規定は、平成17年度以後に交付する補助金について適用し、平成16年度中に交付する補助金については、なお合併前の竜王町自主防災組織訓練事業費補助金交付要綱(昭和59年竜王町訓令第20号。以下「合併前の訓令」という。)の例による。

(経過措置)

3 この告示の施行の日の前日までに、合併前の訓令の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則 (平成26年6月30日告示第191号)

この告示は、平成26年7月1日から施行する。

様式 略

○甲斐市木造住宅耐震支援事業実施要綱

令和3年3月30日

告示第72号

改正 令和4年2月1日告示第18号

令和4年6月2日告示第253号

令和6年3月28日告示第57号

(趣旨)

第1条 この告示は、地震発生時における木造住宅の倒壊等による災害を防止するため、既存木造住宅の耐震診断事業の実施について必要な事項を定めるとともに、耐震改修等を実施する者に対し予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、甲斐市補助金等交付規則（平成16年甲斐市規則第48号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 既存木造住宅 市内に存する住宅のうち、次の全てに該当するものをいう。

ア 昭和56年5月31日以前に着工された住宅

イ 木造在来工法で建築された住宅

ウ 2階建て以下の住宅

エ 長屋及び共同住宅以外の個人所有の住宅

(2) 耐震診断 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 山梨県木造住宅耐震診断マニュアルに基づいて行う耐震診断

イ 一般財団法人日本建築防災協会（以下「協会」という。）発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」による一般診断若しくは精密診断又は協会発行の「木造住宅の耐震精密診断と補強方法」による精密診断

(3) 旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断 建築士の資格を有する者が、「住宅・建築物耐震改修事業を活用した旧耐震基準の木造住宅の除却における耐震診断について（技術的助言）」（令和6年1月30日付け国住市第40号）の（別添）「旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断調査票」に基づいて行う耐震診断をいう。

(4) 耐震改修等 耐震改修工事、建替え工事、耐震シェルター設置工事及び耐震リフォーム工事のこ

とをいう。

- (5) 耐震診断技術者 建築士の資格を有し、山梨県が主催若しくは後援する山梨県木造住宅耐震診断マニュアル講習会又はこれと同等以上であると山梨県知事が認める講習会の受講修了者をいう。
- (6) 耐震判定委員会 一般社団法人山梨県建築士事務所協会等の建築物耐震診断・補強計画判定会のことをいう。
- (7) 総合評点 協会が定めた耐震診断の判定基準により耐震診断技術者が判断したもので、耐震判定委員会による判定を受けた評点をいう。
- (8) 耐震改修工事 耐震診断の結果、総合評点が1.0未満の既存木造住宅を1.0以上に改修する工事をいう。
- (9) 建替え工事 次のいずれかの既存木造住宅を除却し、同一敷地内に住宅を新築することをいう。
 - ア 木造住宅耐震診断の結果、総合評点が1.0未満の既存木造住宅
 - イ 旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断された既存木造住宅
- (10) 耐震シェルター設置工事 耐震診断の結果、総合評点が0.7未満の既存木造住宅に次のいずれかの耐震シェルターを設置する工事をいう。
 - ア 他の都道府県が奨励する耐震シェルター等のうち一部屋型又はベッド型を設置するもの
 - イ 構造設計一級建築士がアと同等以上のものとして設計したもの
- (11) 耐震リフォーム工事 耐震改修工事と併せて行う、市内施工業者による次に掲げる工事のことをいう。
 - ア 既存住宅の増築又は改築工事
 - イ 給排水衛生設備工事、換気設備工事、電気設備工事又はガス設備工事
 - ウ オール電化工事
 - エ 屋根の葺き替え又は防水工事
 - オ 外壁の張替え、外壁の塗装又は吹付け工事
 - カ 部屋の間仕切りの新設又は変更工事
 - キ 床、壁、窓、天井又は屋根の断熱改修工事
 - ク 雨どいの取替え又は修理
 - ケ 建具、開口部等の取替え又は修理
- (12) 耐震改修設計 耐震診断の結果、総合評点が1.0未満の既存木造住宅を1.0以上にする設計をいう。

(13) 市内施工業者 市内に本社又は本店を有し、市が発注する工事等の入札参加資格を有する、若しくは甲斐市小規模工事等契約希望者登録名簿に登録した法人又は個人で、耐震リフォーム工事を施工する者をいう。

(14) 省エネ基準 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。

(15) 土砂災害特別警戒区域 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定による土砂災害特別警戒区域をいう。

（事業の内容及び対象者）

第3条 市は、この告示の規定により、甲斐市木造住宅耐震支援事業として耐震診断の実施に関する事業（以下「耐震診断事業」という。）及び耐震改修等の経費に対する補助金の交付に関する事業（以下「補助事業」という。）を実施する。

2 耐震診断事業を利用できる者及び補助金の交付の対象となる者は、次の要件を全て満たすものとする。

(1) 市内に住所を有し、既存木造住宅を所有する者で、市税を滞納していないもの

(2) 甲斐市暴力団排除条例（平成27年甲斐市条例第23号）第2条第2項に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員等でない者

（事業の対象建築物等）

第4条 耐震診断事業の対象となる建築物並びに補助事業の対象となる建築物、補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表第1に掲げるとおりとする。

2 前項の補助対象経費の算定において、補助対象でないものは除いて算定すること。また、同一契約で行う場合は、その内容を明らかにすること。

3 耐震診断事業及び補助事業の実施は、対象建築物につき1回を限度とし、補助事業においては、過去に耐震改修等に係る県又は市の補助金の交付を受けていないものに限る。

4 対象建築物は、耐震診断事業及び補助事業に関し、国又は地方公共団体の他の制度による補助等を受けていないものに限る。

（耐震診断の委託）

第5条 市長は、耐震診断の実施を外部に委託することができる。

（耐震診断事業の申込み）

第6条 耐震診断事業の申込みをしようとする者（以下「申込者」という。）は、木造住宅耐震診断申込書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

（耐震診断技術者の派遣の決定）

第7条 市長は、前条の申込みがあった場合は、その内容を審査し、耐震診断技術者の派遣の可否を決定したときは、木造住宅耐震診断技術者派遣可否決定通知書（様式第2号。以下「派遣可否決定通知書」という。）により申込者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により耐震診断技術者の派遣の決定において必要があると認めるときは、当該派遣について条件を付することができる。

3 市長は、派遣可否決定通知書の内容に変更が生じたときは、木造住宅耐震診断技術者派遣変更通知書（様式第3号）により申込者に通知するものとする。

（耐震診断の中止等）

第8条 申込者は、事情により耐震診断を中止し又は取り止めるときは、木造住宅耐震診断中止申出書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（耐震診断の内容）

第9条 市長が派遣した耐震診断技術者は、次の各号に掲げる業務を行わなければならない。ただし、耐震診断の結果、総合評点が1.0以上となった場合は、第2号から第4号までの業務は行わない。

- (1) 木造住宅耐震診断及び当該結果の所有者への説明
- (2) 木造住宅耐震改修工事費の概算見積書の作成
- (3) 耐震改修工法及び耐震改修工事概要書等の所有者への説明
- (4) 耐震改修工事実績業者の案内
- (5) その他市長が定める事項

2 前項第2号の概算見積書については、一般財団法人日本建築防災協会の発行する「耐震改修工事費の目安」による算定式を利用しても差し支えないものとする。

（耐震診断結果の通知）

第10条 市長は、耐震診断の結果を木造住宅耐震診断結果通知書（様式第5号）により、申込者に通知するものとする。

（申込者に対する指導）

第11条 市長は、耐震診断結果に基づき、申込者に対して建築物の地震に対する安全性の向上が図れるよう、必要な指導及び助言をすることができる。

（補助金交付の申請）

第12条 耐震診断及び旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断の結果を受け、補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、木造住宅耐震改修等補助金交付申請書（様式第6

号)に別表第2に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第13条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、木造住宅耐震改修等補助金交付決定通知書(様式第7号)により申請者に通知するものとする。

(計画の変更等)

第14条 申請者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ木造住宅耐震改修等計画変更承認申請書(様式第8号)に別表第2に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 施工箇所及び施工内容の変更

(2) 耐震改修等に要する経費の変更

2 市長は、前項の申請を受理した場合において、内容を審査し、適当と認めたときは、木造住宅耐震改修等計画変更承認通知書(様式第9号)により、申請者に通知するものとする。

3 申請者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難な場合は、木造住宅耐震改修等計画遅滞等報告書(様式第10号)を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

4 市長は、前項の報告書を受理したときは、その内容を確認し、指示書(様式第11号)により申請者に指示するものとする。

(耐震改修等の廃止又は中止)

第15条 申請者が、補助事業の廃止又は中止をしようとするときは、木造住宅耐震改修等計画廃止(中止)届(様式第12号)を市長に提出しなければならない。

(着工の届出)

第16条 申請者は、耐震改修等に着手したときは、木造住宅耐震改修等着工届(様式第13号)に着工の状態が確認できる写真を添付して、市長に提出しなければならない。

(完了実績報告)

第17条 申請者は、当該補助事業が完了したときは、木造住宅耐震改修等完了実績報告書(様式第14号)に別表第2に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 前項の書類は、補助事業の完了したときから起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月末日のいずれか早い期日までに提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第18条 市長は、前条の規定により完了実績報告書を受けた場合において、その内容を審査し、適正と認めたときは、補助金の額を決定し、木造住宅耐震改修等補助金交付額確定通知書(様式第15号)によ

り、申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第19条 申請者は、前条の確定通知書を受けたときは、速やかに木造住宅耐震改修等補助金支払請求書（様式第16号）を市長に提出しなければならない。ただし、補助金の受領について、耐震改修等業務の契約を締結した建築士事務所又は施工業者等に委任する場合（以下「受領委任払」という。）は、木造住宅耐震改修等補助金受領委任払請求書（様式第17号）によるものとする。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、内容を審査し、適当であると認めたときは、申請者に対し、速やかに補助金を交付するものとする。この場合において、受領委任払による耐震改修等業務の契約を締結した建築士事務所又は施工業者等に補助金の交付があったときは、申請者に補助金の交付があったものとみなす。

（耐震診断技術者の派遣の取消し）

第20条 市長は、耐震診断技術者の派遣の通知を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、耐震診断技術者の派遣を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他の不正の行為により耐震診断技術者の派遣決定を受けたとき。
- (2) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

（耐震診断の中止等又は耐震診断技術者派遣取消しの費用負担）

第21条 市長は、第12条の規定により申込者が耐震診断を中止若しくは取り止めるとき、又は前条の規定により耐震診断技術者の派遣を取り消した場合において、既に耐震診断を実施しているときは、耐震診断に係る費用は、当該申込者の負担とする。

（補助金の取消し）

第22条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定内容、これに付した条件その他法令に違反したとき。

（補助金の返還）

第23条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、その取消しに係る補助金について、期限を定めて返還を命ずることができる。

（書類の整理等）

第24条 申請者は、補助金の収支に関する領収書等の関係書類を整理し、補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第25条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

- 2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付決定された補助金については、同日後もなおその効力を有する。

附 則 (令和4年2月1日告示第18号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (令和4年6月2日告示第253号)

この告示は、公布の日から施行し、この告示による改正後の甲斐市木造住宅耐震支援事業実施要綱の規定は、令和4年4月1日から適用する。

附 則 (令和6年3月28日告示第57号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

様式 略

○甲斐市ブロック塀等安全確保対策支援事業費補助金交付要綱

令和5年3月22日

告示第38号

（趣旨）

第1条 この告示は、地震発生時におけるブロック塀等の倒壊による被害及び避難路等の閉塞を防止するため、危険性の高いブロック塀等を除却する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、甲斐市補助金等交付規則（平成16年甲斐市規則第48号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

（定義）

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ブロック塀等 補強コンクリートブロック造、れんが造や石造等の組積造、その他ブロック状の素材を組み合わせて築造された塀をいう。
- (2) 避難路等 甲斐市地域防災計画に定める緊急輸送路及び甲斐市耐震改修促進計画で定める避難路又は通学路をいう。
- (3) 危険性の高いブロック塀等 建築物の既設の塀の安全点検について（平成30年6月21日国住指第1130号国土交通省住宅局建築指導課長通知）で定める外観に基づく点検の項目において、いずれかの項目に不適合となったブロック塀等をいう。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する個人とする。

- (1) 危険性の高いブロック塀等の所有者
- (2) 市税を滞納していない者
- (3) 同一敷地において、過去にこの告示に基づき補助金を交付されたことがない者

（補助対象事業）

第4条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、避難路等に面して設置されているブロック塀等のうち、道路面又は敷地地盤面からの高さが1メートル以上のブロック塀等の除却を行う事業とする。

（補助対象経費）

第5条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する費用とし、危険性の高いブロック塀等の除却に要する経費とする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、別表のとおりとする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、甲斐市ブロック塀等安全確保対策支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）を、市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第8条 市長は、前条の規定により申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、甲斐市ブロック塀等安全確保対策支援事業費補助金交付決定（却下）通知書（様式

第2号)により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 申請者は、補助対象事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに、甲斐市ブロック塀等安全確保対策支援事業費実績報告書(様式第3号)を、市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定により実績報告書を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、甲斐市ブロック塀等安全確保対策支援事業費補助金交付確定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 申請者は、前条の確定通知を受けたときは、速やかに甲斐市ブロック塀等安全確保対策支援事業費補助金交付請求書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し及び返還)

第12条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容、これに付した条件その他法令に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不適当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、申請者に対し期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

第13条 この告示で定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、令和5年9月1日から施行する。

別表(第6条関係)

事業区分	補助対象基本額	補助率	補助限度額
除却	ブロック塀等の面積に1平方メートル当たり9,000円を乗じて得た額と補助対象経費を比較して低い方の額とする。	2/3	18万円

様式 略

[様式等関係]

○消防防災航空隊出場要請書

直通電話(0551)20-3601

F A X (0551)20-3603

1 要 請 団 体						発信者
2 災 害 種 別	(1) 救急	(2) 救助	(3) 火災	(4) 自然災害		
3 要 請 内 容	(1) 救急	(2) 救助	(3) 消火	(4) 偵察	(5) 物資輸送	
4 発 生 場 所 目 標	(市・町・村) 目標					
5 発 生 日 時	年	月	日	曜日	時	分頃
6 事故概要又は 災 害 概 要						
7 気 象 (災害現場)	天候 視界	風向 m	風速 (	m / s	気温 警報・注意報)	℃
8 必要資機材						
9 出 場 先 臨 着 場	場所 (市・町 村) 目標 (名称) 要請側病院名					番地 病院
10 搬 送 先 臨 着 場	場所 (市・町 村) 目標 (名称) 搬送先病院名					番地 病院
11 傷 病 者 等	住 所 氏 名 傷病名	生年月日 程 度	年	月	日	歳 男・女
12 現 地 搭 乗 者	(有・無) 職名	氏名				
13 地 上 指 揮 者 コールサイン	指揮者名 無線種別 (全国波・県内波) コールサイン					
14 他の航空機の 活 動 要 請	(有・無) 機関名					機数 機
15 要 請 日 時	年	月	日	曜日	時	分
※以下の項目については、航空隊で活動を決定後至急連絡します。						
1 航空隊指揮者 コールサイン	指揮者名 無線種別 (全国波・県内波) コールサイン					
2 到着予定時間	年	月	日	曜日	時	分
3 活動予定時間	時間 分					
※その他の特記事項						
			受 信 者			

〇県指定に基づく被害報告様式

PAGE

(様式 3-4-2)

市町村被害状況票		市 町 村 名			
集 計 時 日 時	月 日 時 分 現在	市 町 村 担 当 者 名			
受 信 番 号 (地域県民センター)		受信者(地域県民センター)			
受 信 時 日 時	月 日 時 分	受 信 方 法		電話 F A X その他	
1 人的被害	死者	重傷	軽傷	行方不明	
2 物的被害 (棟)	全壊 床上浸水	半壊 床下浸水	一部破損 非住家床上	非住家床下	
3 火災(棟)	全焼	半焼	部分焼	火災発生件数	
4 被害概況					
5 道路					
6 橋梁					
7 河川					
8 崖崩れ					
9 電話					
10 電気					
11 ガス					
12 水道					
13 鉄道					
14 バス					
15 避難所					
16 ヘリ関係					
17 教育					
18 農業					
19 応急対策					
20 その他					
21 応援要請	①消防(県内・緊消防) ②自衛隊 ③警察 ④物資・資機材 ⑤その他				
○要請内容(いつ、どこへ、何を、どの位、手段)					
連絡先(住所等)		電話	担当者		
22 避難状況	①避難準備情報 ②避難勧告 ③避難指示 ④自主				
月 日 時 分		避難地域 避難先		世帯	人
月 日 時 分		避難地域 避難先		世帯	人
送付先	①総合調整班 ②総務班 ③情報収集班 ④通信班 ⑤報道班 ⑥県民相談班 ⑦物資調達班 ⑧避難・輸送対策班 ⑨建築物・廃棄物対策班 ⑩その他(部 課)			受信者 日 時	氏名 平成 年 月 日 時 分

※ 市町村 → 地方連絡本部(地域県民センター) → 災害対策本部情報収集班

(様式 3-4-5)

市町村災害対策本部等設置状況 職員参集状況票		市 町 村 名	
集 計 点 時	月 日 時 分 現在	市 町 村 担 当 者 名	
受 信 番 号 (地域県民センター)		受信者(地域県民センター)	
受 信 時 日	月 日 時 分	受 信 方 法	電話 F A X その他
災 害 対 策 本 部 設 置	設 置 年 月 日 時 分		
	解 散 年 月 日 時 分		
	設置場所 電話 F A X		
職 員 参 集 状 況	人		

※ 市町村 → 地域県民センター（集計） → 災害対策本部情報収集班

避難所開設狀況一覽表

年 月 日 : 現在 記入者

市町村名

[illegible]

※市町村 → 地方連絡本部 → 災害対策本部情報収集班

○「災害報告取扱要領」に基づく被害報告様式

第1号様式

災害報告

都道府県	山梨県	区	分	番号	被害
災害者 年月日	年月日	田	流出・埋没	ha	22
			冠水	ha	23
報告者名		畑	流出・埋没	ha	24
			冠水	ha	25
区		文教施設	箇所	箇所	26
			病	箇所	27
人的被害	死者不明	道	路	箇所	28
			橋	箇所	29
負傷者	重傷	河	川	箇所	30
			港	箇所	31
全	壊	砂	防	箇所	32
			清掃施設	箇所	33
半	壊	崖	崩れ	箇所	34
			鉄道不通	箇所	35
一部破損	壊	被害船	隻	隻	36
			水道	戸	37
床上浸水	壊	電	話	戸	38
			電	気	戸
床上浸水	壊	ガ	ス	戸	40
			ブロック塀等	箇所	41
床上浸水	壊	社会福祉施設	戸	戸	42
			ガードレール	箇所	43
床上浸水	壊	罹災世帯数	世帯	世帯	44
			罹災者数	人	45
公共建物	壊	火災	物件	物件	46
			危険	物件	47
非住家	その他	その他	その他	その他	48

区	分	番号	被害	名称	
公共施設	千円	49		設置	年月日時
	千円	50		解散	年月日時
農林水産業施設	千円	51			
	千円	52			
その他の公共施設	千円	53			
	千円	54			
小計	千円	55			
	千円	56			
農産被害	千円	57			
	千円	58			
林産被害	千円	59			
	千円				
畜産被害	千円				
	千円				
水産被害	千円				
	千円				
商工被害	千円				
	千円				
その他	千円				
	千円				
被害総額	千円	60			
	千円	61			
災害発生場所					
災害発生年月日					
災害の概況					
消防機関の活動状況					
その他（避難の勧告・指示の状況）					

第2号様式

災 害 中 間 年 報

都道府県名

区 分			災 害 名								計
			発生年月日								
人的被害	死	者 人									
	行方不明者	人									
	負傷者	重 傷	人								
		軽 傷	人								
住 家 被 害	全 壊	棟									
		世帯									
		人									
	半 壊	棟									
		世帯									
		人									
	一 部 破 損	棟									
		世帯									
		人									
	床 上 浸 水	棟									
		世帯									
		人									
	床 下 浸 水	棟									
		世帯									
		人									
	非住家	公 共 建 物	棟								
そ の 他		棟									
り 災 世 帯 数			世帯								
り 災 者 数			人								
被 害 総 額			千円								
公 立 文 教 施 設			千円	()	()	()	()	()	()	()	
農 林 水 産 業 施 設			千円	()	()	()	()	()	()	()	
公 共 土 木 施 設			千円	()	()	()	()	()	()	()	
その他の公共施設			千円	()	()	()	()	()	()	()	
そ の 他 被 害			千円								
消防職員出動延人数			人								
消防団員出動延人数			人								
都 道 府 県	設 置		月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日		
	解 散		月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日		
災害対策本部設置市町村			団体	団体	団体	団体	団体	団体	団体		
災害救助法適用市町村			団体	団体	団体	団体	団体	団体	団体		

第3号様式

災 害 年 報

都道府県名

区 分			災 害 名							計
			発生年月日							
人的被害		死者	人							
		行方不明者	人							
		負傷者	重傷	人						
			軽傷	人						
住家被害	全壊	棟								
		世帯								
		人								
	半壊	棟								
		世帯								
		人								
	一部破損	棟								
		世帯								
		人								
	床上浸水	棟								
		世帯								
		人								
	床下浸水	棟								
		世帯								
		人								
	非住家	公共建物	棟							
その他		棟								
その他の被害	田	流失・埋没	ha							
		冠水	ha							
	畑	流失・埋没	ha							
		冠水	ha							
	学	校	箇所							
	病	院	箇所							
	道	路	箇所							
	橋	りょう	箇所							
	河	川	箇所							
	港	湾	箇所							
	砂	防	箇所							
	清	掃施設	箇所							
	崖	くずれ	箇所							
	鉄	道不通	箇所							
	被	害船舶	隻							
	水	道	戸							

区 分		災 害 名							計
		発生年月日							
電	話	回線							
電	気	戸							
ガ	ス	戸							
そ の 他	ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所							
火 災 発 生	建	物 件							
	危 険	物 件							
	そ の 他	件							
り 災	世 帯 数	世帯							
り 災	者 数	人							
公 立 文 教 施 設	千円	()	()	()	()	()	()	()	
農 林 水 産 業 施 設	千円	()	()	()	()	()	()	()	
公 共 土 木 施 設	千円	()	()	()	()	()	()	()	
そ の 他 の 公 共 施 設	千円	()	()	()	()	()	()	()	
小	計	千円	()	()	()	()	()	()	
	公共施設被害市町村数	団体							
そ の 他	農 産 被 害	千円							
	林 産 被 害	千円							
	畜 産 被 害	千円							
	水 産 被 害	千円							
	商 工 被 害	千円							
そ の 他	千円								
被 害 総 額		千円							
都道府県災害 対 策 本 部	設 置 解 散		月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
災害対策本部設置市町村			団体	団体	団体	団体	団体	団体	団体
災害救助法適用市町村			団体	団体	団体	団体	団体	団体	団体
消 防 職 員 出 動 延 人 数									
消 防 団 員 出 動 延 人 数									

○被害程度判定基準

被害区分	判定基準
1 死者	死体を確認したもの、又は確認できないが死亡が確実なもの
2 行方不明者	所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの
3 重傷者・軽傷者	・重傷者～1月以上の治療を要する見込みのもの ・軽傷者～1月未満で治癒できる見込みのもの
4 住家	社会通念上の住家であるか否かを問わず、現実に居住している建物
5 棟	建築物の単位で、独立した1つの建築物。渡り廊下のように2以上の母屋に付着しているものは、各母屋として扱う。
6 世帯	生計を一にしている実際の生活単位。同一家屋内の親子であっても生計が別々であれば2世帯となる。寄宿舎等共同生活を営んでいるものについては、寄宿舎等を1単位として扱う。
7 被害額	物的被害の概算額を千円単位で計上する。
8 住家全壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。
9 住家半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもとする。
10 床上浸水	建物の床上以上に浸水したもの、又は全壊又は半壊には該当しないが、堆積物等のため一時的に居住できないもの
11 床下浸水	建物の床上に達しない程度の浸水したもの
12 一部破損	建物の損壊が半壊に達しない程度のも。ただし、軽微なものは除く。
13 非住家	住家以外の建物で、この報告中の他の被害項目に属さないもの 非住家は、全壊又は半壊のもの
14 非住家(公共建物)	国、県、市、JR、NTT等の管理する建物
15 非住家(その他)	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物
16 文教施設	学校(含む各種学校)、全壊及び半壊程度の被害を受けたもの
17 病院	医療法に定める病院(20人以上)
18 流失埋没	田畑の耕土が流失し、又は堆積のために耕作が不能となったもの
19 冠水	植付作物の先端が見えなくなる程度に水に浸かったもの
20 農業用施設	水路、ため池、揚水機、農道、ハウス、蚕室等
21 林業用施設	治山施設、林道、林産施設、苗畑施設等
22 農産物	食糧作物、園芸作物、工芸作物、肥・飼料作物、茶、桑等
23 畜産被害	家畜、畜舎等の被害
24 水産被害	養魚場、漁船等の被害
25 林産物	立木、素材、製材、薪炭原木、木炭、椎茸、わさび、竹等
26 商工被害	建物以外の商工被害、工業原材料、商品、生産機械器具等

被害区分		判定基準
27	道路	高速自動車国道、一般国道、県道、市道
28	橋梁	市道以上の道路に架設した橋
29	河川	堤防、護岸、水制、床止等付属物を含む。
30	砂防	砂防法適用の砂防施設及び同法準用の砂防施設
31	下水道	下水道法適用の公共下水道、流域下水道、都市下水道
32	林地	新生崩壊地、拡大崩壊地、新生地すべり地、拡大地すべり地
33	鉄道不通	汽車、電車の運行が不能になった程度の被害
34	清掃施設	ごみ処理場及びし尿処理施設
35	通信被害	電話、電信が故障し、通信不能になった回線数
36	り災世帯	通常の生活を維持することができなくなった世帯をいい、全壊、半壊及び床上浸水に該当する世帯を計上する。
37	り災者	り災世帯の成員

(注)

- 1 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
- 2 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- 3 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

第1号様式 (火災)

報 第

※爆発を除く。 消防庁受信者氏名

火 災 種 別	1. 建物		2. 林野		3. 車両		4. 船舶		5. 航空機		6. その他		
出 火 場 所													
出 火 日 時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)				(鎮圧日時) 鎮 火 日 時		月 日 時 分 (月 日 時 分)						
火元の業態・ 用 途					事 業 所 名 (代表者名)								
出 火 箇 所					出 火 原 因								
死 傷 者	死者 (性別・年齢)				人		死者の生じた 理 由						
	負傷者 重 症				人								
	中等症				人								
	軽 症				人								
建 物 の 概 要	構造 階層											建築面積 延べ面積	
焼 損 程 度	焼損 棟数	全 焼 半 焼 部分焼 ぼ や	棟 棟 棟 棟	計 棟	焼 損 面 積		建物焼損床面積 建物焼損表面積 林野焼損面積						m ² m ² a
り 災 世 帯 数					気 象 状 況								
消防活動状況	消防本部 (署)				台		人						
	消 防 団				台		人						
	そ の 他						人						
救 急・救 助 活 動 状 況													
災害対策本部 等の設置状況													
その他参考事項													

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第2号様式（特定の事故）

第 報

事故名 {	1. 石油コンビナート等特別防災区域内の事故	報告日時	年 月 日 時 分			
	2. 危険物に係る事故	都 道 府 県				
	3. 原子力施設等に係る事故	市 町 村 (消防本部名)				
	4. その他特定の事故	報告者名				
消防庁受信者氏名 _____						
事故種別	1. 火災 2. 爆発 3. 漏えい 4. その他 ()					
発生場所						
事業所名		特別防災区域	〔レイアウト第一種、第一種〕 第二種、その他			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	発見日時	月 日 時 分			
		鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分			
消防覚知方法		気象状況				
物質の区分	1. 危険物 2. 指定可燃物 3. 高圧ガス 4. 可燃性ガス 5. 毒劇物 6. R I 等 7. その他 ()		物質名			
施設の区分	1. 危険物施設 2. 高危険混在施設 3. 高圧ガス施設 4. その他 ()					
施設の概要		危険物施設の区分				
事故の概要						
死 傷 者	死者 (性別・年齢) 人		負傷者等 人 (人)			
			{ 重症 人 (人) 中等症 人 (人) 軽 症 人 (人)			
消防防災活動 状況及び 救急・救助 活動状況	警戒区域の設定 月 日 時 分 使用停止命令 月 日 時 分	出 場 機 関		出場人員	出場資機材	
		事業所	自衛防災組織	人		
			共同防災組織	人		
			そ の 他	人		
				消 防 本 部 (署)	台 人	
				消 防 団	台 人	
				海 上 保 安 庁	人	
				自 衛 隊	人	
				そ の 他	人	
災害対策本部 等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。

(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第3号様式（救急・救助事故等）

第 報

		報 告 日 時	年 月 日 時 分
		都 道 府 県	
		市 町 村 (消防本部名)	
		報 告 者 名	
消防庁受信者氏名 _____			
事 故 災 害 種 別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態		
発 生 場 所			
発 生 日 時 (覚 知 日 時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法	
事 故 の 概 要			
死 傷 者 等	死者（性別・年齢）	負傷者等 人（ 人）	
	計 人	{ 重 症 人（ 人） 中等症 人（ 人） 軽 症 人（ 人）	
	不明 人		
救助活動の要否			
要救護者数(見込)		救助人員	
救急・救助活動 の 状 況			
災害対策本部等の 設 置 状 況			
その他参考事項			

(注) 負傷者等欄の（ ）書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。

(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式（その1）

(災害概況即報)

災害名 _____ (第 _____ 報) _____

消防庁受信者氏名 _____

報 告 日 時	年 月 日 時 分
都 道 府 県	
市 町 村 (消防本部名)	
報 告 者 名	

災 害 の 概 況	発 生 場 所					発 生 日 時	月 日 時 分			
被 害 の 状 況	死 傷 者	死 者	人	不明	人	住 家	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応 急 対 策 の 状 況	災 害 対 策 本 部 等 の 設 置 状 況	(都道府県)				(市町村)				

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。

(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式（その2）

(被害状況即報)

都 道 府 県				区 分				被 害		
災 害 名 ・ 報 告 番 号		災害名 第 報 (月 日 時現在)		田	流 失 ・ 埋 没	ha				
					冠	水	ha			
					畑	流 失 ・ 埋 没	ha			
						冠	水	ha		
報 告 者 名				そ の 他	文 教 施 設	箇所				
					病 院	箇所				
					道 路	箇所				
人 的 被 害	死 者	人			橋 り よ う	箇所				
	行 方 不 明 者	人			河 川	箇所				
	負 傷 者	重 症	人				港 湾	箇所		
		軽 傷	人				砂 防	箇所		
住 家 被 害	全 壊	棟			清 掃 施 設	箇所				
		世帯			崖 く ず れ	箇所				
		人			鉄 道 不 通	箇所				
	半 壊	棟			被 害 船 舶	隻				
		世帯			水 道	戸				
		人			電 話	回線				
	一 般 破 損	棟			電 気	戸				
		世帯			ガ ス	戸				
		人			ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所				
	床 上 浸 水	棟								
		世帯								
		人								
	床 下 浸 水	棟			り 災 世 帯 数	世帯				
		世帯			り 災 者 数	人				
		人			火 災 発 生	建 物	件			
	非 住 家	公 共 建 物	棟			危 険 物	件			
そ の 他		棟			そ の 他	件				

区 分		被 害	災害対策本部等の設置状況	都道府県			
公 立 文 教 施 設	千円			市町村			
農 林 水 産 業 施 設	千円						
公 共 土 木 施 設	千円						
そ の 他 の 公 共 施 設	千円						
小 計	千円						
公共施設被害市町村数	団体						
その他の	農 産 被 害	千円		災害適用市町村助村法名			
	林 産 被 害	千円					
	畜 産 被 害	千円					
	水 産 被 害	千円					
	商 工 被 害	千円					
	計	団体					
そ の 他	千円			消 防 職 員 出 動 延 人 数	人		
被 害 総 額	千円			消 防 団 員 出 動 延 人 数	人		
備 考	災害発生場所 災害発生年月日 災害の種類概況 応急対策の状況 ・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・ 避難の勧告・指示の状況 ・ 避難所の設置状況 ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況 ・ 災害ボランティアの活動状況						

※被害額は省略することができるものとする。

○放送要請様式

放 送 要 請 に つ い て (放 送 局 あ て)			
殿 年 月 日 甲 斐 市 長 災害対策基本法第57条の規定に基づき、次のとおり放送を要請します。 1 要 請 先 NHK・YBS・UTY・FM富士 2 緊急警報信号の要否 要・否 3 要 請 理 由 (1) 避難勧告、警報等の周知徹底を図るため (2) 災害時の混乱を防止するため (3) 県を通じて放送要請を求めるいとまがないため (4) 4 放送希望日時 (1) 直 ち に (2) 月 日 時 分 5 放 送 事 項 (1) 別紙のとおり			
受 信 者		発 信 者	

○「地震等に関連する情報」発表時の状況報告様式

(様式 4 - 3 - 1)

市町村職員参集状況

市町村名

担当者名

(年 月 日 : 現在)

集計時点 (○で囲む)

- ・ 注意情報 (第 1 ・ 2 ・ 3 報) 発表時点
- ・ 注意情報 (第 1 ・ 2 ・ 3 報) 発表後 2 時間経過時点
- ・ 警戒宣言発令時点
- ・ 警戒宣言発令後 2 時間経過時点
- ・ 警戒宣言発令後 6 時間経過時点

職員参集状況 (人)

※ 市町村 → 地方連絡本部 (地域県民センター)

地震防災応急対策実施等状況票

(第 報)

市 町 村 名 地 域 振 興 局 名		報告日時	年 月 日 時 分
実施（集計）時点	注意情報発表 以後	実 施 (集計) 日 時	年 月 日 時 分現在
	警戒宣言 発令以後		
1 人的被害			
2 物的被害(棟)			
3 火災(棟)			
4 被害概況			
5 道路			
6 橋梁			
7 河川			
8 崖崩れ			
9 電話			
10 電気			
11 ガス			
12 水道			
13 鉄道			
14 バス			
15 避難所			
16 ヘリ関係			
17 教育			
18 農業			
19 市町村体制			
20 振興局体制			
21 その他			

※ 市町村本部 → 地方連絡本部 → 県本部

報告者

電話

F A X

○広報文例「東海地震に関連する情報」に伴う広報

東海地震に関連する調査情報（臨時）	1 か所以上のひずみ計で有意な変化が観測された場合	→	東海地震調査情報（臨時）の発表 （例文 1）	→	東海地震調査情報（臨時）の解除 （例文 3） 東海地震発生の恐れがなくなったと判断された場合
	顕著な地震活動（地震）が発生した場合	→	東海地震調査情報（臨時）の発表 （例文 2）	→	東海地震調査情報（臨時）の解除 （例文 4） 東海地震発生の恐れがなくなったと判断された場合
東海地震注意情報	2 か所以上のひずみ計で有意な変化が観測された場合	→	東海地震注意情報の発表 （例文 5） ひずみ計で観測された「有意な変化」が、判定会において東海地震の前兆すべりである可能性が高まったと判定された場合	→	東海地震注意情報の解除 東海地震発生の恐れがなくなったと判断された場合
東海地震予知情報	3 か所以上のひずみ計で有意な変化が観測された場合	→	東海地震予知情報発表 （例文 6） ひずみ計で観測された「有意な変化」が、判定会において東海地震の前兆すべりによるものであると判定された場合	→	東海地震予知情報の解除 東海地震発生の恐れがなくなったと判断された場合。 又は、東海地震が発生した場合。

(例文 1－1)

「東海地震に関連する調査情報（臨時）」の発表時に
おける広報用の例文

[1 か所以上のひずみ計で有意な変化が観測された場合のもの]

- こちらは、甲斐市役所です。
- さきほど、気象庁から「東海地震に関連する調査情報（臨時）」が発表されました。
- すでに、市では、情報収集体制を取っております。
- 今後の状況により、新たな情報が発表されます。
- ぜひ、市からの「お知らせ」やテレビ・ラジオの報道に注意してください。
- 市民の皆様は、落ち着いて、普段と同じように行動してください。

(例文 2)

「東海地震に関連する調査情報（臨時）」の発表時に
おける広報用の例文

[顕著な地震活動（地震）が発生した場合のもの]

- こちらは、甲斐市役所です。
- さきほど、気象庁から「東海地震に関連する調査情報（臨時）」が発表されました。
- すでに、市では、情報収集体制を取っております。
- 今後の状況により、新たな情報が発表されます。
- ぜひ、市からの「お知らせ」やテレビ・ラジオの報道に注意してください。
- 市民の皆様は、落ち着いて、普段と同じように行動してください。

(例文 3)

「東海地震に関連する調査情報（臨時）」の解除時に
おける広報用の例文

[ひずみ計で観測された「有意な変化」が、東海地震との関連性がないことが分かった場合のもの]

- こちらは、甲斐市役所です。
- さきほど、気象庁から「東海地震に関連する調査情報（臨時）」が解除されました。
- 東海地震発生のおそれはなくなりました。
- 市民の皆様は、御安心ください。

(例文 4)

「東海地震に関連する調査情報（臨時）」の解除時に
おける広報用の例文

[観測された「地震」が、東海地震のとの関連性がないことが分かった場合のもの]

- こちらは、甲斐市役所です。
- さきほど、気象庁から「東海地震に関連する調査情報（臨時）」が発表されました。
- 東海地震発生のおそれはなくなりました。
- 市民の皆様は、御安心ください。

(例文 5)

「東海地震注意情報」発表時における広報用の例文

〔「東海地震 注意情報」が発表された場合のもの〕

- こちらは、甲斐市役所です。
- 先ほど、気象庁から「東海地震注意情報」が発表されました。
- 市民の皆様は、テレビ、ラジオ等の情報に注意し、政府や市からの呼びかけ、市の防災計画に従って行動してください。
- また、自動車での外出を控え、家族同士の連絡方法の確認、家具の固定、水の汲み置きなど地震への備えを始めてください。
- 今後の観測の結果、地震発生の恐れがあると判断された場合、内閣総理大臣から、改めて「警戒宣言」が発せられますので、今後の情報に注意し、落ち着いた行動をお願いします。

(例文 6)

「警戒宣言」発表時における広報用の例文

〔「警戒宣言」が発表された場合のもの〕

- こちらは、甲斐市役所です。
- 大規模地震対策特別措置法に基づき、ここに地震対策に対する警戒宣言を発表します。
- この地震が発生すると東海地震の強化地域内では震度 6 弱以上、その隣接地域では震度 5 強程度の地震となることが予想されます。
- 市民の皆様は、テレビ、ラジオ等の情報に注意し、東海地震の発生に十分警戒して、「警戒宣言」および市の防災計画に従って行動してください。

○警戒宣言による避難状況等報告（事前、緊急、発災後）

災害発生地域	甲	斐	市	1 警戒宣言発令日時
報告番号	報告号	第 年 月 日	時現在	2 災害発生年月日
報告機関		報告者名		
1 事前避難				
区	分	番号	単位	
避難対象地区名 1				3 災害の概要
避難対象世帯数 2				
避難対象者数 3				
避難者数 4				
避難場所 5				4 応急措置の状況
避難開始時間 6				
避難完了時間 7				
要救護者数 8				
2 緊急避難				5 消防機関の活動内容
避難開始時間 9				
避難完了時間 10				
要救護者数 11				
避難場所 12				6 その他参考事項
避難開始時間 13				
避難完了時間 14				
要救護者数 15				
3 発災後避難				6 受災者名
区	分	番号	単位	
避難対象地区名 17				
避難対象世帯数 18				
避難対象者数 19				6 受災者名
避難者数 20				
避難場所 21				
避難開始時間 22				
避難完了時間 23				6 受災者名
要救護者数 24				
避難場所 25				
避難開始時間 26				

○地震防災応急対策実施等状況票

(第 報)

市 町 村 名 地 域 振 興 局 名		報告日時	年 月 日 時 分
実施（集計）時点	注意情報発表 以後	実 施 (集計) 日 時	年 月 日 時 分現在
	警戒宣言 発令以後		
1 人の被害			
2 物的被害(棟)			
3 火災(棟)			
4 被害概況			
5 道路			
6 橋梁			
7 河川			
8 崖崩れ			
9 電話			
10 電気			
11 ガス			
12 水道			
13 鉄道			
14 バス			
15 避難所			
16 ヘリ関係			
17 教育			
18 農業			
19 市町村体制			
20 振興局体制			
21 その他			

※市町村本部 → 地方連絡本部 → 県本部

報告者

電話

FAX

○各種救助による様式

様式 1

[災害救助法関係様式]

[illegible]

表 查 調 害 被 別 帶 世

129

救 助 活 動 の 種 類 別 実 施 状 況

市 町 村 名	地域振興局健康福祉部名		年 月 日 時 分	
救 助 の 種 類	報 告 年 月 日 ・ 時 刻			
救 助 の 種 類	救 助 の 内 容 等	救 助 の 種 類	救 助 の 内 容 等	
(1) 避難所の設置	①設置箇所数 (箇所) ②避難者数 (人) ③避難所別の内訳 (世帯 / 世帯 人) (世帯 / 世帯 人) (世帯 / 世帯 人) (世帯 / 世帯 人) (世帯 / 世帯 人) (世帯 / 世帯 人)	(5) 死体の搜索	①搜索月日 月 日 時～ 月 日 時 ②搜索対象 大人 (12歳以上) 体 ③搜索地域 子供 (12歳未満) 体 ④搜索方法 (具体的)	
(2) 炊き出しその他食品の給与	① 月 日 (朝食 人、夕食 人) ② 月 日 (朝食 人、夕食 人) ③ 月 日 (朝食 人、夕食 人) ④ 月 日 (朝食 人、夕食 人) ⑤ 月 日 (朝食 人、夕食 人) ⑥ 月 日 (朝食 人、夕食 人) ⑦ 月 日 (朝食 人、夕食 人)	(6) 死体の処理 (洗浄、縫合) (検案、安置)	①処理月日 月 日 時～ 月 日 時 ②処理件数 大人 (12歳以上) 体 ③検 案 者 (体) ④安置場所 (体)	
(3) 飲料水の供給	給 水 車～ 台 (月 日) 延 L ペットボトル～ 本 (月 日) 延 L ろ 過 器～ 器 (月 日) 延 L	(7) 埋 葬	①埋葬月日 月 日 時～ 月 日 時 ②埋葬者数 人	
(4) 災害を受けた者の救出	①作業月日 月 日 時～ 月 日 時 ②地区名 世帯 名 ③救出人員 ④救出方法 (具体的)	(8) 学用品支給	①支給月日 月 日 時～ 月 日 時 ②支給状況 中学生 人 小学生 人	
		(9) 障害物の除去 (居宅内の)	①作業月日 月 日 時～ 月 日 時 ②作業箇所 箇所 ③作業方法	
		(10) 家屋の応急修理	①修理月日 月 日 時～ 月 日 時 ②修理家屋 箇所 ③修理方法	

被災世帯調査票
市町村名 ()
調査責任者職氏名 印
立会人職氏名 印
年 月 日現在

整理番号NO

世帯主氏名		住所		避難先			
被害程度		全壊・全焼・流失・半焼・半壊・床上浸水・床下浸水・一部破損		状況			
応急救助を必要とする家族の状況 氏名 続柄 性別 年齢 職業 学校名・学年 死亡 行方不明 重傷 軽傷 妊娠 備考	1						
	2						
	3						
	4						
	5						
	6						
	7						
	小計						
被害にあった住家		棟 (自家、借家)		被害にあった非住家		棟 (自家、借家)	
食料、家財等の滅失状況		①食料		②炊事用具		③被服類	
課税の状況		非課税・均等割・所得割		調査責任者の意見		④寝具類	
世帯類型		被保護・身障・老人・母子 (父子)・要保護・その他					
必要な救助		避難所・学用品・埋葬・死体搜索・死体処理・障害物除去・災害廃棄物・その他 ()					

様式 5

救 助 の 種 目 別 物 資 受 払 状 況

市町村名 ()

救助の種目別	年 月 日	品 名	単位 呼称	摘 要	受	払	残	備 考

注) 「救助の種目別欄」には、避難所用、炊出しその他による食品給与用、給水用機械器具燃料浄水用薬品・資材用、被服・寝具その他生活必需品用、医薬品・衛生材料用、被災者救出用機械器具・燃料用、事務用燃料・消耗品用などを記入し、区分する。

様式 6

避難所設置及び収容状況

市町村名（ ）

避難所の名称	種 別	開設期間	実人員	延人員	物品使用状況		実支出額	備 考
					品 名	数 量		
	既存建物 屋外天幕	月 日 ～ 月 日						
計								

様式 7

応急仮設住宅台帳

市町村名（ ）

応急仮設 住宅番号	世帯主 氏名	家族 数	所在地	構造 区分	面積	敷地 区分	着工 月日	竣工 月日	入居 月日	実支出 額	備考
		人									
計	世帯										

様式 8

炊き出し給与状況

市町村名（ ）

炊出し場の 名 称	月 日			月 日			月 日			月 日			合 計	実支出額 円	備 考
	朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜			
計															

様式 11

救 護 班 活 動 状 況

○ ○ 救護班

班長：医 師 氏 名 印

月 日	活動した 市町村名	診 療 状 況		死 体 検案数	活動に伴い 故障、破損 した器具・ 器材の修繕 費	備 考
		患 者 数	措 置 の 要			
		人		人	円	
計						

様式 12

病院診療所医療実施状況

市町村名（ ）

診療 機関名	患者 氏名	診療期間	診療区分		診療報酬点数		金額	備考
			入院	通院	入院 点	通院 点		
		月 日			点	点	円	
計	機関人							

様式 13

助産台帳

市町村名（ ）

分氏	娩者名	分日	娩時	助産機関名	分期	娩間	金額	備考
					月 日	～ 月 日		
					月 日	～ 月 日		
					月 日	～ 月 日		
					月 日	～ 月 日		
					月 日	～ 月 日		
					月 日	～ 月 日		
					月 日	～ 月 日		
					月 日	～ 月 日		
					月 日	～ 月 日		
					月 日	～ 月 日		
					月 日	～ 月 日		
					月 日	～ 月 日		

様式 15

住宅応急修理記録簿

市町村名（ ）

世帯主氏名		修 理 箇 所 概 要	完了月日	実支出額	備 考
計	世帯				

市町村名 ()

[illegible]

様式 20

障 害 物 の 除 去 状 況

市町村名 ()

住家被害程度 区分		氏 名	除去に要した 期 間	実支出額	除去に要すべき状態の概要	備 考
			月 日 ～ 月 日			
			月 日 ～ 月 日			
			月 日 ～ 月 日			
			月 日 ～ 月 日			
			月 日 ～ 月 日			
			月 日 ～ 月 日			
			月 日 ～ 月 日			
			月 日 ～ 月 日			
			月 日 ～ 月 日			
			月 日 ～ 月 日			
			月 日 ～ 月 日			
			月 日 ～ 月 日			
計	半壊・焼	世帯				
	床上浸水	世帯				

山 梨 県
市町村名 ()

[illegible]

[そ の 他]

○災害用伝言ダイヤルの利用方法

地震など大規模災害発生時には、安否確認、見舞い、問い合わせ等の電話が殺到し、電話がつながりにくくなる。

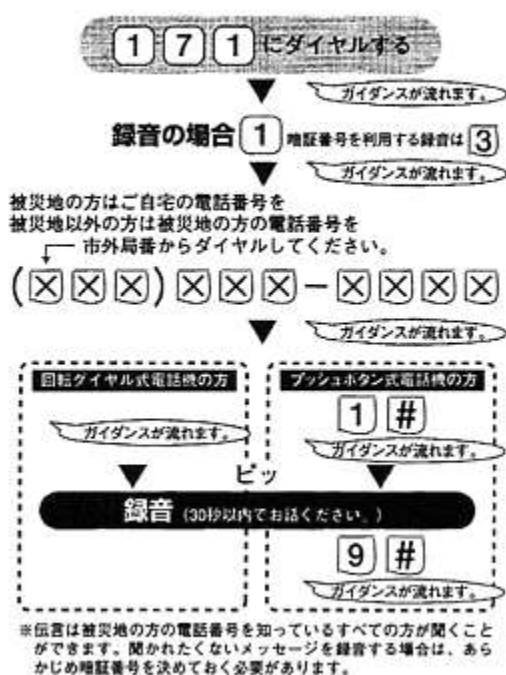
このような状況を緩和するため、大規模災害発生時には被災地域内やその他の地域の人との間で「声の伝言板」の役割を果たす「災害用伝言ダイヤル171」がNTTにより提供される。

※「災害用伝言ダイヤル」とは、被災地の人が録音した安否情報などを、その他の地域の親戚や友人が、全国に設置された「災害用伝言ダイヤルセンタ」を通じて再生することができるシステム

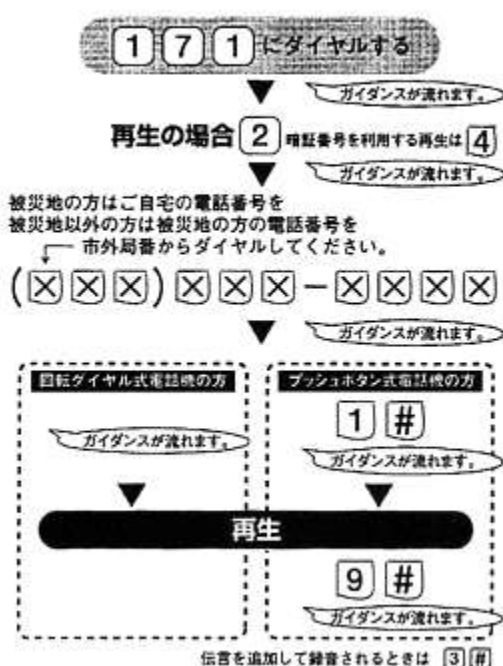
提供の条件

- 利用できる電話……一般加入電話（プッシュ回線・ダイヤル回線とも）、公衆電話、INSネット64・1500、メンバーズネット、またNTTが被災地に設置する災害時用公衆電話
- 提供開始時期……災害が発生し、安否確認のための通話が増加し、被災地へ向けての通話がつながりにくい状況になっている場合
- 伝言録音時間……1伝言あたり30秒以内
- 伝言保存期間……運用期間終了まで。保存期間終了時には自動消去
- 利用料金……NTT東日本・NTT西日本の電話サービスから伝言の録音・再生をする場合の通話料は無料。他通信業者の通話料に関しては、各通信事業者にお問い合わせ

伝言の録音方法



伝言の再生方法



○市内指定等文化財一覧

1 国指定

種 別	員 数	名 称	所有者（管理者）	指 定 年 月 日
特 別 名 勝	－	御 嶽 昇 仙 峽	甲斐市・甲府市	昭和28年3月31日
建 造 物	1 棟	光 照 寺 薬 師 堂 附 厨 子	光 照 寺	昭和46年6月22日
美 術 工 芸 品	1 基	白 輿	常 説 寺	昭和24年5月30日

2 県指定

種 別	員 数	名 称	所有者（管理者）	指 定 年 月 日
建 造 物	1 棟	慈 照 寺 山 門	慈 照 寺	昭和33年6月19日
〃	1 基	船 形 神 社 の 石 鳥 居	諏 訪 神 社	昭和34年2月9日
〃	1 棟	慈 照 寺 法 堂	慈 照 寺	昭和40年5月13日
〃	1 基	天 沢 寺 六 地 蔵 幢	天 澤 寺	昭和46年4月8日
〃	1 基	旧金桜神社石鳥居附旧材一括	甲 斐 市	昭和61年9月17日
〃	1 棟	天 澤 寺 山 門	天 澤 寺	平成30年3月1日
彫 刻	1 軀	木 造 阿 弥 陀 如 来 坐 像	羅 漢 寺	昭和59年11月8日
〃	154 軀	木 造 五 百 羅 漢 像	羅 漢 寺	昭和59年11月8日
〃	3 軀	木造釈迦如来及両脇侍座像	慈 照 寺	平成28年2月22日
書 跡 ・ 典 籍	16 点	慈 照 寺 文 書	慈 照 寺	昭和44年11月20日
〃	5 点	保 坂 家 文 書	個 人 (県立博物館寄託)	昭和44年11月20日
〃	32 点	旧巨摩郡北山筋山中十二箇村共有文書・箱・袱紗	旧北山筋十二箇村古文書保存委員会(甲斐市教育委員会)	平成12年3月2日
〃	7 点	山県大弐自筆著書並墨書	山 縣 神 社	昭和44年11月20日
歴 史 資 料	1 面	八 王 子 神 祈 願 図 絵 馬	神 戸 自 治 会 (県立博物館寄託)	令和2年3月9日
考 古 資 料	61 点	天 狗 沢 瓦 窯 跡 出 土 品	甲 斐 市	平成1年4月19日
〃	2 軀	銅 造 仏 形 坐 像	甲 斐 市	平成8年5月2日
〃	148 点	塔之越経塚出土経筒・銭貨等	甲 斐 市	平成14年7月4日
有形民俗文化財	1 棟	上 菅 口 の 郷 倉	上 菅 口 区	昭和38年9月9日
〃	1 棟	下 菅 口 の 郷 倉	下 菅 口 区	昭和38年9月9日
史 跡	1 箇所	天 狗 沢 瓦 窯 跡	個 人	平成1年7月19日

〃	1 基	中 秣 塚 古 墳	甲 斐 市	平成8年11月7日
天 然 記 念 物	1 本	上 菅 口 の ネ ズ	個 人	昭和38年9月9日
〃	1 本	竜 地 の 揚 子 梅	甲 斐 市	昭和38年9月9日
〃	1 本	法 久 寺 の コ ツ ブ ガ ヤ	法 久 寺	昭和58年12月7日

3 市指定

種 別	員 数	名 称	所有者(管理者)	指 定 年 月 日
建 造 物	1 棟	松 尾 神 社 本 殿	松 尾 神 社	昭和45年10月1日
〃	1 棟	峰 観 音 堂	長 光 寺	昭和45年10月1日
〃	1 基	慈 徳 院 五 輪 塔	慈 徳 院	昭和48年4月1日
〃	1 基	正 授 院 石 幢	正 授 院	昭和48年4月1日
〃	1 棟	三 社 神 社 石 鳥 居	三 社 神 社	昭和52年6月25日
〃	1 棟	袴 腰 天 神 本 殿 附 棟 札 2 枚	金 剛 寺	平成2年12月5日
〃	1 棟	三 社 神 社 本 殿 附 棟 札 6 枚	三 社 神 社	平成16年7月12日
〃	1 棟	神 明 神 社 本 殿 附 棟 札 2 枚	神 明 神 社	平成16年7月12日
建造物(石造物)	1 基	★ 七 観 音 石 幢	安 楽 寺	平成16年7月12日
絵 画	1 幅	絹本著色仏涅槃図 附 軸木・箱	慈 照 寺	昭和52年6月25日
〃	1 幅	紙本著色武田信玄画像	竜 王 武 田 神 社	平成2年12月5日
〃	1 幅	紙 本 著 色 仏 涅 槃 図	称 念 寺	平成16年7月12日
彫 刻	1 基	石 造 子 安 地 蔵 菩 薩 立 像	甲 斐 市	昭和52年6月25日
〃	2 軀	木造摩利支天像・愛染明王像	天 澤 寺	昭和59年3月16日
〃	1 軀	木 造 十 一 面 観 音 坐 像	本 興 寺	昭和63年3月4日
〃	1 軀	武 田 不 動 尊	諏 訪 神 社	平成10年2月27日
〃	1 軀	龍 蔵 院 子 安 地 蔵	龍 蔵 院	平成10年2月27日
〃	1 軀	木 造 阿 弥 陀 如 来 坐 像	安 楽 寺	平成16年7月12日
〃	1 軀	木 造 地 蔵 菩 薩 半 跏 像	金 剛 寺	平成16年7月12日
〃	385 軀	木造釈迦如来坐像及び五百羅漢像附五百羅漢勸化帳、山門 建 立 勸 化 帳	慈 照 寺	平成16年7月12日
彫刻(石造物)	6 基	★ 石 造 六 地 蔵 尊	称 念 寺	平成16年7月12日
工 芸 品	1 口	梵 鐘	慈 照 寺	昭和52年6月25日
〃	1 基	妙 善 寺 本 堂 厨 子	妙 善 寺	昭和61年11月26日
古 文 書	5 点	天 澤 寺 文 書	天 澤 寺	昭和45年10月1日

★印は、甲斐市独自分類「石造物」であったものを再分類した。

古文書	2点	中島家旧蔵文書	個人	昭和58年5月6日
考古資料	1基	往生院板碑	妙善寺	平成10年2月27日
〃	1式	金の尾遺跡出土弥生土器壺棺	甲斐市	平成22年2月1日
歴史資料	1基	飯田河原合戦供養板碑	八幡神社	昭和45年10月1日
〃	1基	旧竜王河原宿石橋	個人	昭和58年5月6日
〃	1基	亀沢地藏板碑	亀沢組	昭和59年3月16日
〃	1幅	信玄堤絵図	個人 (県立博物館寄託)	平成2年12月5日
〃	1基	長光寺月待供養板碑	長光寺	平成3年4月25日
〃	2枚	諏訪神社棟札	諏訪大神社	平成10年2月27日
〃	2旒	三社明神旗	個人	平成18年4月18日
無形民俗文化財	一	大久保の神楽	矯風会	昭和49年5月1日
〃	一	下福沢の道祖神祭	下福沢区	昭和49年5月1日
〃	一	竜王新町の庚申待附絹本著色 青面金剛画像1幅	竜王新町庚申講中	昭和58年5月6日
〃	一	伊豆ノ宮大権現湯立祭	伊豆ノ宮大権現	平成14年10月2日
〃	一	金剛地金山神社祭典	金山神社	平成14年10月2日
有形民俗文化財	1基	赤坂供養塔	個人	昭和52年6月25日
〃	1箇所	上福沢の道祖神場		昭和63年3月4日
〃	1基	常照院庚申塔	常照院	平成2年12月5日
〃	1基	くり抜き石柵井戸	称念寺	平成9年9月13日
〃	1基	諏訪神社石棒	諏訪大神社	平成10年2月27日
史跡	1基	安倍加賀守の墓	妙善寺	昭和41年5月17日
〃	1箇所	勝山の古戦場		昭和41年5月17日
〃	1基	滝坂の往生塚	甲斐市	昭和41年5月17日
〃	1基	大塚古墳	甲斐市	昭和45年10月1日
〃	1箇所	一橋陣屋跡	個人	昭和50年10月7日
〃	1箇所	両墓制跡	法泉寺	昭和50年10月7日
〃	1基	山県大弐の墓	山縣神社	昭和52年6月25日
〃	1基	用水隧道開削碑	竜王土地改良区	昭和52年6月25日
〃	1基	狐塚2号墳	個人	昭和58年5月6日
〃	1基	野村宗貞の墓	法喜院	昭和59年2月27日
〃	1箇所	回看塚	甲斐市	昭和61年11月26日

史 跡	1 基	狐 塚 1 号 墳	個 人	平成2年12月5日
〃	1 基	古 社 水 神 宮	神 明 神 社	平成9年9月13日
〃	1 箇所	黄 梅 院 跡	甲 斐 市	平成10年2月27日
〃	4 基	有泉橋斎翁墓及び句碑三基	法 喜 院 外	平成14年10月2日
〃	1 箇所	諏訪大神社境内の登り窯跡	諏 訪 大 神 社	平成14年10月2日
名 勝	－	獅 子 岩 及 び 獅 子 滝		昭和48年4月1日
〃	1 箇所	慈 照 寺 庭 園	慈 照 寺	昭和58年5月6日
〃	1 箇所	妙 善 寺 庭 園	妙 善 寺	昭和61年11月26日
天 然 記 念 物	1 本	寺 平 の オ ニ グ ル ミ	個 人	昭和49年5月1日
〃	－	亀 沢 の 船 石	亀 沢 組	昭和48年4月1日
〃	1 本	上 八 幡 の ヒ イ ラ ギ	個 人	昭和58年5月6日
〃	1 本	法 久 寺 の カ シ ワ	法 久 寺	昭和58年5月6日
〃	1 本	妙 善 寺 の 榎	妙 善 寺	昭和59年2月27日
〃	1 本	龍 蔵 院 の 無 患 子	龍 蔵 院	昭和59年2月27日
〃	1 本	普 禅 院 の カ ヤ	普 禅 院	昭和62年6月16日
〃	1 本	羅 漢 寺 跡 の カ キ	羅 漢 寺	昭和62年6月16日
〃	1 本	如 意 寺 の ナ シ	如 意 寺	昭和63年3月4日
〃	1 本	西 八 幡 の カ エ デ	個 人	平成9年9月13日
〃	1 本	西 八 幡 の カ キ	個 人	平成22年2月1日
〃	－	ホ ッ チ 峠 の 饅 頭 石	個 人	昭和45年10月1日
〃	1 箇所	竜 王 水	慈 照 寺	平成2年12月5日

4 国登録

種 別	員 数	名 称	所有者（管理者）	指 定 年 月 日
建 造 物	1 棟	山 縣 神 社 本 殿	山 縣 神 社	平成28年8月1日
建 造 物	1 棟	山 縣 神 社 拝 殿	山 縣 神 社	平成28年8月1日
建 造 物	1 基	山 縣 神 社 手 水 屋	山 縣 神 社	平成28年8月1日
建 造 物	1 基	山 縣 神 社 鳥 居	山 縣 神 社	平成28年8月1日

○山梨県災害救助法施行細則（別表）

平成26年 9 月17日施行

第 1 救助の程度、方法及び期間

1 避難所及び応急仮設住宅の供与

(1) 避難所

- ア 避難所を供与することができる者は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者とする。
- イ 避難所は、学校、公民館等既存の建物を利用して開設することを原則とする。ただし、適当な建物が得難いときは、野外に仮小屋を設置し、又は天幕の設営により開設することができる。
- ウ 避難所を設置するために支出することができる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費とし、1人1日当たり330円以内の額とする。ただし、高齢者、障害者等（(2)のエにおいて「高齢者等」という。）であって、避難所での生活において特別な配慮を必要とするものに供与する福祉避難所を設置した場合は、特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算することができる。
- エ 避難所の設置が冬季（10月から3月まで）の場合は、別に定める額をウの額に加算する。
- オ 避難所を開設することができる期間は、災害発生の日から7日以内とする。

(2) 応急仮設住宅

- ア 応急仮設住宅を供与することができる者は、住家が全壊し、全焼し、又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができないものとする。
- イ 応急仮設住宅の1戸当たりの規模は、29.7平方メートルを基準とし、その設置のため支出できる費用は、571万4千円以内とする。
- ウ 応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できる。この場合の1施設当たりの規模及びその設置のために支出できる費用は、イにかかわらず知事が別に定める。
- エ 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する数人以上のものに供与する施設を応急仮設住宅として設置できる。
- オ 応急仮設住宅の設置は、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに工事を完成しなければならない。
- カ 応急仮設住宅を供与することができる期間は、建築工事が完了した日から建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第3項又は第4項に規定する期限までとし、これを処分しようとするときは、あらかじめ内閣総理大臣の承認を受けなければならない。
- キ 応急仮設住宅の設置に代えて、賃貸住宅の居室の借上げを実施し、これを供与することができる。

2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

(1) 炊き出しその他による食品の給与

- ア 炊き出しその他による食品の給与は、避難所に避難している者、住家に被害を受けて炊事ので

きない者及び住家に被害を受け一時縁故地等へ避難する必要のある者に対して行う。

イ 炊き出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。

ウ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出することができる費用は、主食、副食、燃料等の経費とし、1人1日当たり1,160円以内とする。

エ 炊き出しその他による食品の給与を実施することができる期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、被災者が一時縁故地等へ避難する場合においては、この期間内に3日分以内を現物により支給することができる。

(2) 飲料水の供給

ア 飲料水の供給は、災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行う。

イ 飲料水の供給を実施するため支出することができる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、当該地域の通常の実費とする。

ウ 飲料水の供給を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。

3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

(1) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。（3）のイ及び8の（1）において同じ。）、船舶の遭難等により生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失し、又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。

(2) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。

ア 被服、寝具及び身の回り品

イ 日用品

ウ 炊事用具及び食器

エ 光熱材料

(3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出することができる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次の額の範囲内とする。

ア 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

季別	世帯区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算する額
夏 季	4月から9月まで	18,800円	24,200円	35,800円	42,800円	54,200円	7,900円
冬 季	10月から3月まで	31,200円	40,400円	56,200円	65,700円	82,700円	11,400円

イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

季別	世帯区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算する額

夏 季	4月から 9月まで	6,100円	8,300円	12,400円	15,100円	19,000円	2,600円
冬 季	10月から 3月まで	10,000円	13,000円	18,400円	21,900円	27,600円	3,600円

(4) 3の(3)の季別区分は、災害発生の日をもって決定する。

(5) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与を実施することができる期間は、災害発生の日から10日以内とする。

4 医療及び助産

(1) 医療

ア 医療は災害のため医療の途を失った者に対して、応急的に処置するものとし、救護班によって行う。ただし、急迫した事情がありやむを得ない場合には、病院又は診療所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師若しくはきゅう師又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定する柔道整復師（以下このイ及びウにおいて「施術者」という。）を含む。）において医療（施術者が行うことのできる範囲の施術を含む。）を行うことができる。

イ 医療は、次の範囲内において行う。

（ア）診療

（イ）薬剤又は治療材料の支給

（ウ）処置、手術その他の治療及び施術

（エ）病院又は診療所への収容

（オ）看護

ウ 医療のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は、協定料金の額以内とする。

エ 医療を実施することができる期間は、災害発生の日から14日以内とする。

(2) 助産

ア 助産は、災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の方法を失った者に対して行う。

イ 助産は、次の範囲内において行う。

（ア）分べんの介助

（イ）分べん前及び分べん後の処置

（ウ）脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

ウ 助産のため支出することができる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の100分の80以内の額とする。

エ 助産を実施することのできる期間は、分べんした日から7日以内とする。

5 被災者の救出

(1) 被災者の救出は、災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出するものとする。

(2) 被災者の救出のために支出することができる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。

(3) 被災者の救出を実施することができる期間は、災害発生の日から3日以内とする。

6 被災した住宅の応急修理

(1) 住宅の応急修理は、災害のため、住家が半壊し、若しくは半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行う。

(2) 住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し現物をもって行うものとし、その修理のために支出することができる費用は、1世帯当たり595,000円以内とする。

(3) 住宅の応急修理は、災害発生の日から1箇月以内に完了しなければならない。

7 生業に必要な資金の貸与

(1) 生業に必要な資金の貸与は、住家が全壊し、全焼し、又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行う。

(2) 生業に必要な資金の貸与は、生業を営むために必要な機械、器具又は資材を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込みの確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して行う。

(3) 生業に必要な資金を貸与することができる金額は、次の範囲内の額とする。

ア 生業費 1件当たり 30,000円

イ 就職支度金 1件当たり 15,000円

(4) 生業に必要な資金は、次に掲げる条件により貸与する。

ア 貸与期間 2年以内

イ 利子 無利子

(5) 生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から1箇月以内に完了しなければならない。

8 学用品の給与

(1) 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により、学用品を喪失し、又は損傷し、就学上支障のある小学校児童（特別支援学校の小学部児童を含む。（3）において同じ。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。

（3）において同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。（3）において同じ。）に対して行う。

(2) 学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。

ア 教科書

イ 文房具

ウ 通学用品

(3) 学用品の給与のため支出することができる費用は、次に掲げる額の範囲内とする。

ア 教科書代

(ア) 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出て、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費

(イ) 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費

イ 文房具費及び通学用品費

(ア) 小学校児童 1人当たり4,500円

(イ) 中学校生徒 1人当たり4,800円

(ウ) 高等学校等生徒 1人当たり5,200円

(4) 学用品を給与することができる期間は、災害発生の日から教科書については、1箇月以内その他の学用品については、15日以内とする。

9 埋葬

(1) 埋葬は、災害の際死亡した者について死体の応急的处理程度のものを行う。

(2) 埋葬は、原則として、棺又は棺材の現物をもって、次の範囲内において行う。

ア 棺（附属品を含む。）

イ 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）

ウ 骨つぼ及び骨箱

(3) 埋葬のため支出することができる費用は、1体当たり215,200円以内（死亡時において12歳未満であった者にあつては、172,000円以内）とする。

(4) 埋葬は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

10 死体の搜索

(1) 死体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行う。

(2) 死体の搜索のため支出することができる費用は、舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。

(3) 死体の搜索をすることができる期間は災害発生の日から10日以内とする。

11 死体の処理

(1) 死体の処理は、災害の際死亡したものについて死体に関する処理（埋葬を除く。）を行う。

(2) 死体の処理は、次の範囲内において行う。

ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置

イ 死体の一時保存

ウ 検案

(3) 検案は、原則として救護班によって行う。

(4) 死体の処理のため支出することができる費用は、次に掲げる額の範囲内とする。

ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用は、1体当たり3,500円以内とする。

イ 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するために既存の建物を利用する場合は、当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は、1体当たり5,400円以内とする。ただし、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算することができる。

ウ 救護班により検案ができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とする。

エ 死体の処理をすることができる期間は、災害発生の日から10日以内とする。

12 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下この12において「障害物」という。）の除去

(1) 障害物の除去は、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため、一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障

害物を除去することができない者に対して行う。

(2) 障害物の除去のため支出することができる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、1世帯当たり137,900円以内とする。

(3) 障害物の除去をすることができる期間は、災害発生の日から10日以内とする。

13 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費

(1) 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出することができる範囲は、次に掲げる場合とする。

ア 被災者の避難

イ 医療及び助産

ウ 被災者の救出

エ 飲料水の供給

オ 死体の搜索

カ 死体の処理

キ 救済用物資の整理配分

(2) 救助のため支出することができる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。

(3) 救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間以内とする。

第2 実費弁償

令第5条の規定による実費弁償のために支出することができる費用は、次に掲げる限度を超えることができない。

1 令第4条第1号から第4号までに規定する者

(1) 日当

ア 医師及び歯科医師 1人1日当たり22,800円

イ 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師及び臨床工学技士 1人1日当たり14,900円

ウ 保健師、助産師、看護師、准看護師及び歯科衛生士 1人1日当たり16,300円

エ 救急救命士 1人1日当たり15,000円

オ 土木技術者及び建築技術者 1人1日当たり17,000円

カ 大工 1人1日当たり23,500円

キ 左官 1人1日当たり23,000円

ク とび職 1人1日当たり21,200円

(2) 時間外勤務手当

職種ごとに(1)のアからクまでに定める日当額を基礎とし、一般職の職員との均衡を考慮して算定した額

(3) 旅費

一般職の職員の旅費の例による。

2 令第4条第5号から第10号までに規定する者

当該業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその100の3の額を加算した額

○災害時相互応援協定一覧

No.	協定名	協定機関等	協定内容	協定締結日
1	消防相互応援協定	甲府地区広域行政組合関係市町村	火災時の発生における被害の最小限化	昭和48年 7月14日
2	大規模災害時における相互援助協力に関する協定	峡北広域行政組合関係市町村	職員の派遣・医療、物資等の供給・車両の提供等	平成7年 7月24日
3	災害時における相互応援に関する協定	中部西関東市町村地域連携軸協議会	職員の派遣・医療品、物資等の供給・車両の提供等	平成9年 8月6日
4	災害時における相互応援に関する協定	日本水道協会山梨県支部	給水及び復旧活動の応援、資機材の提供、工事業者の斡旋等	平成10年 4月1日
5	積雪時における除雪作業に関する協定	甲斐市建設安全協議会	降雪時における道路、公共施設等の除雪作業	平成17年 12月19日
6	中央自動車道における消防相互応援に関する協定	中央自動車道区域内の市長及び広域行政事務組合	中央自動車道における消防業務	平成18年 6月14日
7	大規模災害等発生時における相互応援に関する協定	県市長会（13市）	職員の派遣・医療品、物資等の供給・車両の提供等	平成19年 1月12日
8	災害時における情報伝達手段の提供及び救援物資提供に関する協定	コカ・コーラセントラルジャパン株式会社	自販機による情報の提供及び飲料水の無償提供	平成19年 11月8日
9	災害時における物資の供給に関する協定	株式会社 アマノ	食料品、寝具、その他生活必需品の供給	平成19年 11月28日
10	災害時における応急対策業務に関する協定	甲斐市管工事協同組合	市が管理する道路、河川等の被害状況調査及び復旧等	平成19年 11月28日
11	災害時における早期の情報収集に関する協定	学校法人 日本航空学園	航空機等による被災状況の把握及び報告	平成19年 12月19日
12	災害時における応急対策業務用レンタル機材の提供に関する協定	株式会社 アクティオ	レンタル機材の提供	平成20年 5月8日
13	災害時における石油燃料等の供給に関する協定	山梨県石油協同組合	庁舎、避難所及び公用車等への石油燃料の供給	平成20年 7月25日
14	災害時における生活必需物資の調達に関する協定	株式会社 いちやまマート	食糧、飲料水、日用品、医薬品等の供給	平成20年 7月28日
15	災害時における生活必要物資の調達に関する協定	D C M 株式会社（旧（株）くろがねや）	食糧、飲料水、日用品、医薬品等の供給	平成20年 7月28日
16	災害時における生活必要物資の調達に関する協定	株式会社 クスリのサンロード	食糧、飲料水、日用品、医薬品等の供給	平成20年 7月28日
17	災害時における物資等の緊急輸送に関する協定	社団法人山梨県トラック協会甲府支部	物資等の緊急輸送	平成20年 7月28日
18	災害時における物資等の緊急輸送に関する協定	社団法人山梨県トラック協会峡北支部	物資等の緊急輸送	平成20年 7月28日
19	災害時における物資等の緊急輸送に関する協定	赤帽山梨県軽自動車運送協同組合	物資等の緊急輸送	平成20年 7月28日
20	災害時における応急対策業務に関する協定	甲斐市造園協力会	市が管理する道路、河川、建物等での倒木等による被害状況調査、復旧等	平成21年 2月12日
21	災害時における応急対策業務に関する協定	甲斐市電設会	市が管理する建物等の被害状況調査、復旧等	平成21年 2月12日

No.	協定名	協定機関等	協定内容	協定締結日
22	災害時における相互応援に関する協定	埼玉県 ふじみ野市	職員の派遣・医療品、物資等の供給・車両の提供等	平成21年 5月8日
23	災害時における応急対策業務に関する協定	甲斐市測量・建設コンサルタント業の会	市が管理する道路、河川等の被害状況調査、復旧に伴う設計業務等	平成21年 9月14日
24	防災行政無線使用に関する覚書	東京電力株式会社山梨支店	電力供給に係る事故停電が発生した場合の住民周知のための緊急放送（市が放送）	平成21年 9月29日
25	災害時における応急対策業務に関する協定	甲斐市建築家協会	公共施設及び一般個人住宅等の被害状況調査・被災建築物応急危険度判定の実施	平成22年 12月21日
26	災害時等の相互応援に関する協定	静岡県 御前崎市	職員の派遣・医療品、物資等の供給・車両の提供等	平成24年 1月31日
27	災害時等の相互応援に関する協定	静岡県 牧之原市	職員の派遣・医療品、物資等の供給・車両の提供等	平成24年 2月1日
28	水道水の供給に関する覚書	原口内科・腎クリニック	人工透析患者のための水道水の提供（市が病院に提供）	平成24年 4月23日
29	災害時における福祉避難所に係る協定	げんき甲斐	福祉避難所としての要支援者の受入れ	平成24年 6月8日
30	災害時における福祉避難所に係る協定	しあわせホーム竜王	福祉避難所としての要支援者の受入れ	平成24年 6月8日
31	災害時における福祉避難所に係る協定	医療法人 仁和会 竜王リハビリテーション病院	福祉避難所としての要支援者の受入れ	平成24年 6月8日
32	災害時における福祉避難所に係る協定	敷島荘	福祉避難所としての要支援者の受入れ	平成24年 6月8日
33	災害時における福祉避難所に係る協定	老人保健施設 ひかりの里	福祉避難所としての要支援者の受入れ	平成24年 6月8日
34	災害時における福祉避難所に係る協定	りほく病院併設 高齢者総合ケアセンター	福祉避難所としての要支援者の受入れ	平成24年 6月8日
35	災害時における福祉避難所に係る協定	山梨ライフケアホーム	福祉避難所としての要支援者の受入れ	平成24年 6月8日
36	災害時における福祉避難所に係る協定	特別養護老人ホーム ゆめみどり	福祉避難所としての要支援者の受入れ	平成24年 6月8日
37	災害時における福祉避難所に係る協定	特別養護老人ホーム あかさか	福祉避難所としての要支援者の受入れ	平成24年 6月8日
38	災害時における福祉避難所に係る協定	めぐみ荘	福祉避難所としての要支援者の受入れ	平成24年 6月8日
39	災害時における応急対策業務に関する協定	一般社団法人甲府地区建設業協会	市が管理する道路、河川、建物等の被害状況調査、復旧等（協会からの無線機の貸与あり）	平成24年 8月17日
40	災害時における被害家屋状況調査に関する協定	山梨県土地家屋調査士会、公益社団法人 山梨県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	市が行う被害家屋状況調査への協力	平成25年 4月9日
41	災害時における生活必需物資の調達に関する協定	ユニー株式会社 ラザウォーク甲斐双葉・アピタ双葉店	食糧、飲料水、日用品等の供給	平成25年 4月23日
42	災害時等相互応援協定	廃棄物と環境を考える協議会加盟団体	応急物資・資機材の提供、職員の派遣等	平成25年 7月12日

No.	協定名	協定機関等	協定内容	協定締結日
43	消防相互応援協定	甲府地区広域行政事務組合 関係市町村 峡北広域行政事務組合 関係市町村	相互応援体制の確立による災害等発生時の被害軽減等	平成26年 3月1日
44	災害時における飲料水の提供に関する協定	株式会社 伊藤園	市内設置自販機からの飲料水の無償提供及び要請に基づく営業拠点からの有償提供	平成26年 3月12日
45	災害時における物資供給に関する協定	NPO法人 コメリ災害対策センター	作業用具、電気用品、暖房機器、日用品、飲料水等の供給	平成26年 7月15日
46	災害時における応急医薬品等の優先供給及び医療救護活動に関する協定	中巨摩東薬剤師会	応急医薬品等の優先供給及び薬剤師の派遣	平成26年 8月6日
47	災害時におけるLPガス等の供給に関する協定	山梨県エルピーガス協会 甲府地区	LPガス等の供給	平成26年 8月18日
48	積雪時等における除去作業に関する協定	有限会社 小林牧場 有限会社 黒富士農場 鷹野牧場	降雪時等における道路の雪、土砂の除去作業	平成26年 11月26日
49	積雪時等における除去作業に関する協定	坂田牧場	降雪時等における道路の雪、土砂の除去作業	平成26年 12月19日
50	積雪時等における除去作業に関する協定	富士観光開発株式会社 敷島カントリー倶楽部	降雪時等における道路の雪、土砂の除去作業	平成27年 1月28日
51	災害時の施設と敷地の借り上げに関する協定	韮崎警察署（現在 甲斐警察署）	韮崎警察署代替施設として双葉公民館及び施設駐車場を提供	平成27年 7月27日
52	災害時における物資供給に関する協定	株式会社 ケーヨー	作業用具、電気用品、暖房機器、日用品、飲料水等の供給	平成27年 9月16日
53	災害時の医療救護活動に関する協定	一般社団法人 中巨摩医師会 竜王班	医療救護所への医師、看護師等の派遣等	平成27年 11月6日
54	災害時の医療救護活動に関する協定	一般社団法人 中巨摩医師会 敷島班	医療救護所への医師、看護師等の派遣等	平成27年 11月6日
55	災害時の医療救護活動に関する協定	一般社団法人 北巨摩医師会	医療救護所への医師、看護師等の派遣等	平成27年 11月6日
56	災害時の歯科医療救護活動に関する協定	中巨摩地区歯科医師会 甲斐市地区班	医療救護所への歯科医師、歯科衛生士等の派遣	平成27年 11月6日
57	災害時における応急活動の支援に関する協定 （中村建設の自治会に対する応援協定）	株式会社 中村建設 万才1区自治会 万才東区自治会 榎東区自治会 榎西区自治会	施設への受入れ及び備蓄食糧等の提供	平成27年 12月4日
58	災害時における物資供給に関する協定	株式会社 オギノ	食糧、飲料水、日用品、医薬品等の供給	平成28年 3月1日
59	災害時における福祉避難所に係る協定	社会福祉法人 甲西厚生会、 軽費老人ホームあやめの里	福祉避難所としての要支援者の受入れ	平成28年 3月28日
60	災害時における応急活動の協力に関する協定	一般社団法人 山梨県トラック協会 （設置事業所：株式会社 甲斐延）	倉庫設置場所近隣の住民への物資の供給	平成28年 4月1日
61	富士山火山噴火時における富士吉田市の広域避難に関する覚書	富士吉田市	富士山噴火時における避難者の広域避難に関すること	平成28年 4月6日

No.	協定名	協定機関等	協定内容	協定締結日
62	災害時における救援活動の支援に関する協定	株式会社 オスカー	災害救援活動に従事する者の衣服や避難所で利用された毛布等のクリーニング	平成28年 10月4日
63	災害時における被災者等相談の実施に関する協定	山梨県司法書士会	被災者に対する相談窓口の開設及び司法書士の派遣 (相談料は無料。相談場所は市が提供。)	平成28年 12月12日
64	大規模災害時における被災者支援に関する協定	山梨県行政書士会	被災者に対する相談窓口の開設及び行政書士の派遣 (相談料は一部有料。相談場所は市が提供。)	平成29年 2月9日
65	災害時における福祉避難所に係る協定	社会福祉法人 燦生福祉会フルール甲斐	福祉避難所としての要支援者の受入れ	平成29年 3月31日
66	災害防災情報等の放送に関する協定	株式会社日本ネットワークサービス	災害防災情報等の伝達及び放送	平成29年 5月1日
67	災害時等における施設の使用に関する協定	甲府市	甲府市平瀬町平瀬及び上野自治会住民の区域外避難所として吉沢地域ふれあい館を使用すること	平成29年 8月22日
68	積雪時等における除去作業に関する協定	富士山サクラリゾート合同会社	降雪時等における道路の雪、土砂の除去作業	平成29年 9月1日
69	災害時における被害調査の支援に関する協定	学校法人 日本航空学園	無人航空機（ドローン）による被害調査等	平成29年 10月20日
70	災害時における地図製品等の供給等に関する協定	株式会社 ゼンリン	災害対策本部等で使用する地図製品等の提供	平成30年 5月21日
71	大規模災害時における法律相談業務に関する協定	山梨県弁護士会	市民に対する法律相談会の開催及び弁護士の派遣 (相談料は無料。相談場所の確保・広報は市が行う。)	平成30年 6月4日
72	災害時における総合的支援に関する協定	株式会社 ジットセレモニー	ジットセレモニー双葉ホール内施設の開放、葬儀に係る火葬資機材等の提供並びに遺体安置施設の提供及び遺体搬送等	平成30年 10月2日
73	洪水時の緊急避難における高速道路区域の一時使用に関する協定	中日本高速道路株式会社八王子支社 甲府保全・サービスセンター	洪水時に高速道路区域（大下条地内から富竹新田地内の法面）を緊急避難場所として提供	令和元年 9月26日
74	災害時における物資供給に関する協定	株式会社 内藤	段ボール製のベッド、パーティー等等の提供	令和2年 2月20日
75	大規模太陽光発電事業に関する環境保全協定書	山梨甲斐東平メガソーラー発電合同会社 代表社員 マッコリージャパン株式会社	良好な地域環境の保全と災害発生の防止	令和2年 3月25日
76	大規模太陽光発電事業に関する環境保全協定書	合同会社 フジワラ	良好な地域環境の保全と災害発生の防止	令和2年 3月25日
77	大規模太陽光発電事業に関する環境保全協定書	株式会社 トーエネック	良好な地域環境の保全と災害発生の防止	令和2年 3月25日
78	大規模太陽光発電事業に関する環境保全協定書	株式会社 環境ネットワーク	良好な地域環境の保全と災害発生の防止	令和2年 3月25日
79	大規模太陽光発電事業に関する環境保全協定書	甲斐太陽光第一合同会社 代表社員 AC8 一般社団法人	良好な地域環境の保全と災害発生の防止	令和2年 3月25日

No.	協定名	協定機関等	協定内容	協定締結日
80	災害時における量の提供に関する協定	「5日で5000枚の約束。」プロジェクト実行委員会	避難所への量製品の提供	令和2年 4月17日
81	災害時における施設等の利用に関する協定	株式会社ジットセレモニー	臨時避難場所としてジットセレモニー双葉ホールの利用提供	令和2年 8月6日
82	災害時における棺及び葬祭用品の供給等並びに遺体の搬送等の協力に関する協定	山梨県葬祭事業協同組合	棺及び葬祭用品の供給、遺体の搬送、遺体安置施設等の提供等	令和2年 10月16日
83	災害時における施設等の利用に関する協定	大丸商事 株式会社 竜王4区自治会	緊急避難場所としてDAIMARU竜王店の立体駐車場及び店外トイレの提供等	令和2年 11月16日
84	災害時における施設等の利用に関する協定	株式会社 ABC	緊急避難場所として甲斐敷島店の立体駐車場と店外トイレの提供等	令和2年 11月20日
85	災害時における施設等の利用に関する協定	株式会社 サンポー	緊急避難場所として施設の駐車場、トイレ、休憩室の提供等	令和2年 11月20日
86	災害時における施設等の利用に関する協定	株式会社 山梨県環境科学検査センター	緊急避難場所として施設の駐車場の提供等	令和2年 11月20日
87	災害時における施設等の利用に関する協定	サンテクノカレッジ	緊急避難場所として施設の駐車場、玄関ホール、トイレの提供等	令和2年 11月20日
88	災害時における施設等の利用に関する協定	株式会社 ケーエスシー	緊急避難場所として施設の駐車場、トイレの提供等	令和2年 11月20日
89	災害時における施設等の利用に関する協定	ピー・シー・エー株式会社	緊急避難場所として施設敷地の提供等	令和2年 11月20日
90	災害時における施設等の利用に関する協定	株式会社 ハル研究所	緊急避難場所として施設の第2駐車場及び第3駐車場の提供等	令和2年 11月20日
91	災害時の避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給の協力に関する協定	トヨタカローラ山梨株式会社	外部給電可能な車両からの電力供給の協力	令和2年 12月3日
92	災害時等の相互応援に関する協定	滋賀県 竜王町	職員の派遣・医療品、物資等の供給・車両の提供等	令和3年 2月12日
93	大規模災害時における防疫業務の協力に関する協定	一般社団法人山梨県 ペストコントロール協会	災害時において法律に基づく防疫業務が必要となった場合の協力	令和3年 3月22日
94	甲斐市と日本郵便株式会社甲斐市内郵便局との包括的連携に関する協定	日本郵便株式会社甲斐市内郵便局	連携事項のうち、災害時における協力に関すること	令和3年 3月22日
95	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	ヤフーサービス上での情報発信の協力等	令和3年 4月9日
96	災害時における施設等の利用に関する協定	株式会社 いちやまマート 下八幡3区自治会 南区自治会	緊急避難場所としていちやまマートアルプス通り店の屋上駐車場及び屋外トイレの提供	令和3年 6月18日
97	災害時等の相互応援に関する協定	新潟県 三条市	職員の派遣・医療品、物資等の供給・車両の提供等	令和3年 6月29日
98	包括連携協定	大塚製薬株式会社	災害時における健康保持に関すること	令和3年 6月24日
99	災害時等の相互応援に関する協定	千葉県 成田市	職員の派遣・医療品、物資等の供給・車両の提供等	令和3年 7月8日

No.	協定名	協定機関等	協定内容	協定締結日
100	災害時における施設等の利用に関する協定	株式会社 T-MARC 下八幡3区自治会 南区自治会	緊急避難場所として施設2階フィットネスジムの提供	令和3年 7月26日
101	災害時における電力復旧のための連携等に関する基本協定	東京電力パワーグリッド 株式会社山梨総支社	電力の早期復旧に係る相互協力	令和3年 10月6日
102	災害時等の相互応援に関する協定	岐阜県 各務原市	職員の派遣・医療品、物資等の供給・施設の提供等	令和3年 11月5日
103	災害時における応急活動の協力に関する協定	生活協同組合 パルシステム山梨	物資の供給及び物資の輸送等の協力	令和3年 12月9日
104	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定	日立建機日本株式会社 西関東支店 甲府営業所	建設重機、資機材等のレンタル機材の提供	令和3年 12月9日
105	災害時における施設等の利用に関する協定	大豊株式会社 タイホー 双葉店	緊急避難場所として平面・立体駐車場及び屋内トイレ等の提供	令和4年 2月2日
106	災害時における物資（ユニットハウス等）供給に関する協定	三協フロンテア株式会社	ユニットハウス等（仮設事務所、トイレ等）の提供	令和4年 2月7日
107	災害時における施設等の利用に関する協定	株式会社 アイ・コーポレーション	緊急避難場所として「誓いの丘イストアール双葉」の屋外駐車場及び屋内施設の提供	令和4年 2月4日
108	災害時における施設等の利用に関する協定	株式会社 大統	緊急避難場所として「ダイトースターレーン」の屋外駐車場及び屋内施設等の提供	令和4年 2月16日
109	災害時における施設等の利用に関する協定	山梨北開発興業株式会社	緊急避難場所として「サテライト双葉」の屋外駐車場及び屋内施設等の提供	令和4年 3月15日
110	緊急時における物資の供給等に関する協定	株式会社 ビバホーム	物資の供給 緊急避難場所として施設の駐車場等の提供	令和4年 3月25日
111	山梨県における広域避難等に関する協定	山梨県及び 県内27市町村	県内外への広域避難等の円滑な実施を確保するためのもの	令和4年 5月19日
112	災害時等の公衆衛生及び環境保全に係る検査に関する協定	株式会社 山梨県環境科学検査センター	水道、井戸、受水槽、土壌等の検査 水、食品、土壌等の放射能検査等	令和4年 6月10日
113	災害時における相互応援に関する協定	神奈川県 海老名市	職員の派遣・医療品、物資等の供給・施設の提供等	令和4年 11月19日
114	災害時における福祉避難所に係る協定	コスモス	福祉避難所としての要支援者の受入れ	令和5年 2月24日
115	災害時における福祉避難所に係る協定	社会福祉法人 敷島緑陽園	福祉避難所としての要支援者の受入れ	令和5年 2月24日
116	災害時における福祉避難所に係る協定	サポートハウスAndante	福祉避難所としての要支援者の受入れ	令和5年 2月24日
117	災害時における福祉避難所に係る協定	ワーキングスペース大地	福祉避難所としての要支援者の受入れ	令和5年 2月24日
118	災害時における福祉避難所に係る協定	ワークハウスふたば	福祉避難所としての要支援者の受入れ	令和5年 2月24日

No.	協定名	協定機関等	協定内容	協定締結日
119	災害時における福祉避難所に係る協定	ぎんが工房	福祉避難所としての要支援者の受入れ	令和5年 2月24日
120	災害時における福祉避難所に係る協定	フレンズ双葉	福祉避難所としての要支援者の受入れ	令和5年 2月24日
121	災害時における福祉避難所に係る協定	地域活動支援センターかいしま	福祉避難所としての要支援者の受入れ	令和5年 2月24日
122	災害時における福祉避難所に係る協定	社会福祉法人三井福社会 春日の郷	福祉避難所としての要支援者の受入れ	令和5年 2月24日
123	災害時における福祉避難所に係る協定	放課後等デイサービス むすぶ	福祉避難所としての要支援者の受入れ	令和5年 2月24日
124	災害時における福祉避難所に係る協定	放課後等デイサービス あゆむ	福祉避難所としての要支援者の受入れ	令和5年 2月24日
125	災害時における福祉避難所に係る協定	生活介護事業所 ひびき	災害時における障がい者・高齢者等の災害時要援護者の受け入れ	令和5年 2月24日
126	災害対策に係る防災資機材等の貸与に関する覚書	甲府市	やまなし県央連携中枢都市圏を構成する市町間における防災資機材等の相互利用	令和5年 12月1日
127	災害時における応急活動の支援に関する協定	山梨県厚生農業協同組合連合会	大規模停電初期において、連合会が所有する検診車等によりやまなし県央連携中枢都市圏を構成する市町の避難所等への電力供給等（検診車の運転手つき）	令和6年 3月26日
128	浸水時における緊急時避難協力施設としての一時使用に関する協定	ルネサスセミコンダクタ マニファクチュアリング株式会社甲府工場	浸水時における緊急時避難協力施設として施設の一部の一時提供	令和6年 8月1日
129	災害時における応急対策業務に関する協定	一般社団法人 日本レストレーション協会（JRES）	水害等により公共施設等に被害が発生した場合の応急対策業務（清掃・消毒・カビ制御・乾燥等）の実施に係る支援	令和6年 8月16日
130	災害時における民間救急車両等の利用に関する協定	株式会社 ハイメディック	避難者等の輸送に伴う民間救急車の利用	令和6年 9月6日
131	災害時における甲斐市と甲斐市社会福祉協議会の相互支援に関する協定	社会福祉法人 甲斐市社会福祉協議会	災害ボランティアセンターの設置及び運営に係る相互協力	令和6年 10月17日
132	災害時における移動式宿泊施設等の提供に関する協定	株式会社 デベロップ	株式会社デベロップが管理する移動式宿泊施設等の優先的な提供	令和6年 12月20日
133	ドローンの活用に関する連携協定	学校法人 日本航空学園 株式会社 クスリのサンロード	ドローンの活用促進、孤立地域への物資搬送等	令和7年 2月25日